

浦安市地域防災計画

(令和7年度修正)

浦 安 市 防 災 会 議

目次

第1章 総則.....	
第1節 浦安市地域防災計画の目的と概要.....	1-1-1
第2節 防災関係機関、その他関係機関・団体等、市民・事業所等の役割.....	1-2-1
第3節 市の概況.....	1-3-1
第4節 災害危険性.....	1-4-1
第2章 災害予防計画.....	
第1節 災害に強い市民・組織の形成.....	2-1-1
第2節 災害に強い都市の形成.....	2-2-1
第3節 地盤対策、津波対策.....	2-3-1
第4節 災害に強い施設等の整備.....	2-4-1
第5節 消防体制の強化.....	2-5-1
第6節 応急対応力の強化.....	2-6-1
第7節 要配慮者対策.....	2-7-1
第8節 帰宅困難者対策.....	2-8-1
第9節 調査・研究.....	2-9-1
第10節 水害対策 ※浦安市水防計画.....	2-10-1
第11節 風害対策.....	2-11-1
第12節 雪害対策.....	2-12-1
第13節 火山災害対策.....	2-13-1
第14節 大規模事故災害対策.....	2-14-1
第3章 応急活動体制.....	
第1節 災害対策本部設置時の体制（共通）.....	3-1-1
第2節 災害対策本部設置前の体制（風水害） ※浦安市水防計画.....	3-2-1
第4章 災害応急・復旧計画(震災編)	
災害対策の推移と役割.....	
第1節 千葉県、防災関係機関との連絡体制.....	4-1-1
第2節 市民への情報伝達.....	4-2-1
第3節 被災記録の整理.....	4-3-1
第4節 災害救助法の適用手続き.....	4-4-1
第5節 受援体制（人的支援）.....	4-5-1
第6節 受援体制（物的支援）.....	4-6-1
第7節 関係機関への応援・派遣要請.....	4-7-1

第8節 消防、救急救助活動.....	4-8-1
第9節 応急医療救護活動.....	4-9-1
第10節 警備・交通規制.....	4-10-1
第11節 避難対策.....	4-11-1
第12節 津波対策.....	4-12-1
第13節 生活救援.....	4-13-1
第14節 清掃・環境対策.....	4-14-1
第15節 行方不明者の搜索・遺体処理・火葬.....	4-15-1
第16節 緊急輸送.....	4-16-1
第17節 ライフライン対策.....	4-17-1
第18節 建築物対策.....	4-18-1
第19節 公共施設対策.....	4-19-1
第20節 応急教育等対策.....	4-20-1
第21節 災害ボランティア活動.....	4-21-1
第22節 要配慮者への支援.....	4-22-1
第23節 帰宅困難者への支援.....	4-23-1
第24節 市民生活安定への支援.....	4-24-1
第25節 生活関連施設の復旧.....	4-25-1
第26節 激甚災害の指定.....	4-26-1
第5章 災害応急・復旧計画(風水害等編)	
災害対策の推移と事前防災行動計画.....	
第1節 事前行動計画 ※浦安市水防計画.....	
第2節 水害避難対策 ※浦安市水防計画.....	5-2-1
第3節 水害対策(応急計画) ※浦安市水防計画.....	5-3-1
第4節 風害対策.....	5-4-1
第5節 雪害対策.....	5-5-1
第6節 火山災害対策.....	5-6-1
第7節 大規模事故災害対策.....	5-7-1
第6章 災害復興計画.....	
第1節 復興の基本的な考え方.....	6-1-1
第2節 市の対応.....	6-2-1
第7章 南海トラフ地震に係る 周辺地域としての対応計画.....	
第1節 計画の基本方針.....	7-1-1
第2節 南海トラフ地震臨時情報と防災対策.....	7-2-1
第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時の対応.....	7-3-1
第4節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発令時の対応措置.....	7-4-1

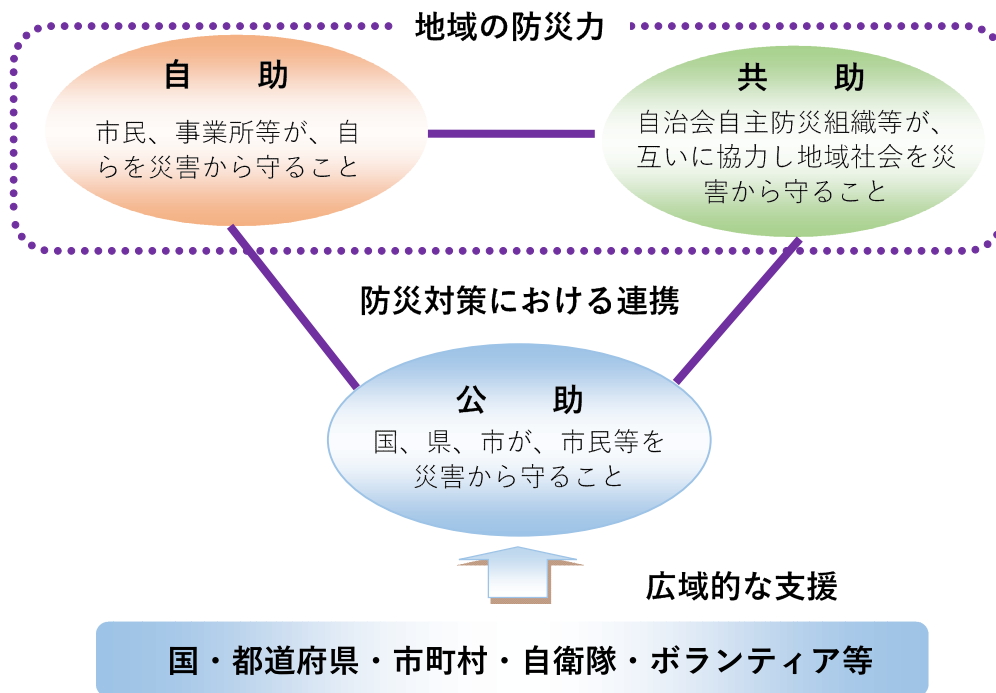
第1章

総則

第 1 節 浦安市地域防災計画の目的と概要

第 1 計画の目的

浦安市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、本市で発生する災害に対し、市を含む防災関係機関、市民、事業所、自治会自主防災組織等の各主体の役割を明らかにし、各段階に応じた災害予防、災害応急及び災害復旧について必要な対策の基本について定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して市民等の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

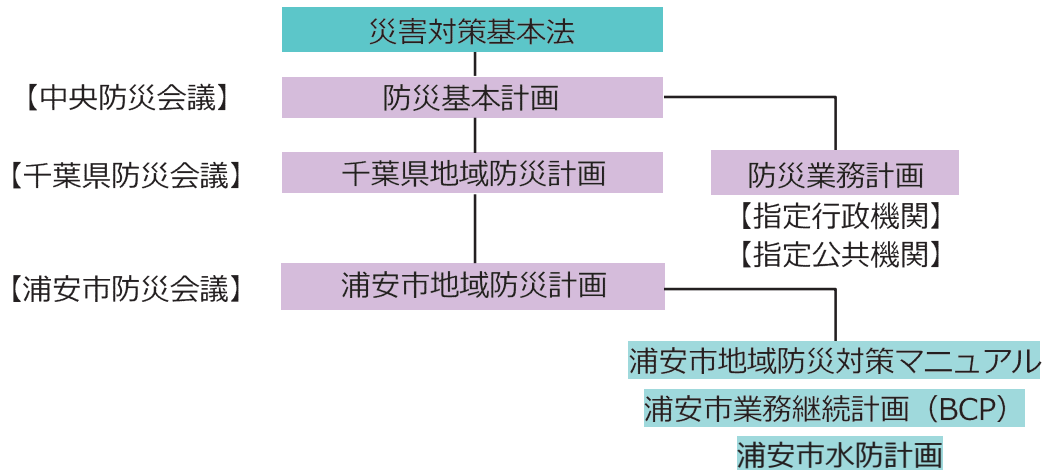


〈浦安市災害対策基本条例〉

大規模災害への対策は、行政等の防災関係機関、市民、事業所が一体となって行う必要があることから、平成 21 年に「浦安市災害対策基本条例」（平成 21 年 3 月 31 日条例第 1 号）を制定し、市民、事業者、市その他市にかかわるものの責務と役割を明らかにした上で、連携していくことを理念として定めている。

第 2 計画の位置づけ

本計画は、市域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画である。また、他の計画との関係は次のとおりである。



■計画の位置づけ

1. 上位計画との関係

本計画は、防災基本計画及び千葉県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。

2. 浦安市水防計画との関係

水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき、洪水又は高潮による水災の被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的に策定する計画である。

なお、本計画は浦安市水防計画を含むものとする。

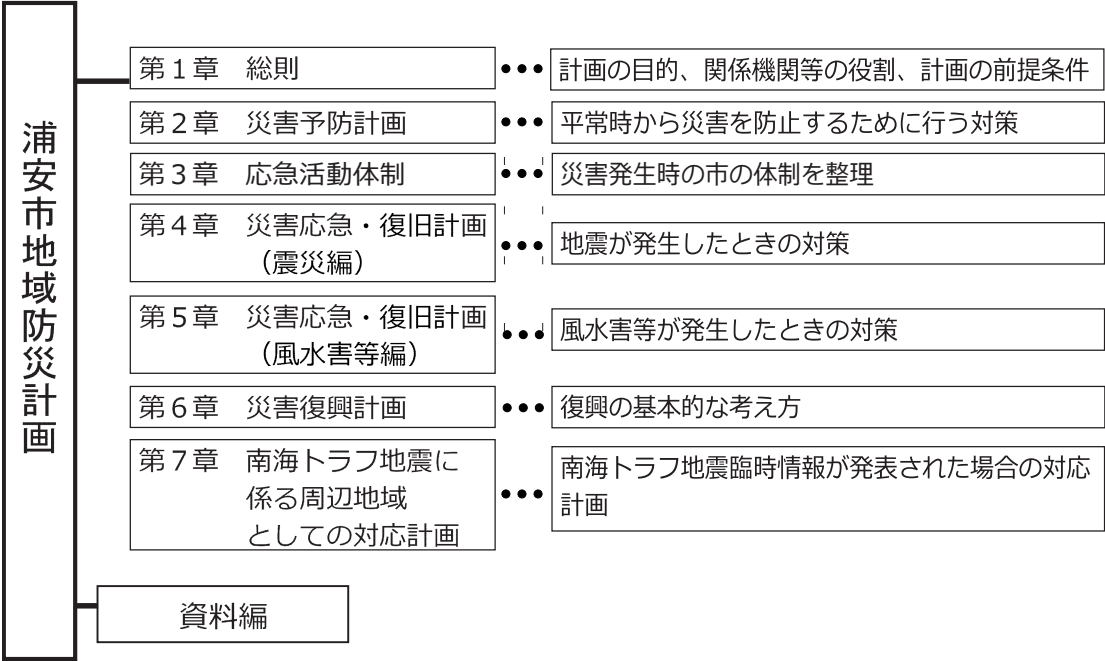
※（浦安市水防計画は、本計画の第 2 章「災害予防計画第 10 節水害対策」、第 3 章「応急活動体制第 2 節災害対策本部設置前の体制（風水害）」、第 5 章「災害応急・復旧計画（風水害等編）第 1 節事前行動計画、第 2 節水害避難対策、第 3 節水害対策（応急計画）」に含まれるものとする。

第 3 計画の作成主体

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号 以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき、浦安市防災会議が作成するものである。

第 4 計画の構成

本計画は、本市の行う災害対策の全体像、役割、対策の方針、内容等をまとめたものであり、その構成は、次のとおりである。



第 5 減災及び応災を重視した防災対策の方向性

市を含む防災関係機関、市民、事業所、自治会自主防災組織等の各主体は、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化して被害の迅速な回復を図る「減災」及び災害時の被害からの迅速な回復を図る「応災」を防災対策の基本理念とすることで、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するものとする。

また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

第 6 計画の修正

本計画は、法第 42 条の規定に基づき、毎年内容の検討を行い、必要があると認めた場合は修正を行うものとする。

第2節 防災関係機関、その他関係機関・団体等、市民・事業所等の役割

市及び千葉県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関その他防災上重要な施設管理者は、概ね次の事務又は業務を行うものとする。

第1 防災関係機関

本市、千葉県をはじめ指定機関（内閣府告示による）は、「千葉県地域防災計画」によって災害に対し次の役割を担うこととなっている。

1. 浦安市

1. 市防災会議及び市災害対策本部に関すること
2. 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
3. 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
4. 災害の防除と拡大の防止に関すること
5. 救助、防疫等災者の保護及び保健衛生に関すること
6. 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
7. 被災産業に対する融資等の対策に関すること
8. 被災市営施設の応急対策に関すること
9. 災害時における文教対策に関すること
10. 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
11. 災害時における交通、輸送の確保に関すること
12. 被災施設の復旧に関すること
13. 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
14. 被災者の生活再建支援に関すること

2. 千葉県

1. 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関する事
2. 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関する事
3. 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関する事
4. 災害の防除と拡大の防止に関する事
5. 災害時における防疫その他保健衛生に関する事
6. 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関する事
7. 被災産業に対する融資等の対策に関する事
8. 被災県営施設の応急対策に関する事
9. 災害時における文教対策に関する事
10. 災害時における社会秩序の維持に関する事
11. 災害対策要員の動員、雇上げに関する事
12. 災害時における交通、輸送の確保に関する事
13. 被災施設の復旧に関する事
14. 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関する事
15. 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関する事
16. 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関する事
17. 被災者の生活再建支援に関する事
18. 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関する事

3. 指定地方行政機関

関東管区警察局	1. 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関する事 2. 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事 3. 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関する事 4. 警察通信の確保及び警察通信統制に関する事 5. 津波警報の伝達に関する事
関東財務局千葉財務事務所	1. 立会関係 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関する事 2. 融資関係 (1) 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関する事 (2) 災害復旧事業費の融資（長期）に関する事 3. 国有財産関係 (1) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事 (2) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事 (3) 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関する事 (4) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関する事 (5) 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関する事 (6) 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関する事

	4. 民間金融機関等に対する指示、要請関係 (1) 災害関係の融資に関すること (2) 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること (3) 手形交換、休日営業等に関すること (4) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること (5) 営業停止等における対応に関すること
関東農政局	1. 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること 2. 応急用食料・物資の支援に関すること 3. 食品の需給・価格動向の調査に関すること 4. 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること 5. 飼料、種子等の安定供給対策に関すること 6. 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること 7. 営農技術指導及び家畜の移動に関すること 8. 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること 9. 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること 10. 被害農業者に対する金融対策に関すること
関東経済産業局	1. 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2. 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3. 被災中小企業の振興に関すること
関東東北産業保安監督部	1. 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること 2. 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること
関東運輸局	1. 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること 2. 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること 3. 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること 4. 災害時における応急海上輸送に関すること 5. 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること
関東地方整備局	1. 災害予防 (1) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること (2) 通信施設等の整備に関すること (3) 公共施設等の整備に関すること (4) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること (5) 官庁施設の災害予防措置に関すること (6) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること (7) 豪雪害の予防に関すること 2. 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること (2) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること (4) 災害時における復旧資材の確保に関すること (5) 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること (6) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること (7) 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること (8) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

	3. 災害復旧 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。
第三管区海上保安本部	1. 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること 2. 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通管制に関すること 3. 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること 4. 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること
東京管区气象台	1. 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
関東総合通信局	1. 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2. 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関すること 3. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 4. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 5. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
千葉労働局	1. 工場、事業所における労働災害の防止に関すること 2. 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること
関東地方環境事務所	1. 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること 2. 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること 3. 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること 4. 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

4. 自衛隊

1. 災害派遣の準備 (1) 防災関係資料の基礎調査に関すること (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (3) 防災資材の整備及び点検に関すること (4) 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること 2. 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること (2) 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること
--

5. 指定公共機関

NTT東日本株式会社、株式会社NTTドコモ、NTTドコモビジネス株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	1. 電気通信施設の整備に関する事 2. 災害時における通信サービスの提供に関する事 3. 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
日本赤十字社	1. 医療救護に関する事 2. こころのケアに関する事 3. 救援物資の備蓄及び配分に関する事 4. 血液製剤の供給に関する事 5. 義援金の受付及び配分に関する事 6. その他応急対応に必要な業務に関する事
日本放送協会	1. 県民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事 2. 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事 3. 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事 4. 被災者の受信対策に関する事
東日本高速道路株式会社	1. 東日本高速道路の保全に関する事 2. 東日本高速道路の災害復旧に関する事 3. 災害時における緊急交通路の確保に関する事
首都高速道路株式会社	1. 首都高速道路の保全に関する事 2. 首都高速道路の災害復旧に関する事 3. 災害時における緊急交通路の確保に関する事
東日本旅客鉄道株式会社	1. 鉄道施設の保全に関する事 2. 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事 3. 帰宅困難者対策に関する事
日本貨物鉄道株式会社	災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事
日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
東京電力パワーグリッド株式会社	1. 災害時における電力供給に関する事 2. 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事
KDDI株式会社	1. 電気通信施設の整備に関する事 2. 災害時等における通信サービスの提供に関する事 3. 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
日本郵便株式会社	1. 災害時における郵便事業運営の確保 2. 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ・ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事 ・ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事 ・ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事 ・ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関する事 ・ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事 3. 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事

6. 指定地方公共機関

京葉瓦斯株式会社	ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
東京地下鉄株式会社	1. 鉄道施設の保全に関すること 2. 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること 3. 帰宅困難者対策に関すること
株式会社舞浜リゾートライン	1. 鉄道施設の保全に関すること 2. 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること 3. 帰宅困難者対策に関すること
(公社)千葉県医師会	1. 医療及び助産活動に関すること 2. 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
(一社)千葉県歯科医師会	1. 歯科医療活動に関すること 2. 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
(一社)千葉県薬剤師会	1. 調剤業務及び医薬品の管理に関すること 2. 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること 3. 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム	1. 県民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること 2. 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3. 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
(一社)千葉県トラック協会、(一社)千葉県バス協会	災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

第2 公共的な団体その他防災上重要な施設管理者

病院等医療施設	1. 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2. 災害時における収容者の保護及び誘導 3. 災害時における病人等の収容及び保護 4. 災害時における負傷者の医療及び助産救助
学校法人	1. 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2. 災害時における児童生徒の保護及び誘導 3. 災害時における応急教育計画の確立及び実施 4. 被災施設の災害復旧
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資
社会福祉施設	1. 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2. 災害時における入所者の保護及び誘導
社会福祉協議会	1. 要配慮者の支援 2. 災害時におけるボランティア活動の支援
危険物取扱施設	1. 安全管理の徹底 2. 防護施設の整備
浦安市赤十字奉仕団	1. 炊き出し等による被災者への支援 2. 災害に備えAEDを含む救急蘇生法訓練の実施

■ 第3 市民及び事業者等

災害発生時には、市、防災関係機関だけで災害対策を行うことは不可能である。災害が発生したときには、市民等は、自らの地域は自らの手で守ることを基本として、行動することが重要である。

また、事業者においても、事業所内の対策のみならず、地域と連携して災害対策にあたる必要がある。

よって、それぞれに求められる役割は、「浦安市災害対策基本条例（平成 21 年 3 月）」に基づき次のとおりとする。

1. 自助

○市民の自助

市民は、自助の理念にのっとり、災害の予防のため、次に掲げる事項について自ら災害に備えるよう努めなければならない。

- (1) 自らが居住し、又は使用する建築物その他の工作物の安全性の確保
- (2) 家具の転倒防止
- (3) 出火の防止
- (4) 災害時の初期対応に必要な用具の準備
- (5) 災害時に必要な飲料水及び食料等災害時に自らが必要とする物資の備蓄又は確保
- (6) 避難経路、避難場所及び避難方法についての確認
- (7) 災害時の連絡先及び連絡方法についての確認
- (8) 災害時における帰宅に必要な物資の確保
- (9) 自発的な災害予防の活動及び災害時における避難活動、負傷者の救護その他の諸活動への参加

○事業者の自助

事業者は、自助の理念にのっとり、また、従業員及び顧客（以下「従業員等」という。の安全を考え、災害の予防のため、次に掲げる事項について、災害に備えるよう努めなければならない。

- (1) 事業活動で使用する建築物その他の工作物の安全性の確保
- (2) 事業活動で使用する物品等の転倒、落下等の防止
- (3) 出火の防止
- (4) 災害時の初期対応に必要な用具の準備
- (5) 災害時に必要な飲料水及び食料等災害時に従業員等が必要とする物資の備蓄又は確保
- (6) 避難経路、避難場所及び避難方法についての確認及び従業員等への周知
- (7) 災害対策に関する知識及び技術の従業員等への周知並びに事業所の自主的な防災組織の編成
- (8) 災害時における情報の取得及び伝達の手段の確認及び確保並びに従業員等への周知
- (9) 市民と連携し地域の災害対策活動の実施及びこれへの参加並びに施設等の提供

○帰宅困難者の自助

- (1) 帰宅困難者となるおそれのある者は、自助の理念にのっとり、災害時における帰宅に必要な物資の確保に努めなければならない。
- (2) 帰宅困難者となるおそれのある者は、災害時の家族との連絡手段の確認及び確保並びに帰宅経路の確認に努めなければならない。
- (3) 帰宅困難者となった者は、自らの安全を確保するとともに、帰宅の可能性に関する情報の収集に努めなければならない。

2. 共助

○市民の共助

市民は、地域社会の一員としての責任を自覚し、共助の理念にのっとり、自発的な災害予防の活動及び災害時における避難活動、負傷者の救護その他の諸活動（以下「災害対策活動」という。）に参加するよう努めなければならない。

○事業者の共助

事業者は、社会的責任を自覚し、共助の理念にのっとり、市民と連携し地域の災害対策活動の実施及びこれへの参加並びに施設等の提供に努めなければならない。

○災害時協力体制の事前整備

市民及び事業者は、災害時における相互の協力体制をあらかじめ築いておくよう努めなければならない。

○災害対策事業への協力

市民及び事業者は、市長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力しなければならない。

○自主防災組織の結成

市民は、お互いの生命、身体及び財産を災害から守るため、自主防災組織を結成するよう努めなければならない。

○避難行動要支援者の支援

市民及び事業者並びに自主防災組織は、共助の理念にのっとり、避難行動要支援者が災害時に安全を確保できるよう支援に努めなければならない。

○帰宅困難者の支援

市民及び事業者並びに自主防災組織は、共助の理念にのっとり、帰宅困難者の円滑な帰宅を促進するための必要な支援に努めなければならない。

○帰宅困難者の共助

帰宅困難者は、共助の理念にのっとり、相互に助け合って帰宅に努めるとともに、負傷者の救護その他の諸活動に協力するよう努めなければならない。

第 3 節 市の概況

第 1 自然条件

1. 地勢

本市は、東京湾の奥部に位置し、東と南は東京湾に面し、西は旧江戸川を隔てて東京都江戸川区、北は市川市と接している。市の広がり、東西 6.06km、南北 6.23km で、面積は 18.79 ㎢である。

本市の土地は、旧江戸川の河口に発達した低地と、その約 3 倍に及ぶ公有水面埋め立て事業によって造成された埋立地からなっており、おおむね平坦である。低地は、全域が第四紀完新世（1 万年前～現在にいたる地質時代）に上流から運ばれた砂・シルト・泥が堆積して形成された。今から 5 千～6 千年前の縄文時代には、海面が現在よりも高く、本市の土地は海面下にあった。

2. 気象

令和 6 年の本市の気象概況は、月平均気温の最低が 1 月の 7.5℃、最高が 8 月の 29.4℃であった。月別降水量は梅雨期及び秋霖期に多く、特に 6 月において 302.5mm となっている。

令和 6 年の本市の年間平均気温は 17.8℃で、気候はおおむね温暖な海洋性気候であり、令和 6 年の年間降水量は 1,412.5mm で、全国平均より少雨である。

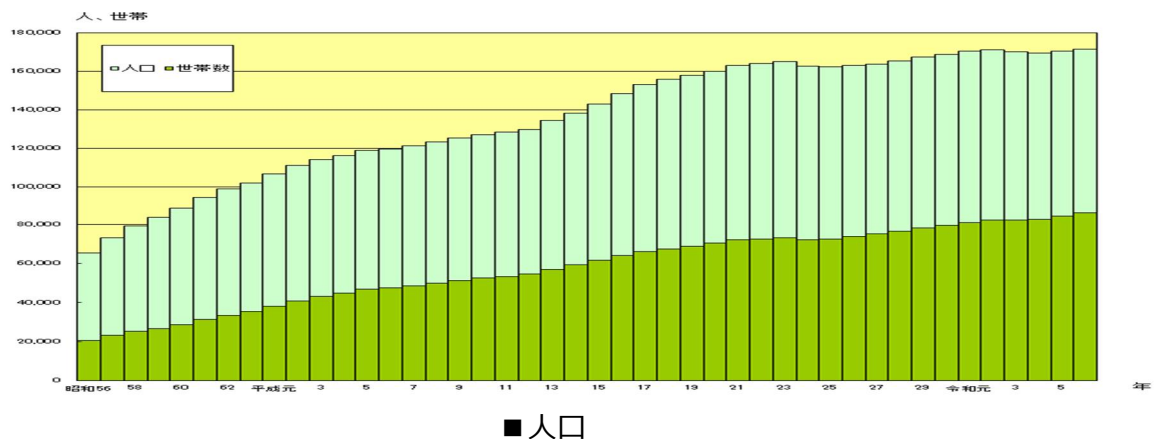
また、全域が市街化区域であり、雨水浸透域が少ないため、都市の中心部の気温が高くなる傾向にある。

加えて、近年の地球温暖化に伴う局地的な集中豪雨等異常気象により、都市型水害の影響を受けやすい状況である。

第 2 社会条件

1. 人口

本市の人口は、昭和 40 年代には 3 万人未満であったが、地下鉄東西線の開通や埋立事業後の宅地開発等により急激に増加し、令和 7 年 3 月末日現在、171,899 人、87,345 世帯である。



2. 建物

本市内には、約2万棟の建物があり、そのうち昭和55年以前（旧建築基準法）に建てられた木造建物が約3千3百棟である（浦安市耐震改修促進計画による）。特に、古くからの市街地である元町は一部老朽化した木造住宅が密集した地区がある。

3. 道路・橋梁

本市内の主要な道路は、首都高速道路湾岸線、国道357号、主要地方道市川浦安線、県道東京浦安線、県道浦安停車場線、県道西浦安停車場線、及び市道幹線である。市管理橋梁のうち、主要な道路にかかわるものは13橋となっている。

4. ライフライン

本市内のガスは主に京葉瓦斯（株）、水道は千葉県企業局、電力は東京電力パワーグリッド（株）によって供給されている。また、下水道人口普及率は、99.8%（令和7年3月末日現在）となっている。

5. 観光

本市のアーバンリゾートゾーンは、テーマパークやホテル、大型商業施設などが集積しており、国内だけでなく、海外からも多くの来訪者を集める本市の観光・リゾートにとって重要なゾーンとなっている。

第 4 節 災害危険性

第 1 災害履歴

1. 地震の履歴

本市を含む南関東地域は、ユーラシアプレート、フィリピン海プレート、太平洋プレートの会合部にあたり、最も地震活動の活発な地域である。

これまでに発生した地震で、本市に大きな揺れや被害を及ぼしたのは、安政江戸地震（1855 年）、関東地震（1923 年）、東日本大震災（2011 年）等が挙げられる。

また、本市に到達した津波は、元禄地震（1703 年）、安政東海地震（1854 年）、関東地震（1923 年）の記録が残されているが、いずれも最大津波高は 2 m 以下である。

■千葉県における地震災害の履歴

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害
1703 元禄 16	12. 31	元禄地震	M8. 2 震源：房総半島南東沖（相模トラフ）	房総半島南部を中心に地震動、津波により甚大な被害。死者 6, 534 人、家屋全壊 9, 610 戸。浦安の津波 2m。
1854 安政 1	12. 23	安政東海地震	M8. 4 震源：駿河湾（駿河トラフ）	安房地方、銚子で津波あり。名洗で漁船転覆死者 3 人。浦安の津波 1m。
1855 安政 2	11. 11	安政江戸地震	M6. 9 震源：東京湾北部	下総地方を中心に、被害。死者 20 人、家屋全壊 82 戸。
1923 大正 12	9. 1	関東地震	M7. 9 震源：相模湾（相模トラフ）	相模湾を震源とした大地震（関東大震災）で地震動、津波により甚大な被害。死者・行方不明者 1, 342 人、負傷者 3, 426 人、家屋全壊 31, 186 戸、同焼失 647 戸、同流失 71 戸。浦安の津波 2m。
1960 昭和 35	5. 23	チリ地震津波		県内海岸に 2 ～ 3m の津波。死者 1 人。
1987 昭和 62	12. 17	千葉県東方沖地震	M6. 7 震源：千葉県東方沖（日本海溝）	山武郡、長生郡、市原市を中心に被害。死者 2 人、負傷者 144 人、住家全壊 16 戸、填砂現象多数。浦安市内においても液状化現象が見られた。浦安市で震度 5 を観測。
2005 平成 17	4. 11	千葉県北西部地震	M6. 1 震源：千葉県北東部（震源の深さ：約 52 km）	八日市場市、旭市、小見川町、干潟町で震度 5 強。県内での被害なし。浦安市で震度 3 を観測。
2005 平成 17	7. 23	千葉県北東部地震	M6. 0 震源：千葉県北西部（震源の深さ：約 73 km）	東京都足立区で震度 5 強、県内では市川市、船橋市、浦安市、木更津市、鋸南町で震度 5 弱。
2011 平成 23	3. 11	東北地方太平洋沖地震	M9. 0 震源：三陸沖（震源の深さ：24km）	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、地盤の液状化が発生、九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18. 8km まで遡上、浸水面積は九十九里地域（銚子市～いすみ市）で 23. 7km ² に達した。死者は 20 名（内、津波による死者 14 名）、行方不明者 2 名（津波による）、負傷者 251 名。浦安市で震度 5 強を観測。
2012 平成 24	3. 14	千葉県東方沖地震	M6. 1	県内で死者 1 名、負傷者 1 名、家屋の一部損壊 3 棟の被害がでた。その他、銚子市ではブロック塀等が 4 か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約 14, 800 軒以上に断水が発生した。浦安市で震度 3 を観測。

（千葉県地域防災計画、羽鳥徳太郎（2006）を編集）

2. 風水害の履歴

本市に影響を及ぼした主な風水害等は、次のとおりである。

■災害履歴（災害救助法適用）

発生年月日	被害の状況
大正 6 年高潮 1917. 9.30（大正6年）	大正 6 年 9 月 24 日、フィリピン群島洋上に発生した台風は同月 30 日の夜半に当時の観測史上でもまれな超低気圧となって関東を襲った。しかも、この日は年間を通して最も平均潮位の高い旧暦十五夜の満月にあたっていたため、発生した高潮は一瞬のうちに浦安を襲い、瞬く間に町内一帯は浸水。この時のようすを、アリの柱をはいあがるように水があがってきたと語る人もいた。 この高潮により、浦安を含む東葛飾地区が被った被害は死者 44 人、行方不明 1 人、負傷者 115 人、建物の被害は流出 305 棟、倒壊・破損 2,155 棟を数えた。3 km にわたって決壊した浦安の堤防の修復には 3 カ月近くを要した。
キティ台風1949.8.31 （昭和 24 年）	昭和 24 年 8 月 27 日、マーカス島の東南に発生した熱帯性低気圧が発達し「キティ台風」と名付けられた。同月 30 日に東海道一帯に接近し、31 日夜に関東を直撃。浦安にも大きな被害をもたらした。 浦安では来襲前日の 8 月 30 日から全職員を招集。消防団と協力して、警戒態勢を整えたが、31 日は朝から豪雨で風雨は強まり午後 9 時ごろには最大となった。堤防は 14 カ所、900m にわたって決壊、濁流が田畑を押しつぶし、畳や家財を上げる暇もないほどの早さで家々を襲った。その結果、家屋の全・半壊、流出は 390 戸に及び、水害後も赤痢の発生などにより、戦後まもない混乱期にあった人々を苦しめた。
昭和 56 年台風 24 号 1981.10.22（昭和 56 年）	昭和 56 年 10 月 22 日、夕方から台風 24 号の影響によって降りはじめた雨は、翌 23 日の午前 2 時ごろまでに瞬間最大風速 25.7m の強い風をともなった集中豪雨となった。特に 22 日午後 10 時から 11 時までの 1 時間は 64 ミリと、キティ台風の 3 倍にも及ぶ雨量を記録した。 市では水防対策本部を設置し、消防団とともに 300 人を超える職員が懸命の処理にあたったものの、記録的な大雨はさらに猛威をふるい、市の被害は旧市街を中心に床上浸水 262 戸、床下浸水 445 戸にも及んだ。

第 2 地震被害の想定

1. 想定地震

国は、防災・減災対策の対象とする地震を「切迫性の高い M 7 クラスの首都直下地震（30 年以内に 70% の確率で発生）」としている。（平成 25 年 12 月公表）

また、M 7 クラスの首都直下地震には様々なタイプが考えられ、どこで発生するかわからないとしている。

これら首都直下地震として想定されているタイプの地震のうち、本市が最大の被害となると想定される「浦安市直下を震源域とする地表断層が不明瞭な地殻内の地震」（以下「浦安市直下地震」という。）を本計画の想定地震とする。

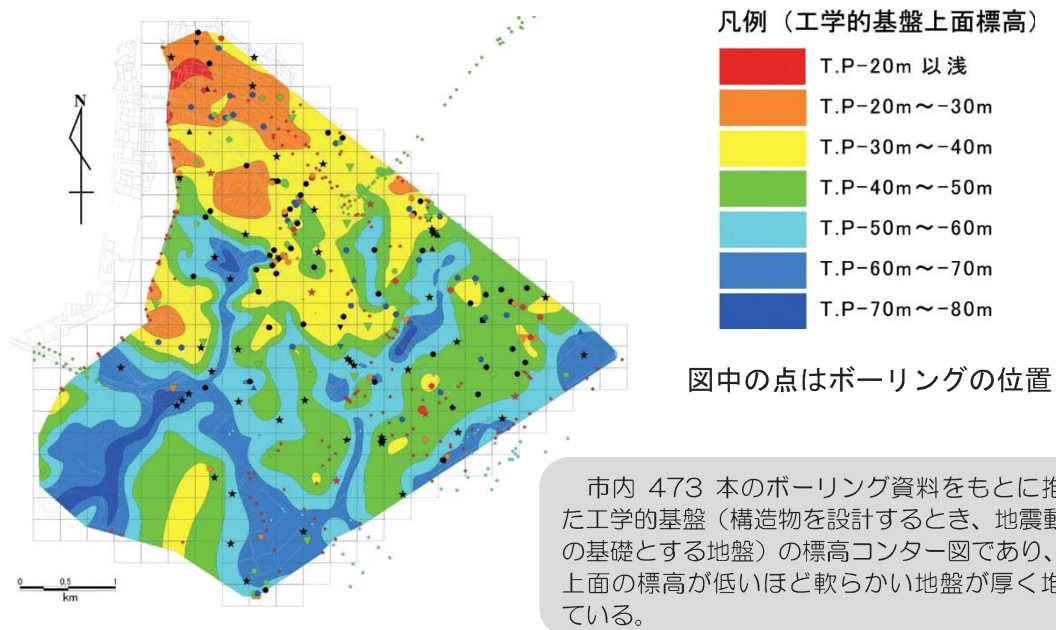
■想定条件

地震による被害は、季節や時刻によって人的被害、地震火災、避難者等の予測結果に差異が生ずるため、季節や発生時期等を考慮して 3 ケースを設定した。

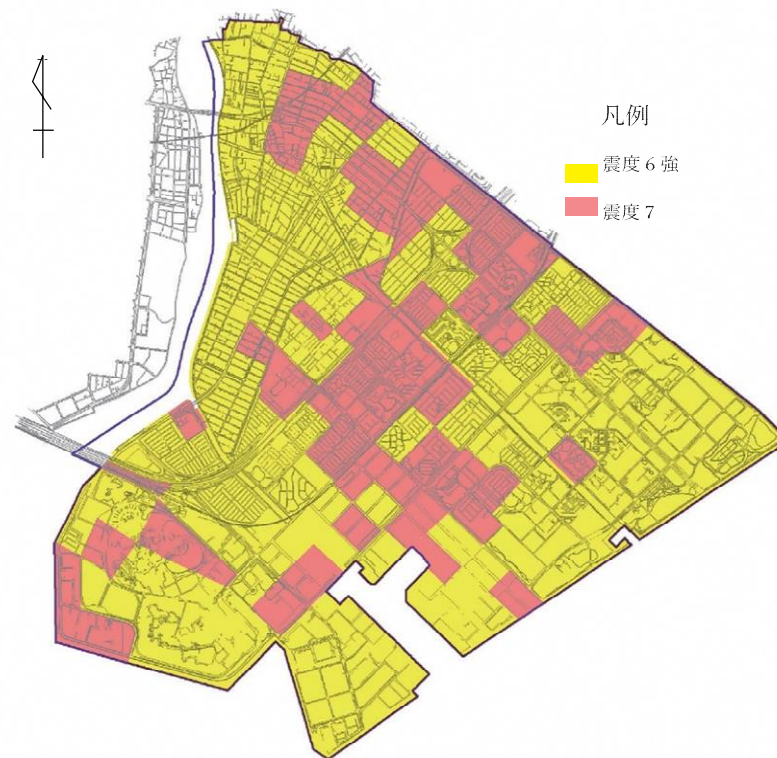
震源	浦安市直下地震 震源を浦安市直下約 5.1km、マグニチュードを 7.1 に設定（平成 25 年首都直下地震モデル検討会（中央防災会議）の公表を参考に設定）
発生時期	①冬季午前 5 時：多くの人々が自宅で就寝しているため人的被害が大きくなる時間帯（阪神・淡路大震災と同じ時間帯） ②夏季午後 0 時：外出者が多く観光客等が多い時間帯 ③冬季午後 6 時：火気器具の使用が多く、火災発生率が高くなる季節・時間帯
風速	① 3m/s ② 8m/s

2. 地震動・液状化

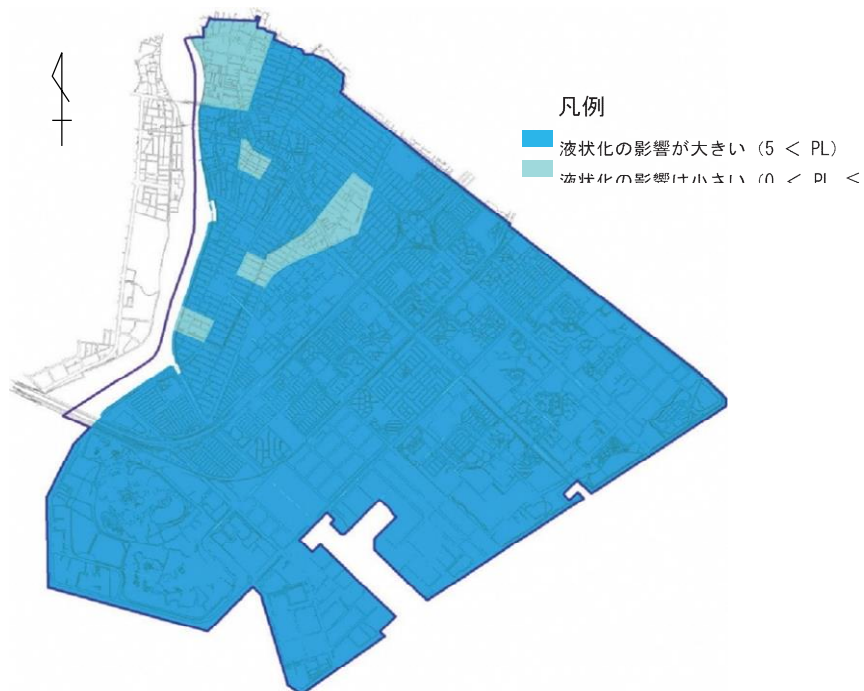
液状化の危険度評価については、「浦安市液状化対策技術検討調査委員会」で検討した地盤調査の結果を活用した。



■工学的基盤標高コンター図（平成 23 年度浦安市液状化対策技術検討調査）



■浦安市直下地震で予測される震度分布



地盤調査結果を基に浦安地域の地盤をモデル化した上で、内陸直下型地震による「地震動や液状化の影響の程度」を計算したものです。このため、想定した地震が発生した場合でもここに示すとおり結果になるとは限りません。また、地盤改良等の効果については反映していません。

■内陸直下型地震(レベル2)による液状化危険度分布

3. 被害量

浦安市直下地震による被害量は、次のとおりである。

①建物被害	建築物数	全壊棟数	半壊棟数
棟数	21,598 棟	2,650 棟	3,902 棟

②ライフライン被害	上水道	都市ガス	下水道	電力
生活支障人口・戸数 (発災直後・1 日後)	160,141 人	77,017 戸	158,172 人	100,434 人

③地震火災被害	出火件数	炎上出火件数	残出火件数	焼失棟数
冬 5 時	5 件	4 件	1 件	163 棟
夏 12 時	5 件	4 件	2 件	178 棟
冬 18 時 (風速 4 m)	16 件	13 件	10 件	1,149 棟
冬 18 時 (風速 8 m)			11 件	1,232 棟

④人的被害	死者数	重篤者数	重症者数	中等症者数	要救助者数
冬 5 時	160 人	47 人	190 人	785 人	1,838 人
夏 12 時	131 人	37 人	148 人	650 人	1,259 人
冬 18 時 (風速 4 m)	188 人	43 人	171 人	693 人	1,266 人
冬 18 時 (風速 8 m)	193 人	43 人	172 人	695 人	

⑤帰宅困難者	滞留帰宅困難者	市民の帰宅困難者
発生当日	18,516 人	18,700 人

⑥避難者	発生直後 (避難所内避難者)	1 週間後 (避難所内避難者)	1 ヶ月後 (避難所内避難者)
冬 5 時	22,372 人 (13,423 人)	51,705 人 (25,852 人)	46,033 人 (13,810 人)
夏 12 時	22,399 人 (13,440 人)	51,726 人 (25,863 人)	46,062 人 (13,619 人)
冬 18 時 (風速 4 m)	26,357 人 (15,814 人)	54,856 人 (27,428 人)	48,840 人 (14,652 人)
冬 18 時 (風速 8 m)	26,696 人 (16,018 人)	55,125 人 (27,562 人)	49,080 人 (14,724 人)

⑦災害廃棄物	瓦礫量 (トン)	瓦礫量 (㎡)
瓦礫量	1,220,969	564,121

第 3 津波の想定

本市に影響を与える津波として、国の浸水想定調査等から本市に到達する津波の想定と本市への影響は以下のとおりである。

1. 津波の想定

- (1) 首都直下地震モデル検討会で検討された津波
中央防災会議の首都直下地震対策検討ワーキンググループによれば、津波対策の検討が必要とされるマグニチュード 8 クラスのプレート境界地震により津波が発生した場合、最大でも 2 m 以下の津波の高さと試算されている。
- (2) 東海地震の津波
中央防災会議の東海地震に関する専門調査会で、東海地震の津波が予測されている（平成 13 年 11 月）。本市の津波高は 0 ～ 1 m と予測されている。
- (3) 南海トラフの巨大地震の津波
中央防災会議の南海トラフの巨大地震モデル検討会において、南海トラフで発生する巨大地震の津波が予測されている（平成 24 年 8 月）。
本市への津波の到達は地震発生の 122 分後、最大津波高は 3 m と想定されている。

南海トラフ巨大地震

南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震・津波については、千年に一度ある いはそれよりもっと頻度が低いものであるが、仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な 被害をもたらすだけでなく、人的損失や国内生産・消費活動、日本経済のリスクの高ま りを通じて、影響は我が国全体に及ぶ可能性があり、行政、企業、地域、住民等、個々 の果たす役割を踏まえつつ当該地震への対策にも万全を期する必要があるものとして、平成 25 年 5 月に中央防災会議 防災対策推進会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループから最終報告が発表されたものである。

国で予測される本市への津波

想定地震名	首都直下地震	東海地震	南海トラフ巨大地震
発生領域	日本海溝・相模トラフ	南海トラフ (駿河トラフのみ)	南海トラフ
調査機関 〈中央防災会議〉	首都直下地震モデル 検討会	東海地震に関する 専門調査会	南海トラフの巨大 地震モデル検討会
最大波高	2 m 以下	0 ～ 1 m	3 m
到達時間	—	60 分以上	122 分

※計算条件は、次のとおり。潮位：満潮位「平成 24 年気象庁潮位表」より
津波高：東京湾平均海面（T.P）からの高さ

2. 本市への影響

国から発表されている津波予測により、本市への影響を検証した場合、本市の海岸護岸の天端は海拔高度 6 m、河川護岸の天端は海拔高度 4.5 mあり、津波が護岸を越える予測となっていないため、住宅地での浸水の可能性は極めて低いと考えられる。

第4 水害の想定

1. 外水氾濫（江戸川洪水）

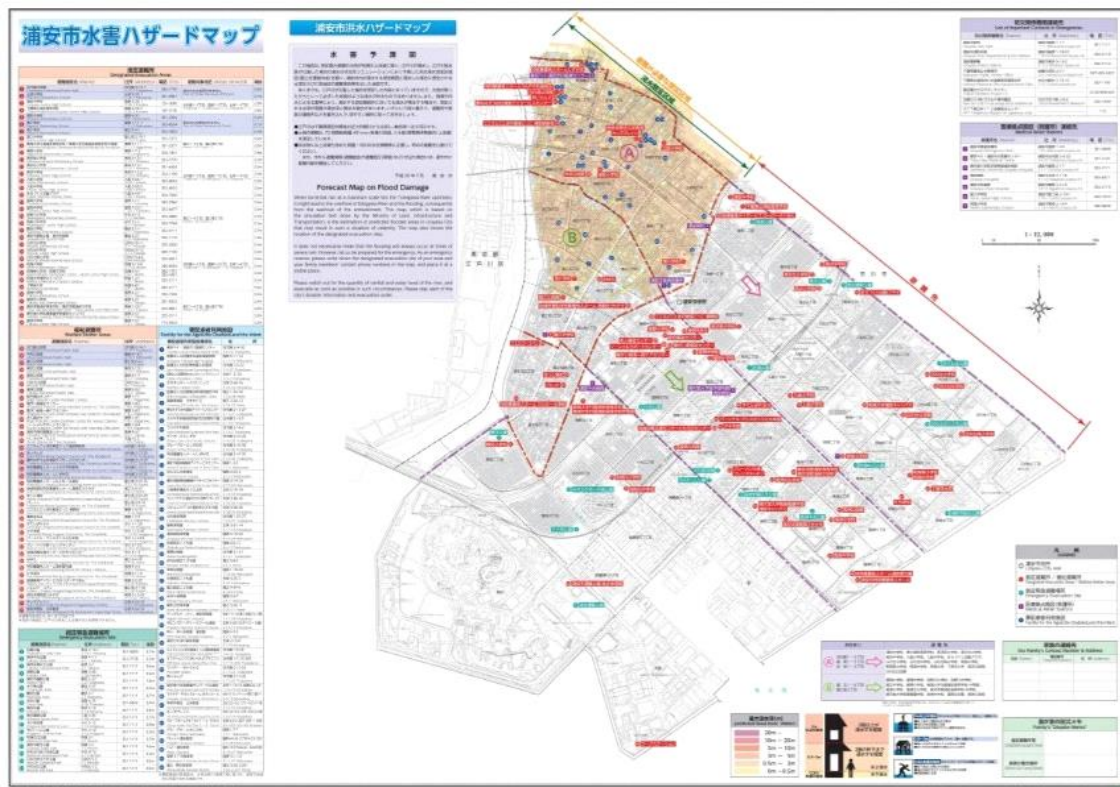
本市は、想定最大規模の大雨が利根川上流域に降り、江戸川が増水し、江戸川放水路が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測した洪水浸水想定を本計画の想定災害とする。

(1) 想定雨量（想定最大規模）

72 時間総雨量 491mm（利根川流域、八斗島（群馬県伊勢崎市）上流域）

(2) 浸水想定区域（想定最大規模）

最大浸水深 2.8m



■浦安市水害ハザードマップ

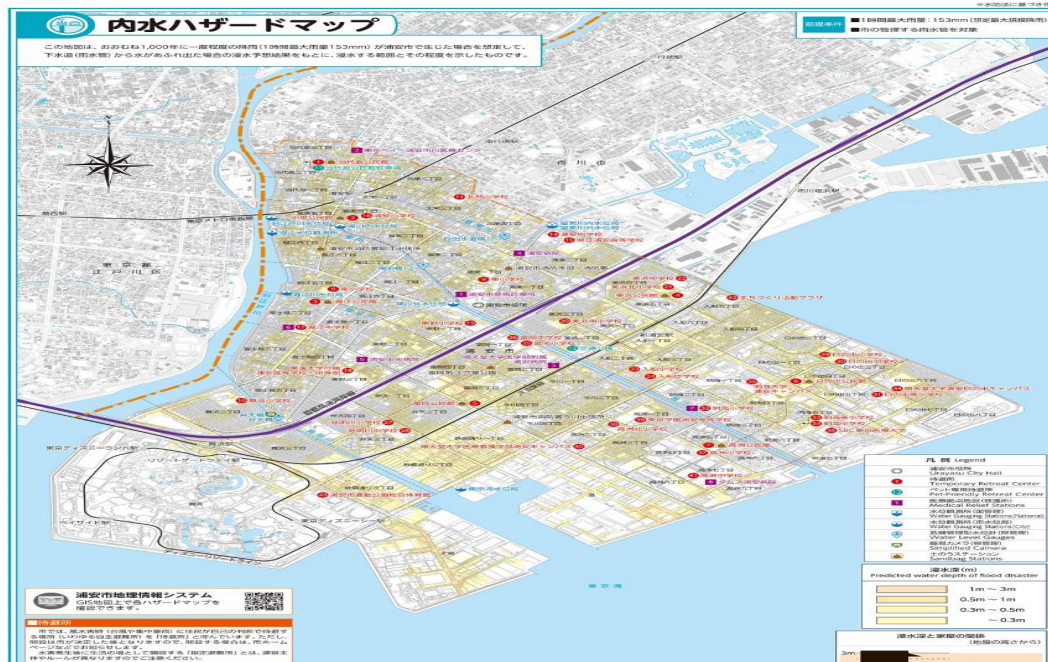
2. 内水氾濫（集中豪雨）

本市は、短時間強雨を含む集中豪雨を想定した浸水シミュレーションにより予測した内水氾濫による浸水想定を本計画の想定災害とする。

(1) 想定雨量

1時間最大 153mm（想定最大規模降雨量）

(2) 浸水想定区域



■浦安市内水ハザードマップ

3. 高潮

本市は、平成 30 年 11 月に千葉県が公表した想定最大規模の浸水想定区域図及び、平成 21 年 4 月に国土交通省が公表した計画規模の浸水想定区域図を想定災害とする。千葉県が公表した想定最大規模の浸水想定区域図は、概ね 1,000 年～5,000 年に一度の発生頻度であり、台風のルートや規模、河川・海岸施設の破壊という最悪の条件下で想定したものである。

(1) 想定台風

(i) 想定最大規模

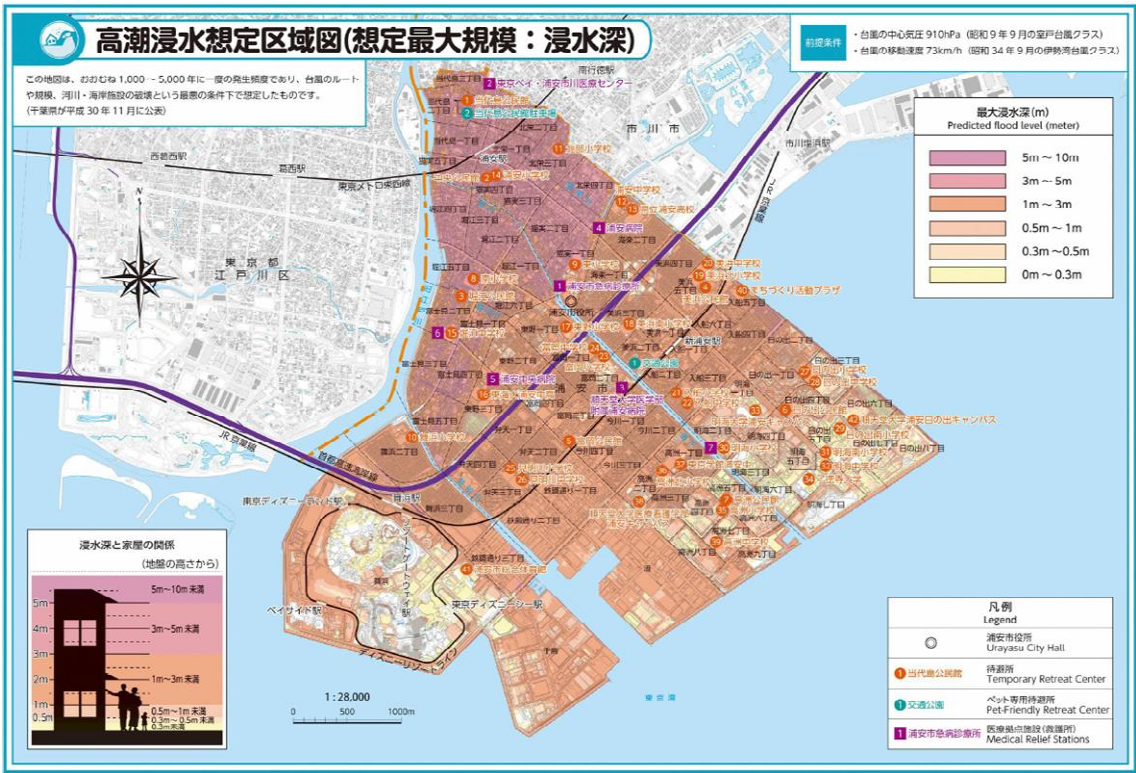
台風の中心気圧 910hPa（室戸台風級）、台風の移動速度 73km/h(伊勢湾台風級)

(ii) 計画規模

台風の中心気圧 940hPa(伊勢湾台風級)、台風の移動速度 73km/h(伊勢湾台風級)

(2) 浸水想定区域

(i) 想定最大規模



■ 浦安市高潮ハザードマップ (想定最大規模)

(ii) 計画規模



■ 浦安市高潮ハザードマップ (計画規模)

4. その他河川

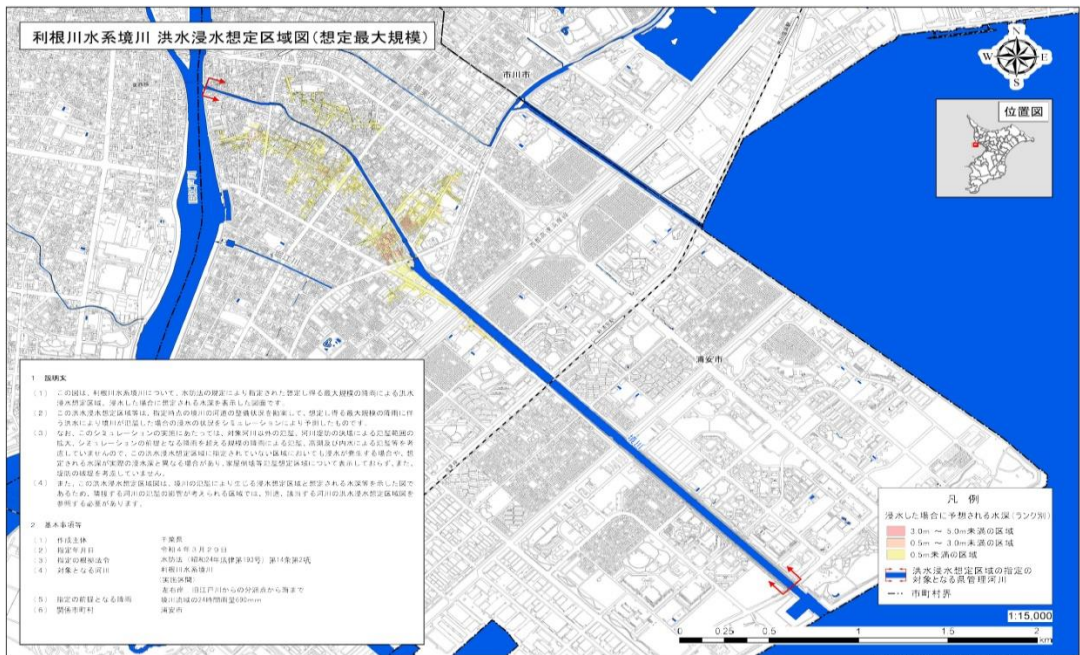
千葉県が公表した県内河川における想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図や氾濫推定図のうち、江戸川以外の河川において、本市域内で浸水が想定される河川は次のとおりである。

(1) 対象河川及び想定雨量

本市において洪水により浸水が想定される小規模河川における想定雨量は、千葉県で設定した次の条件に基づいている。

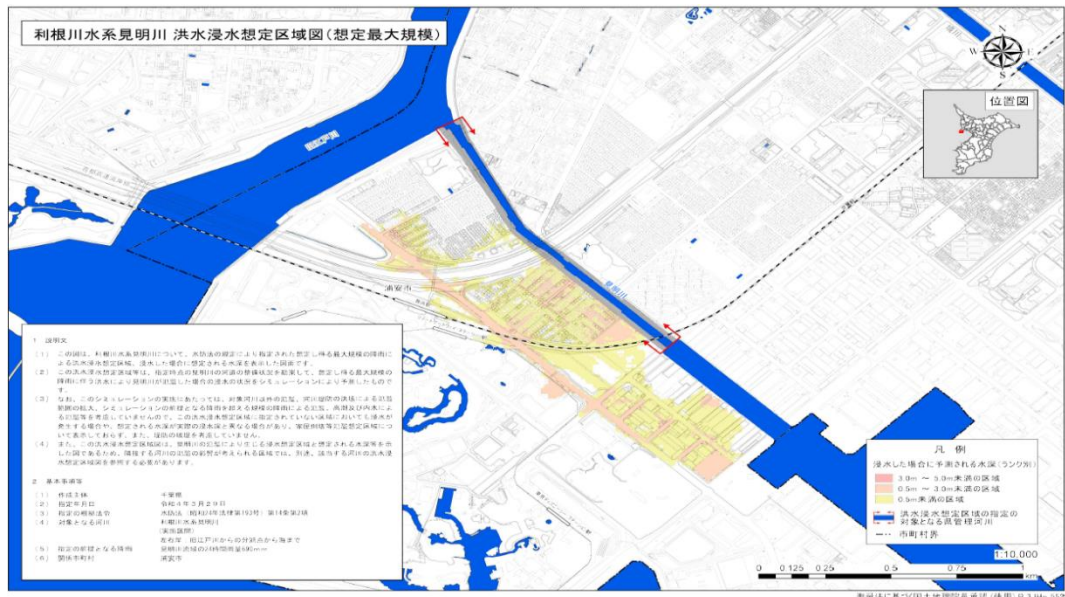
(i) 境川（令和 4 年 3 月公表）

境川流域の 24 時間雨量 690mm



(ii) 見明川（令和 4 年 3 月公表）

見明川流域の 24 時間雨量 690mm



猫実川水系猫実川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

1 説明文

(1) この図は、猫実川水系猫実川について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場所と想定される水深を示した図です。

(2) この洪水浸水想定区域は、指定地点の降雨量の河川での推定状況と推定し、想定し得る最大規模の降雨に等しい降雨量とシミュレーションの結果による推定の結果とを比較し、より不利な方の結果を採用しています。なお、この洪水浸水想定区域は、河川での推定状況と推定し得る最大規模の降雨に等しい降雨量とシミュレーションの結果による推定の結果とを比較し、より不利な方の結果を採用しています。なお、この洪水浸水想定区域は、河川での推定状況と推定し得る最大規模の降雨に等しい降雨量とシミュレーションの結果による推定の結果とを比較し、より不利な方の結果を採用しています。

(3) この洪水浸水想定区域は、指定地点の降雨量の河川での推定状況と推定し得る最大規模の降雨に等しい降雨量とシミュレーションの結果による推定の結果とを比較し、より不利な方の結果を採用しています。なお、この洪水浸水想定区域は、河川での推定状況と推定し得る最大規模の降雨に等しい降雨量とシミュレーションの結果による推定の結果とを比較し、より不利な方の結果を採用しています。

(4) また、この洪水浸水想定区域は、指定地点の降雨量の河川での推定状況と推定し得る最大規模の降雨に等しい降雨量とシミュレーションの結果による推定の結果とを比較し、より不利な方の結果を採用しています。なお、この洪水浸水想定区域は、河川での推定状況と推定し得る最大規模の降雨に等しい降雨量とシミュレーションの結果による推定の結果とを比較し、より不利な方の結果を採用しています。

2 基本事項

(1) 作成年度 平成30年

(2) 指定年月日 令和4年3月25日

(3) 指定の河川名称 猫実川

(4) 対象となる河川 猫実川

(5) 指定の河川名称 猫実川

(6) 指定の河川名称 猫実川

凡 例

浸水した場合に予想される水深(ランク別)

- 5.0m ～ 10.0m未満の区域
- 3.0m ～ 5.0m未満の区域
- 0.5m ～ 3.0m未満の区域
- 5.0m未満の区域

洪水浸水想定区域の指定の対象となる猫実川

市町村界

0 0.25 0.5 1 1.5 2 km

[illegible]

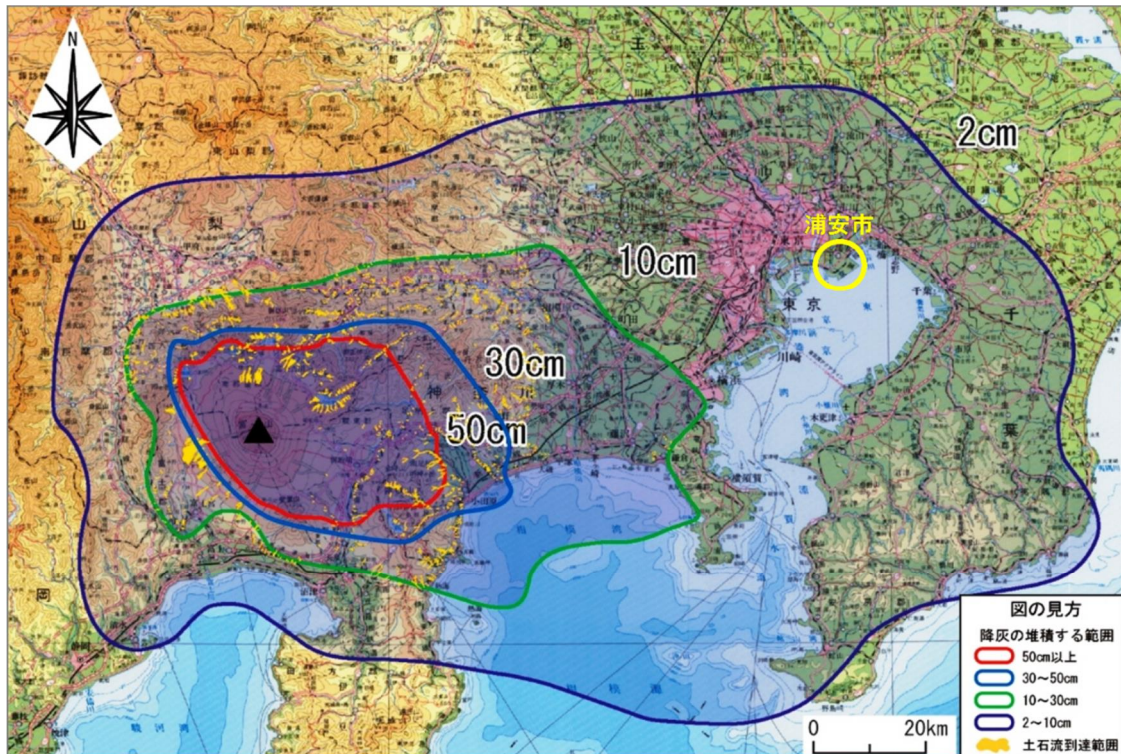
1 - 4 - 1 1

第5 火山災害被害の想定

千葉県は、県内に活火山は存在しないものの、近県には富士山、箱根山等の活火山が存在しており、本市においても、富士山噴火時に降灰等の影響が想定されている。

富士山の降灰については、平成13年7月に、国、関係する県及び市町村により富士山火山防災協議会が設立され、平成16年6月には富士山ハザードマップ検討委員会報告書が作成された。

この報告によると、富士山噴火時、降灰は関東地方の広範囲に及び、本市においても2～10cmの降灰が予測されている。



出典：富士山火山防災マップ(平成16年6月、内閣府 富士山火山防災協議会)

■降灰可能性マップ

【火山灰の特徴】

○粒子の直径が2mmより小さな噴出物(2～0.063mmを砂、0.063mm未満をシルトと細分化することもある)

○マグマが噴火時に破碎・急冷したガラス片・鉱物結晶片

○亜硫酸ガス(SO_2)、硫化水素(H_2S)、フッ化水素(HF)等の火山ガス成分が付着

○水に濡れると硫酸イオン等が溶出

○乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる

○硫酸イオンは金属腐食の要因

○溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム(石膏)となる

- 湿った火山灰は乾燥すると固結する
 - 火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約 1000℃と低い
 - 粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる
- 苦鉄質（シリカに乏しい）マグマ⇒非爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率少ない珪長質（シリカに富む）マグマ⇒爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率多い

出典：大規模火山災害対策への提言

（平成 25 年 5 月、内閣府 広域的な火山防災対策に係る検討会）

第6 大規模事故災害の想定

大規模事故として想定する災害は、災害対策基本法第2条及び同施行令第1条で定める災害のうち、社会的原因により発生する大規模な事故であり、その災害により身体・生命・財産に被害、あるいは社会的に大きな影響を及ぼすものをいう。

なお、次に想定されていない災害で、大規模事故に類する災害についても、この計画に定められた規定を準用するものとする。

また、発生原因がテロ・武力攻撃等による場合は、浦安市国民保護計画によるものとする。

■対象とする大規模事故災害

- ① 大規模火災
- ② 危険物等災害
- ③ 海上災害
- ④ 油等海上流出災害
- ⑤ 航空機災害
- ⑥ 鉄道災害
- ⑦ 道路災害
- ⑧ 放射性物質事故

第2章

災害予防計画

第1節 災害に強い市民・組織の形成

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 防災知識の普及・啓発	危機管理課 地域振興課 中央図書館	NTT東日本(株)、京葉瓦斯(株)、東京電力パワーグリッド(株)、千葉県企業局、東日本旅客鉄道(株)、東京地下鉄(株)、(株)ジェイコム千葉
第2 自主防災組織等の育成	危機管理課 商工観光課 教育総務課	—
第3 防災訓練の実施	危機管理課	NTT東日本(株)、京葉瓦斯(株)、東京電力パワーグリッド(株)、千葉県企業局、東日本旅客鉄道(株)、東京地下鉄(株)

● 自助・共助の役割

市民	・ 防災知識を習得するとともに家族で災害時の対応を共有する。 ・ 地域の自治会自主防災組織へ参加する。
事業所	・ 従業員へ防災知識を周知する。 ・ 防火・防災管理者の選任、防災設備の整備、自衛消防隊の編成、消防計画の作成等の事前対策を実施する。 ・ 事業継続計画（BCP）を作成する。 ・ 防災訓練を行う。
自治会 自主防災組織等	・ 地域住民へ防災知識を周知する。 ・ 自治会自主防災組織の編成を行う。 ・ 自主防災訓練を行う。

第1 防災知識の普及・啓発

災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」を実現するためには、東日本大震災等の災害の教訓を住民や地域で伝承するとともに、「災害の特徴」、「災害発生時の行動」、「日常の準備」等を理解することにより、的確な行動ができるよう準備することが重要である。

そのため、市及び防災関係機関は、様々な手段を用いて防災知識の普及・啓発を図るものとする。

1. 市民への啓発

(1) 防災広報活動の推進

市は、市民の防災意識の高揚を図るため、市防災アプリや市公式ホームページ・広報うらやすに自助・共助の重要性等の防災情報を掲載する。

また、防災講演会、市民大学、出前講座、防災関連動画の配信等により市民に防災知識の普及を図る。

■防災情報の内容例

○地域防災計画の概要	○各防災機関の震災対策
○地震等に関する一般知識	○出火の防止及び初期消火の心得
○室内外、高層住宅等における地震発生時の心得	○ハザードマップ
○避難所、避難路、避難地	○避難方法、避難時の心得
○食料、物資の備蓄	○学校施設等の防災対策
○建物の耐震対策、家具の固定	○災害時の危険箇所
○自主防災活動の実施	○防災訓練の実施
○災害時に発信する情報及び市の対応	○過去の災害状況、教訓
○帰宅困難者の対応	○災害・避難カード

(2) 防災マップ等の作成

市は、法に定める指定緊急避難場所及び指定避難所（以下、指定避難所等という。）、救護所、ヘリポート、緊急輸送路等の防災施設、災害危険区域及び浸水想定区域を記載した防災マップ及び水害ハザードマップを作成し、市民配布を行う。

(3) 消火器の貸出し

市は、災害に備えるため、各世帯に対し住宅用消火器の無償貸出しを行う。

(4) 外国人への支援

市は、浦安市国際交流協会と連携し、外国人に対して防災知識の普及・啓発を図るとともに、市防災アプリや市公式ホームページ・City News うらやすなどにより防災情報を提供する。

また、指定避難所等への避難場所誘導版や避難場所掲示板で外国語表記を推進するほか、指定避難所内で活用できる多言語表示シートや多言語指さしシート、避難者登録カードを備蓄することにより、外国語表記の推進を図る。

(5) 学校等における防災教育

学校等においては、園児・児童生徒を対象に、震災の脅威や災害発生時の行動、自助・共助・公助の重要性等に関する教育を家庭や地域と連携して行う。

防災教育の推進にあたっては、防災教育カリキュラムに基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行う。

■児童生徒の安全確保対策

- 保護者の事前対策
 - ・児童生徒の安否確認、所在把握の方法を知ること
 - ・通学路の危険箇所の認知
- 市の事前対策
 - ・安否確認、所在把握の方法の周知
 - ・通学路の安全点検と通学時の安全指導
 - ・防災教育のカリキュラムの見直し
 - ・防災マニュアルの作成・見直し（学校の管理者が作成）等

(6) 防災関係機関における防災広報

NTT 東日本（株）、京葉瓦斯（株）、東京電力パワーグリッド（株）、千葉県企業局市川水道事務所葛南支所、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）は、災害発生時の安全措置やライフライン機関の対応等について、パンフレット、チラシ、市公式ホームページ等を活用して利用者に知識の普及を図る。

2. 災害教訓の伝承

市は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、市ホームページ等で震災情報を提供する。

また、浦安市液化化対策技術検討調査委員会、地震防災基礎調査、国・千葉県の災害に係る調査の資料を収集し、市民への公開及び、災害広報や防災教育に活用できるよう整理する。

3. 市職員に対する啓発

市は、市職員が災害時に迅速かつ円滑な対応ができるよう、防災訓練の実施及び防災に係る職員研修、講演会等への参加を通じて、職員の防災意識の向上を図る。

また、各所属が所掌する対策に関し、毎年浦安市地域防災対策マニュアル等の内容を検討することで職員の防災力の向上を図る。

第2 自主防災組織等の育成

災害発生時には、被害を最小限にいとめるために「自らの地域は自らが守る」ことが必要である。そのため、市は特に日常地域活動に役割を果たしている女性の経験、能力を活用することに留意し、自治会自主防災組織の育成・指導を行うほか、地域の自治会自主防災組織が実施する訓練を支援するものとする。

また、自主防災組織を中心にすべての地縁団体や住民が参加できる新たな仕組みづくりを検討するものとする。

1. 自治会自主防災組織の育成等

(1) 自治会自主防災組織の育成

市は、昭和 55 年 5 月「浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金交付要綱」と平成 8 年 7 月「浦安市自主防災組織設立及び事業費補助金交付要綱」及び「浦安市自主防災組織防

「災害器材の貸付けに関する規則」を定めており、市内の自治会に対し自主防災組織の結成を働きかけ、補助金の交付を行い、自治会自主防災組織の育成・強化を図る。

特に、日常、地域活動に役割を果たしている女性の経験、能力を活用することに留意する。

(2) 地域防災ネットワークづくりへの支援

市は、浦安市自治会自主防災組織連絡協議会を通じて、自治会自主防災組織相互の連携強化を図る。

また、地域のボランティア団体、NPO等との協力体制を構築するよう働きかけ等を行う。

(3) 自治会自主防災組織等の防災力の向上

市は、自治会自主防災組織等が実施する初期消火や救出救護、避難行動要支援者の避難支援等、災害を想定した自主防災訓練の指導や訓練資機材等の提供を行い支援する。

また、地域コミュニティにおける共助による防災活動を推進するため、地域住民等が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画の作成を支援する。

(4) 地域水防団の設置

市は、水害から自らの地域を自らの手で守り、自衛の減災活動を行う「(仮称) 地域水防団」の設置を検討する。

2. 施設、事業者等の防災力の強化

(1) 施設・事業者等の防災管理体制の強化

市は、防火・防災管理の選任が必要とする事業所に対し、法令に基づく計画の作成、自衛消防活動の指導を行う。

(2) 事業継続計画（BCP）の作成

事業者は、事業者の安全対策の強化、業務継続、早期再開あるいは事業中断に伴う損害を最小限に抑えるため、事業継続計画（BCP）を作成する。

市は、事業者による事業継続計画（BCP）の作成について、普及啓発と取組の促進を図る。

(3) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設の管理者は、事業所の自主防災体制の強化、相互間の応援体制を確立する。市は、千葉県等と協力して指導、助言を行う。

3. 人材育成

(1) 防災リーダーの育成

市は、地域の防災力の向上のため、地域住民等の中から災害時に専門的な知識をもって協力することができる防災リーダーの育成を行う。

第3 防災訓練の実施

市を含む防災関係機関、市民、事業所、自治会自主防災組織等の各主体は本計画の遂行にあた

り、その責務を十分に発揮できるよう、平素、自らもしくは共同して調査研究を行い、各種防災訓練を繰り返すこと等により、本計画の習熟に努めるものとする。

また、各主体は防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとること等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、各種防災訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1. 総合防災訓練

市は、市民、自治会自主防災組織、警察、消防、ライフライン機関、自衛隊、NPO、ボランティア組織等と連携して、被害情報の収集、救出救護、避難所運営等の能力向上を図る総合防災訓練を実施する。

市民及び自治会自主防災組織は、総合防災訓練に参加し、防災知識の習得や初期対応力の向上を図る。

2. 個別訓練の実施

市を含む防災関係機関、市民、事業所、自治会自主防災組織等の各主体は、個別の対策事項の訓練を実施する。

(1) 市における訓練

市は、組織の対応能力を向上させるため、次の訓練等を実施する。

- | | |
|---------------|-------------|
| ○実践型（実働・図上）訓練 | ○災害対策本部設置訓練 |
| ○非常参集訓練 | ○情報収集伝達訓練 |
| ○避難誘導訓練 | ○給水訓練 等 |
| ○帰宅困難者対策訓練 | |

(2) 施設管理者における訓練

小・中学校、幼稚園、保育園、高等学校、大学、社会福祉施設等の管理者は、避難その他救助の円滑な遂行を図るため、定期的に避難誘導訓練等を実施する。

(3) 自治会自主防災組織における訓練

自治会自主防災組織は、個別又は近隣と連携により、地域の自主防災訓練を実施する。また、市は訓練実施に伴う支援を実施する。

(4) 指定避難所における訓練

市は、自主防災組織等の地域コミュニティが主体的に避難所の運営に取り組むことができるよう、平時から避難所開設運営マニュアルの見直しを促進する。

また、避難所開設・運営マニュアルの実効性を検証するため、避難所開設・運営訓練を実施し、市は当該訓練実施に伴う支援を実施する。

3. 防災関係機関の訓練

警察、ライフライン、交通等の防災関係機関は、それぞれが定めた防災業務計画に基づいて訓練等を実施する。

第2節 災害に強い都市の形成

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 建築物等の耐震化	建築指導課	—
第2 高層住宅対策	危機管理課 住宅課	—
第3 市街地の整備	市街地整備課 都市計画課 建築指導課 みどり公園課 危機管理課	—
第4 ライフライン施設等の耐震化	危機管理課	NTT東日本(株)、京葉瓦斯(株)、東京電力パワーグリッド(株)、千葉県企業局、千葉県江戸川下水道事務所、千葉県江戸川第2終末処理場
第5 道路・交通施設の安全化	道路整備課 道路政策管理課	千葉県葛南土木事務所、千葉県国道事務所、首都高速道路(株)、東日本旅客鉄道(株)、東京地下鉄(株)

● 自助・共助の役割

市民	・住宅の耐震診断、耐震改修、ブロック塀等の耐震化を行う。 ・家具、大型家電の転倒防止を行う。 ・自宅の外壁、屋根等の不燃化を行う。
事業所	・事業所の耐震診断、耐震改修、ブロック塀等の耐震化を行う。 ・事業所内の機器等の転倒防止を行う。 ・事業所の外壁、屋根等の不燃化を行う。
自治会 自主防災組織等	—

市は、市街地の変化や新たな社会潮流、災害に強いまちづくりなどに対応するため、浦安市都市計画マスタープランと連携を図りながら、地区の特性に応じて、「減災」及び「応災」を基調とした災害に強い都市基盤の整備を図るものとする。

第1 建築物等の耐震化

1. 建築物の耐震化対策

市は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)に基づき策定した「千葉県耐震改修促進計画」及び「浦安市耐震改修促進計画」により、建築物の耐震化を促進する。また、相談会等の啓発活動を行うとともに、助成制度の活用を促し、さらに耐震化を図る。

■耐震促進のための支援策

- ①助成制度
 - 木造住宅耐震診断助成制度（平成 9 年度より実施）
 - 木造住宅耐震改修助成制度（平成 20 年度より実施）
 - 分譲マンション耐震改修等助成制度（平成 20 年度より実施）
- ②相談
 - 耐震相談窓口の設置
 - 木造住宅無料耐震相談会の実施

2. ブロック塀等の安全対策

市は、ブロック塀対策として、市民・事業者に対し、安全点検の方法の啓発等を行う。
また、法令に適合していないブロック塀等については、所有者等に対して助言や指導を行うこと等により、危険なブロック塀などの撤去・改善を促進する。

3. 落下物防止対策

(1) 建築物の天井の崩落防止

市は、体育館等の大規模空間のつり天井、窓ガラス及び袖看板等について、落下による危険性のあるものについては、適切な改修や補修を行う。

4. 家具、大型家電等の転倒防止

(1) 公共施設等における家具、大型家電等の転倒防止

小・中学校、保育園等の公共施設の管理者は、屋内における物品・器具等の倒壊、落下の防止に努める。

(2) 市民における家具、大型家電等の転倒防止

市民は、自宅の家具及び大型家電等の転倒防止措置を講じるよう努める。

(3) 事業者における物品等の転倒防止

事業者は、従業員及び顧客の安全を考え、事業活動で使用する物品等の転倒防止措置を講じるよう努める。

(4) 不特定多数が集まる施設における転倒防止

大規模小売店舗等の不特定多数の人が集まる施設等の管理者は、公共施設に準ずる措置を講ずるよう努める。

(5) 市民への周知

市は、市防災アプリ、市公式ホームページ、防災のてびき等により、家具・大型家電等の転倒防止対策の重要性を啓発する。

第2 高層住宅対策

高層住宅は、建築物として堅固であり、地震による倒壊や延焼の恐れが少ない一方で、高層階においては、揺れが大きくなり家具等の転倒の危険が増すことや、エレベーター停止により外との往復が著しく困難となるなど特有の被害が想定される。このため、市は高層住宅の居住者の防災意識の向上を図るとともに、自助・共助による自立した生活が送れるよう自助・共助・公助のあり方や、取組みについて検討を進める。

第3 市街地の整備

市は、「減災」及び「応災」を基調とした都市構造の強化に向けて、地区の特性に応じたきめ細やかな防災まちづくりを推進するものとする。

特に堀江・猫実・当代島地区にある災害危険性の高い密集市街地では、「燃え広がらず、壊れにくい」また、「逃げやすい」地域づくりを進めるとともに、地域コミュニティの支えあいにより、災害に強く、安全で安心に暮らせる地区の改善を推進するものとする。

1. 密集市街地の改善

市は、堀江・猫実・当代島地区の密集市街地において、住民との協働により災害時の避難路や緊急車両の進入ができる道路を整備し、あわせて居住環境の改善を行うものとする。

特に、国が公表した「地震時等に著しく危険な密集市街地（危険密集市街地）」を含む「堀江・猫実元町中央地区」では、密集市街地防災まちづくり方針に基づき、安全・安心なまちづくりを推進する。

■推進事業

- 新中通り周辺市街地整備事業
- 狭あい道路拡幅整備事業
- 浦安駅周辺整備事業
- 猫実A地区土地区画整理事業
- 堀江・猫実元町中央地区密集市街地防災まちづくり事業
- 当代島地区防災まちづくり事業

2. 防災面に配慮した公共空間（公園・施設等）の整備

市は、施設等を整備する際には、防災面に配慮し、防災倉庫の整備など活動拠点としての機能を有する施設の整備を推進する。

また、公園・緑地を整備をする際には、「緑の基本計画」に基づき、防災面に配慮した整備を推進する。

3. 輸送手段の多重化に向けた護岸の整備

市は、旧江戸川において、緊急時に円滑な物資輸送を行えるよう、護岸整備とあわせた船着き場の整備を千葉県に要請する。

第4 ライフライン施設等の耐震化

1. 上水道施設

千葉県企業局は、既存施設のうち老朽化による更新や補強が必要な施設について、耐震性調査に基づき浄水場・給水場の構造物・建物の耐震強化、耐震性の低い配水管の布設替えを実施する。

2. 下水道施設

市は、下水道管渠について優先順位の設定を行い耐震対策・老朽対策を実施する。

千葉県は、江戸川第二終末処理場内の重要施設について耐震診断を行い、その他施設については地震被害を想定し、施設の多系統化・複数化、予備の確保等で機能の充実を図る。

また、施設の維持管理においては、日常の点検等による危険箇所の早期発見と、これの改善を行い、施設の機能維持に努める。

3. 電気施設

東京電力パワーグリッド(株)は、各施設、機器について各種基準震度に基づき耐震設計を行っている。保守・点検においては、定期的に電気工作物の巡視・点検並びに調査等を行い、感電防止や漏電時により出火に至る原因の早期発見と改修に努める。

4. ガス施設

京葉瓦斯(株)は、各設備、施設の設計について各種の法令や基準に基づき耐震性を確保している。また、ガス導管網のブロック化を確立し、被害の大きな地域を供給停止させ、二次災害の発生防止を図るとともに、他の地域と切り離してガス供給停止の範囲を極小化できる仕組みを構築している。

マイコンメーターについては、震度5程度で自動的にガスの供給を遮断する機能となっており、使用者自身の操作で復帰できる構造となっている。

5. 電話施設

NTT 東日本(株)は、建物を建築基準法に基づき設計し、局内整備も転倒防止等の対策を行い、耐震性を強化している。

また、耐震性の高い埋設管の導入や中継ケーブル網設備の2ルート化、地中化等を行う。

6. 危険物施設

消防法に基づく危険物施設、少量危険物取扱施設は、消防法その他の基準に基づいて設備の設計、対策を行う。

第5 道路・交通施設の安全化

道路は、災害発生時に緊急車両の通行、食料・物資の輸送等の重要な役割を担うとともに、延焼火災に対しては延焼を遮断する防災空間としての効果も有している。

市は、千葉県の指定した緊急輸送道路と有機的連携を結ぶことを基本に、市の緊急輸送道路を指定し、防災面に配慮した道路ネットワークを形成するとともに、耐震性の高い道路整備を行うものとする。

また、市は、国が指定した重要物流道路及び代替補完路について安全確保に努めるものとする。なお、液状化対策については、本章第3節に記載する。

1. 災害に強いネットワークの確保

市は、緊急輸送路となる都市計画道路3・1・2号の整備について、関係機関と協議を行う。

また、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化・不燃化を促進する。

2. 橋梁の適正な維持管理

市は、市が管理する橋梁について、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた維持管理を実施するとともに、耐震性を向上させるための耐震補強工事を進める。

3. 道路の防災性の向上

市は、電柱倒壊を防止し、避難や救急活動等のための道路空間を確保するため、無電柱化を進める。

■道路の防災対策

- 地震時における電柱、電線等の被害による影響を軽減するため、電線類の地中化を推進
- 延焼防止の効果がある街路樹の整備

4. 鉄道施設の耐震化等

鉄道事業者は、「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」「鉄道新設構造物の耐震設計に係る当面の措置について」に基づき、鉄道施設の耐震化等に努める。

第3節 地盤対策、津波対策

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 液状化対策	下水道課 道路整備課 道路政策管理課 復興事業課 保育幼稚園課 教育施設課 生涯学習課	千葉県（環境生活部、県土整備部）
第2 地盤沈下の防止	環境保全課	千葉県（環境生活部）
第3 津波対策	危機管理課 道路政策管理課 道路整備課	千葉県（防災危機管理部、県土整備部）

● 自助・共助の役割

市民	・住宅の液状化対策を行う。 ・津波の危険性を理解する。
事業所	・事業所の液状化対策を行う。 ・津波の危険性を理解する。
自治会 自主防災組織等	・津波の危険性を理解する。

第1 液状化対策

市は、市域全域において液状化の影響が大きいと想定されることから、被害を抑制するとともに、被災しても早期復旧できるよう液状化対策を推進するものとする。

1. 公共施設の液状化対策

(1) 下水道

市は、地震発生時、幹線等の下水を流下させる重要な管路などについて、管路やマンホールに流下機能を確保するための液状化対策を実施する。

(2) 道路

市は、緊急輸送路のうち、特に重要な路線において、緊急車両の通行を確保するための液状化対策を実施する。

(3) 文教施設、厚生施設

市は、幼稚園・認定こども園、小・中学校や公民館などの文教施設、保育園などの厚生施設等の液状化対策を推進する。

2. 宅地の液状化対策

(1) 液状化による調査結果の公表

市は、宅地の液状化対策に活かすため、液状化による被害の調査を公表するとともに、震度分布図や液状化危険度マップを作成し公表する。

(2) 液状化対策工法等の情報提供

市は、住宅の建て替えの際に液状化対策の参考となるよう、液状化対策工法の分類・評価などの情報を提供する。

また、建築物や設備の更新時期に合わせた液状化や地盤沈下の対策が進められるよう、参考となる情報収集や情報提供に努めるとともに、相談など支援体制・仕組みづくりを進める。

(3) 宅地の液状化対策の推進

市は、大規模な住宅開発などについては、液状化対策の検討・実施を誘導する。

第2 地盤沈下の防止

市は、地盤沈下の防止のため工業用水法等の法令、千葉県環境保全条例、浦安市環境保全条例に基づいて取水制限等を指導する。

第3 津波対策

津波災害には、海岸保全施設等のハード対策と津波避難を軸としたソフト対策による多重防御の考え方が求められる。

しかし、国から発表されている津波予測によれば、本市に想定される津波の高さは最大3mであり、堤防が機能している場合、住宅地への浸水の可能性は極めて低いことから、適切な情報伝達体制の整備を行うことで、人命の確保は可能であると考えられる。

このため、市では、ソフト対策に重点を置いた対策を講じるものとする。

1. 情報伝達体制の構築

市は、国・千葉県の津波想定を分析し、必要に応じて津波からの避難のため指定避難所等の指定を行う。

また、東京湾内湾に津波情報が発令された場合、職員はあらかじめ指定された配備体制により自動参集し、避難指示（緊急）の発令、避難誘導の実施等の対策を行う。

2. 海拔標高の標示

市は、住民一人ひとりが自らの判断で避難行動をとることができるよう、指定避難所等に標高を示した掲示を設置し、防災マップ等で周知を図る。

3. 津波の知識の普及

市は、住民一人ひとりが自らの判断で避難行動をとることができるよう、国、千葉県の津波想定や津波情報発表時の避難行動などの知識の普及並びに情報提供に努める。

4. 吐口ゲート等の維持・管理

市は、吐口ゲート等の点検、護岸の巡視等、災害時に十分に機能するよう維持・管理を行う。

第4節 災害に強い施設等の整備

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 防災拠点施設	広聴広報課 財産管理課 みどり公園課 地域振興課	—
第2 通信施設等の整備	危機管理課	—
第3 備蓄施設等の整備	危機管理課	—
第4 避難施設の整備	危機管理課 みどり公園課 障がい事業課 高齢者福祉課	—

● 自助・共助の役割

市民	・市が発信する情報を取得できるようにする。
事業所	・市が発信する情報を取得できるようにする。
自治会 自主防災組織等	・自治会集会所等を情報拠点として活用するための準備を行う。 ・地域防災無線等の扱いを習得する。

第1 防災拠点施設

市は、市役所庁舎周辺を行政・文化・福祉の中心核であるシビックセンター地区と位置づけている。

シビックセンター地区では、市庁舎と浦安公園の一体整備を行い、行政機能や防災機能の充実を図るものとする。

また、その他の地域拠点の整備とあわせ、これらのネットワーク化等を推進するものとする。

1. 庁舎機能の整備

(1) 防災拠点施設の整備

市は、市庁舎を災害対策の中核となる防災拠点施設として位置づけ、浦安公園と一体整備により、防災拠点機能の充実を図る。

(2) 本部機能の確保

市は、停電時においても災害対策活動に最低限必要な電力量を確保するため、非常用発電設備を設置する。さらに、非常用発電設備の燃料供給が途絶した場合でも、中圧ガス管により安定的に供給される都市ガスを利用した常用発電設備により、災害対策本部機能を維持する。

また、雑用水として給水の確保ができるよう設備の整備を図る。

(3) 庁舎施設の安全対策

市は、庁舎施設において地震発生時にガラスの飛散やロッカー、棚、パソコン等の転倒により利用者等が被災しないよう、ガラスの飛散防止や機器等の固定を行う。

(4) 災害対策要員のための備蓄の推進

市は、市庁舎その他市有施設に防災備蓄倉庫を設置し、職員等の災害対策要員用食料等の備蓄を行う。

2. 地域拠点の整備

市は、地域コミュニティの防災活動拠点(特に災害時に情報を収集し、地域住民に伝達するための拠点)として自治会集会所を位置づけ、機能確保に努める。

また、指定避難所等、防災備蓄倉庫、救援物資受入所、一時滞在施設、救護所、消防署等を災害対応活動に必要な地域の防災拠点施設として位置づけ、施設の維持・更新により防災拠点機能の充実を図る。

第2 通信施設等の整備

1. 防災関係機関等との連絡体制の整備

市は、防災関係機関等との通信を確保するため、衛星電話、インターネットメール、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、千葉県震度情報ネットワークシステム等、多様な通信手段の的確な操作を徹底し、その習熟に努める。

また、防災関係機関等との通信を確保するため、市独自に防災無線施設を整備する。

■浦安市の無線施設

●浦安市防災行政用無線（固定系）

市役所（危機管理課）に親局、消防本部に遠隔制御器が設置され、親局から市内随所に設置した子局（屋外スピーカー）に一斉放送が可能である。震度5弱以上の地震発生時に自動放送を行い、防災行動を喚起する。

●浦安市防災行政用無線（移動系）

市役所（危機管理課）に基地局が設置され、移動局（車載、携帯）との間で通信を行う。

●浦安市地域防災無線（移動系）

市役所（危機管理課）に基地局が設置され、市内の防災機関、避難所等に設置された半固定型無線機、車載型無線機、携帯型無線機との間で通信を行う。

2. 情報発信体制の整備

市は、災害時に様々な情報を収集・発信できるよう、防災行政用無線（固定系）のほかに既存の伝達手段の活用を行いつつ、新たな情報伝達手段の調査・検討に努める。

市の防災無線施設以外の情報収集・伝達手段として市防災アプリ・市公式ホームページ・重要なお知らせ配信サービス・X・LINE・電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス・各避難所等に公衆無線 LAN（Wi-Fi スポット）等を整備する。

また、市は災害時等に確実に情報が伝達できるよう、災害情報一斉配信サービスを活用し、防災行政用無線（固定系）と他の情報伝達システムとの連携等、情報伝達手段の多様化に努める。

第3 備蓄施設等の整備

災害発生から3日間程度は被災地外からの受援が困難となるとともに、地域ごとのニーズを的確に収集することが困難となることが想定される。

市は、3日間程度市域内で自立できるよう備蓄施設等を整備し、計画的に備蓄及び調達体制を整備するものとする。

1. 防災備蓄倉庫の整備

市は、災害発生後の道路状況や物資の搬送車両等の不足を想定し、指定避難所等となっている市内の学校・公民館等の公共施設や公園に防災備蓄倉庫を設置し、分散備蓄を行っている。

また、今後新たに指定避難所等となる新設の学校、公園に防災備蓄倉庫を設置し、耐震性や収容率等を踏まえ、防災備蓄倉庫の整備拡充を図る。

2. 備蓄物資等の整備

(1) 備蓄計画の検討

平成24年8月17日に千葉県において策定された「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本方針」において、公助における備蓄及び調達にかかる基本的な考えが示されている。

市では、当該指針に基づき、「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」(以下「備蓄計画」という。)を策定し、家屋の倒壊、焼失等で生活必需品を確保できない市民等に対して、災害発生から3日間分の生活必需品等の物資提供を目標として、指定避難所の運営に必要な資機材を含め、計画的に備蓄を推進する。

(2) 備蓄物資の更新

市は、備蓄計画に基づき、備蓄物資を整備する。また、食料等の有効期限や資機材の点検を実施し、補充整備に努めるとともに、地域状況の変化に応じた適正な配置を検討する。

(3) 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

市は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録を推進する。

3. 救援物資受入所の確保

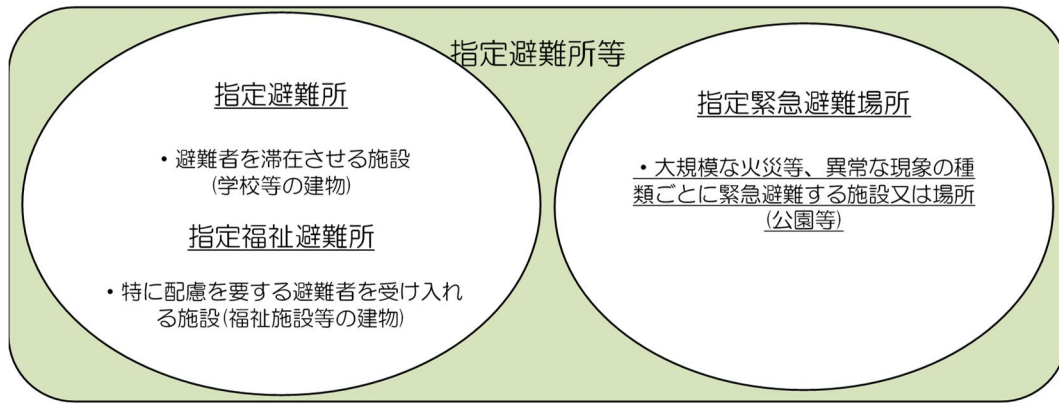
市は、救援物資受入所として、公共施設を指定しているが、大量の物資が集積する場合を想定して、新たな候補地を確保する。

第4 避難施設等の整備

市は、法に基づき、公共施設等を指定避難所等として指定するものとする。

なお、法に定める要配慮者のうち、避難生活に特別の配慮を要する高齢者や認知症の人、障がい者等を支援するため、指定福祉避難所を指定するものとする。

また、指定避難所等を周知するため避難場所誘導板、避難場所標示板等を設置するものとする。



1. 指定避難所等の指定・整備

(1) 指定避難所等の指定

市は、市内の学校、公園等を指定避難所及び指定緊急避難場所として指定する。

また、ヘリポート、がれき等の仮置場、仮設トイレ、仮設住宅等用途が重複する指定緊急避難場所については、避難場所とヘリポートの臨時離発着場を区別して使用する等、その活用について検討する。

(2) 指定福祉避難所の指定

市は、避難生活に特別の配慮を要する高齢者や認知症の人、障がい者等を支援するため、福祉施設、公民館及び民間の福祉サービス事業所等を指定福祉避難所として指定する。

2. 避難場所標示等の設置

市は、住民一人ひとりが自らの判断で避難行動をとることができるよう、指定避難所等に標高を示した掲示を設置し、防災マップ等で周知を図る。

3. 指定避難所の整備

市は、指定避難所に通信機器の整備を図るとともに、避難生活に必要な物資を備蓄する。

4. 車中泊避難者への支援

市はやむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

第5節 消防体制の強化

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 消防力の強化	消防各課	—
第2 救急救助体制の充実、強化	(消) 警防課	—
第3 消防団の充実	(消) 総務課	—
第4 火災の予防	(消) 予防課	—

● 自助・共助の役割

市民	・住宅用火災警報器を設置する。 ・初期消火方法を習得する。
事業所	・防火対象物の防火・防災管理体制を確立する。
自治会 自主防災組織等	・初期消火訓練を実施する。

第1 消防力の強化

本市は、木造密集市街地がある一方、建築物の高層化、大規模化が拡大しつつあるため、消防需要の複雑、多様化が見込まれる。そのため、以下の対策を行うことにより、災害発生時における消防力の充実、強化を図るものとする。

1. 施設の整備

市は、人口の増加に対応して、消防自動車や救急自動車等を配置する消防出張所の整備を行い、活動拠点としての消防力の充実、強化を図る。

2. 消防設備、資機材等の整備

市は、消防・救急需要の増加や多様化に対応するため消防資機材の計画的な整備を図る。

(1) 消防指令業務の共同運用

市は、千葉県北西部10市（松戸市、市川市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市）の共同指令センターにおいて、災害に対する初期対応の充実及び応援体制の強化を図る。

(2) 車両及び資機材の整備

市は、消防車両及び消防資機材の整備を計画的に行い、災害の初期対応の充実、強化を図る。

(3) 耐震性貯水槽の整備

市は、消火用水源の確保として、新たな耐震性貯水槽の整備については、液状化対策を行う。

3. 消防職員の教育訓練

市は、消防職員の資質向上のため、教育訓練の充実を図る。

4. 市街地における空中消火の検討

市は、市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成 21 年 3 月）」を基に、市街地における空中消火について検討する。

5. 市町村相互の応援体制

市は、消防組織法第 39 条の規定による千葉県広域消防相互応援協定の運用に基づく相互の連絡体制等を常に把握し、各種災害に迅速な対応を図る。

また、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう、情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可能 部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

第2 救急救助体制の充実、強化

救急需要の増大や救助内容の高度化への対応ができるよう、救急救助体制の充実、強化を図る。

1. 資機材の整備

(1) 高規格救急車の整備

市は、高規格救急自動車の計画的導入を図り、高度な救急処置が行なえるよう救急体制の充実を図る

(2) 救助資機材等の整備

市は、救助工作車及び救助資機材を計画的に整備し、救助体制の高度化を図る。

(3) ドローンの整備

市は、ドローンの計画的導入を図り、救急救助活動の効率化及び高度化を図る。

2. 要員の養成

市は、救急救命士の養成を計画的に行い、医療機関との連携を図りながらより高度な救急救命処置を行う。

また、救助隊員の教育訓練を行い、救助体制の充実を図る。

第3 消防団の充実

消防力の初動体制の強化を図るため、消防団用車両の更新や消防団施設の維持管理を適正に実施し、市民の消防団活動への参加を促進するものとする。

1. 消防団施設等の整備

市は、消防団員詰所等消防団施設の維持や消防団用車両の計画的な整備を行うとともに、装備（資機材）の充実を図る。

2. 消防団員の確保

(1) 消防団員の確保

市は、市民の消防団活動への参加を促進し、災害に対する初動体制の強化を図るとともに、地域での防災リーダーとしての活動の促進を図る。

(2) 女性消防団員の確保

市は、地域の防災リーダーとして女性消防団員の確保や能力活用を図るとともに、女性団員が活躍できる環境を整備する。

(3) 消防団の訓練の実施

市は、消防団員の訓練や教育を実施する。

(4) 少年消防団の取り組み

市は、募集した小学5年生、6年生が防火・防災に関する知識及び技術を学び、規律ある団体生活を通して、将来の地域防災の担い手として活躍できるよう、消防の規律や応急手当などの訓練を実施する。

第4 火災の予防

市は、災害による出火防止や被害の軽減を図るため、市民や施設管理者及び事業者に対し、防災訓練等の機会をとらえ、火災予防の啓発と災害時の対応を指導するものとする。

1. 市民への指導

(1) 一般家庭での対策

市は、一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の取扱い方法について指導を行うとともに、住宅用火災警報器の設置推進や停電時における通電火災防止対策の推進を図る。

(2) 路上禁煙運動等の推進

市は、日常的な火災予防や初期消火の重要性から、夜間路上禁煙運動等市民の自主的な活動と連携して、火災予防等の啓発を継続する。

2. 施設、事業者への指導

(1) 防火対象物の防火・防災管理体制の確立

市は、防火・防災管理者選任義務対象の防火対象物について指導を行う。

(2) 予防立入検査の強化

市は、多数の者が出入りする防火対象物及び多量の火気を使用する施設等に対して立入検査等を実施し、地震後の出火防止を徹底するため安全確保要領について指導する。

(3) 危険物製造所等の保安監督

危険物施設等の管理者等は、危険物等による災害発生時の自衛消防体制と活動要領を制定する。

市は、消防法の規制を受ける危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、自衛消防体制の確立や保安要員の配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するように指導する。

火災予防条例の規定に基づく少量危険物・指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等についても同様に助言及び指導を行う。

(4) 化学薬品等の出火防止

市は、出火等のおそれのある化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に実施し、保管の適正化の指導を行う。

第6節 応急対応力の強化

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 協力体制の確立	危機管理課 総務課 人事課 財政課	自衛隊、千葉県（防災対策課）、協定締結先機関・団体
第2 医療救護対策	健康増進課	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、浦安中央病院、浦安病院、タムス浦安病院、千葉県柔道整復師会市川・浦安支部、千葉県助産師会、千葉県助産師会、浦安市赤十字奉仕団、市川健康福祉センター
第3 防犯対策	市民安全課	浦安警察署、浦安市防犯協会
第4 学校等・指定避難所対策	危機管理課 教育総務課 生涯学習課	—
第5 給水・物資供給対策	危機管理課 財政課 市民税課 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 教育施設課	千葉県企業局
第6 防疫・清掃・環境対策	危機管理課 環境衛生課 ごみゼロ課 下水道課 みどり公園課 教育総務課 教育施設課 健康増進課 母子保健課	市川浦安地域獣医師会
第7 緊急輸送手段の確保	危機管理課 財政課 市民税課	—
第8 建築物対策	建築指導課 市街地整備課 住宅課 固定資産税課 収税課 営繕課 教育施設課	—

第9 災害ボランティア活動対策	社会福祉課	浦安市社会福祉協議会
-----------------	-------	------------

● 自助・共助の役割

市民	・最低でも3日以上（推奨1週間）の飲料水（1人1日3リットル）、食料等を備蓄する。 ・応急手当方法を習得する。 ・常備薬等を確保する。 ・ペット用の食料、飲料水、ケージ等を備蓄する。
事業所	・最低でも3日以上（推奨1週間）の飲料水（1人1日3リットル）、食料等を備蓄する。
自治会 自主防災組織等	・応急手当方法を習得する。 ・仮設トイレ、資機材を備蓄する。 ・自主防犯活動組織を結成し、危険箇所等を把握する。

第1 協力体制の確立

1. 組織体制の整備

(1) 職員の防災力強化

市は、対策部ごとに浦安市地域防災対策マニュアルの不断の検証を行い、組織としての防災力の向上を図る。

また、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制を整備する。

(2) 浦安市業務継続計画（BCP）の推進

市は、浦安市業務継続計画（BCP）の不断の検証を行い、災害発生時に行政機能を維持・継続できる体制を整備する。

また、市単独で非常時優先業務への対応が困難な場合は、受援体制の整備により対応する。

(3) 協定事業者等、関係機関との協力体制の強化

市は、平常時から協定事業者等、関係機関とコミュニケーションを取り、「顔の見える関係」を構築するよう努めるとともに、各種防災訓練等を通じて構築した関係を持続的なものにするよう努める。

2. 受援体制の整備

市は、浦安市業務継続計画（BCP）で定めた非常時優先業務を適切に実施するために、外部からの人的支援及び物的支援の受け入れを円滑に実施する必要がある。

よって、市は、受援業務の手順や受援体制について検討し、浦安市災害時受援計画として整備する。

(1) 基本的な考え方

市は、刻々と変化する災害対応の各局面（「初動期＝いのちを守る」、「応急・復旧期＝被害の拡大を防止」、「復興期＝財産と環境の保全」）に応じ、庁内の資源（人・物）管理と情報共有を徹底し、応援到着までのタイムラグを踏まえ、必要な受援を予見し、柔軟かつ的確に受援を実施する。

(2) 受援体制

応援要請や受け入れ等の受援業務については、応援を受け入れる各対策部において主体的に実施し、総括対策部に設置する「人的受援統括班」、物資供給対策部に設置する「物資受援統括班」は、全体調整を行う。

また、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペースや車両が駐車できるスペースのリスト化に努めるものとする。

(3) 人的・物的受援統括班の設置

市は、総括対策部に「人的受援統括班」及び物資供給対策部に「物的受援統括班」を設置し、市全体における人的・物的資源二ーズの調整・各対策部受援班からの情報のとりまとめを行い、市全体の受援状況を記録する。

(4) その他対策部受援班

市は、総括対策部、物資供給対策部以外の各対策部内に受援班を設置し、各対策部内における人的・物的二ーズを把握するとともに、受入れ状況を整理し、受援統括班と連絡調整する。

3. 受援対象業務の選定及び受援力の向上

(1) 受援対象業務の選定

市は、災害対応の各局面に応じて浦安市業務継続計画（BCP）で定める非常時優先業務の中から受援対象業務を選定する。

(2) 受援力の向上

市は、実践型訓練等を通じて、受援体制や受援対象業務の選定等を見直すとともに、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

4. 他自治体への応援体制の整備

(1) 被災地応援実施体制

協定市町をはじめ、他自治体への人的支援（職員応援（短期）・職員派遣（中長期））や物的支援を検討・実施する場合、本市では災害対策本部が設置されていないため、通常体制の中で応援調整の検討・実施が必要となる。

このため市は、危機管理課、人事課、総務課、財政課を主担当課として、組織横断的な体制を組織し、被災地の二ーズを的確にとらえ、被災自治体の負担とならないよう十分に配慮し、市として適切な応援を実施する。

その他各課は、専門職職員等の応援・派遣二ーズがあった場合、通常業務の継続や本人の意向を尊重しつつ、職員の選出に協力する。

(2) 被災地応援実施体制設置基準

市は、国土及び国民の生命、身体又は財産に相当程度の被害が生じるような地震が発生した場合で、かつ本市で配備体制が発令されていない場合、その他市長が必要と認めた場合に被災地応援実施体制の設置を検討する。

(3) 被災地応援実施体制の役割

主担当課は、被災自治体のニーズの把握、市内の人的・物的資源のとりまとめ、応援計画の作成、市内調整、応援職員に対する準備支援及び後方支援、応援実施記録のとりまとめ等の業務を分担して行う。

(4) 平常時からの資源管理の徹底

過去の災害で応援側、受援側双方の立場を経験した本市では、「応援を活かすことが受援であり、両者は表裏一体である」との考え方にに基づき、応援及び受援内容の検討に資するため、平常時から組織横断的に人的資源・物的資源の管理を徹底する。

第2 医療救護対策

市は、災害発生後、早期に救護所を開設し、円滑な応急医療活動が実施できるよう、医療チームの編成や応急用医療資機材の整備等、応急医療体制の強化を図るものとする。

また、平時から地域の関係機関が災害医療対策について協議する場として、浦安市災害医療対策会議を設置し、災害時の行動マニュアルの作成や、千葉県の災害医療本部内に設置されるDMAT調整本部へのDMATの派遣要請手順の確認を行い体制の強化を図るものとする。

さらに、人工透析等の慢性疾患患者に対応することができる体制の整備を図るものとする。

1. 医療救護計画の実効性の確保

市は、浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県柔道整復師会市川・浦安支部、千葉県助産師会、病院等と救護所の設置と医療チームの派遣、傷病者の搬送等について具体化するため、協議を継続する。

また、医師の動員、設置に必要な資機材の種類等について定めた医療救護計画の実効性を確保するため、浦安市災害医療対策会議において検討を行い、必要に応じ同計画の見直しを行う。

2. 医薬品・資機材等の確保

市は、健康センター及び救護所に医薬品及び必要な資機材を計画的に整備し、維持・更新を図る。

また、千葉縣市川健康福祉センターや災害協定を締結している浦安市薬剤師会と連携し、医薬品の供給が受けられる体制を整備する。

3. 慢性疾患患者への対応

市は、在宅の慢性疾患患者数を把握し、災害時の対応について検討する。

また、傷病者のいる家庭では、医薬品や予備電源等の必要な機器等を確保し、災害時に備える。

4. 市民による応急手当の習得

市民及び自治会自主防災組織は、負傷者の応急手当ができるように救命講習等に参加し習得を図る。

第3 防犯対策

1. 自主防犯パトロール体制

浦安市防犯協会は、浦安警察署及び自治会自主防災組織等と連携し、災害時にも防犯活動が実施できる体制を整備する。

2. リーダーへの指導

市は浦安警察署や浦安市防犯協会などの関係機関と連携して、自治会等の関係者に対し、定期的に防犯に関する研修を行い、防犯意識の高揚を図る。

第4 学校等・指定避難所対策

1. 指定避難所開設・運営の協力体制構築

市は、自治会自主防災組織等の地域コミュニティが主体となって避難所を開設・運営できるよう、教職員等施設管理者、市職員等と連携し、あらかじめ協力体制を整備する。

(1) 教職員等施設管理者との協力体制

市は、各避難所近くに居住する職員で災害発生時に各避難所に直接参集し、初動対応をとる職員（以下「直行職員」という。）をあらかじめ選出し、研修や教職員等施設管理者との打合せ等の実施により、避難所開設・運営に係る協力体制を整備する。

(2) 避難所開設・運営マニュアルの作成・更新

自治会自主防災組織等は、関係者と協議し、千葉県「災害時における避難所運営の手引き」等を参考に、指定避難所ごとに避難所開設・運営マニュアルを作成する。

また、避難所運営会議を定期的に開催し、避難所開設・運営マニュアルの確認・検証を行うとともに、避難所開設・運営訓練等の企画・実施を通じて関係者の協力体制を整備する。

(3) 避難所等における感染症対策の推進

避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備を推進する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から市川健康福祉センターと連携して対応を検討する。

2. 学校等の行動計画の作成

(1) 行動計画等の作成

保育園、幼稚園、こども園、小・中学校、青少年施設、福祉施設等の施設管理者は、災害時における園児・児童・生徒・利用者等の避難誘導、保護者・関係機関との連絡方法、職員の非常体制、応急教育の方法、避難所との関係等を定めた行動計画や危機管理マニュアルの作成・見直しを行う。

(2) 資機材等の備蓄

市は、保育園、幼稚園、こども園、小・中学校、青少年施設、福祉施設等に情報端末や資機材等を整備する。

第5 給水・物資供給対策

1. 給水体制

市は、千葉県の「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本方針」に基づき、断水等により飲料水が確保できない市民等を対象に3日間分の飲料水の備蓄を行う。

また、給水体制の強化のため、新たな水の供給源及び供給体制の整備を図る。

なお、4日目以降は、千葉県企業局や自衛隊による応急給水を行うことを想定する。

(1) 井戸水の採水設備の整備

市は、給水活動を補完するため、井戸水の採水設備を整備し、衛生面に留意した維持管理を行う。

(2) 飲料水の備蓄

市の備蓄は、指定避難所である市立小・中学校を中心に公共施設に整備する受水槽によることを基本とする。また、乳幼児や帰宅困難者の給水補完対策としてペットボトル水を備蓄する。

(3) 給水対策の拡充

市は、給水活動に関して、飲料メーカー等との協定締結を推進する。

(4) 給水訓練の実施

市は、職員（直行職員を含む）、自治会自主防災組織及び千葉県企業局職員等の参加による、小中学校その他公共施設の受水槽を使用した給水訓練を実施する。

(5) 千葉県企業局との連携

市は、毎年度、千葉県企業局と給水対策について連携の確認を行う。

2. 生活関連物資等の確保

市は、市民及び事業所が最低でも3日以上（推奨1週間）の生活関連物資を備蓄をしていることを前提として、家屋等の倒壊、焼失等で自宅での炊事が不可能な市民等に対し、食料等の生活必需品の確保を行う。

また、市民等に対し、備蓄に関する啓発を行う。

(1) 市の備蓄

市は、第4節災害に強い施設等の整備 第3 備蓄施設等の整備のとおり、計画的に備蓄及び調達体制を整備する。

(2) 家庭内等の備蓄

市民及び事業所は、それぞれの家族構成等を鑑み必要品目を検討した上で、最低でも3日以上（推奨1週間）の生活関連物資の備蓄として飲料水や食料の備蓄やモバイルバッテリー等の準備のほか、感染症対策としてマスク、消毒液の備蓄を行う。

また、自動車へのこまめな給油を行う。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児や食物アレルギーをもつ家族がいる場合は、それぞれ必要とする介護用具、医薬品、粉ミルク、液体ミルク、哺乳瓶、アレルギー対応食等の備蓄を

行う。

また、ペットを飼養している場合は、ペットのための防災用具、ケージ及び餌等を備蓄する。

■備蓄目標の考え方

市	自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な「食料や飲料水」などを中心に3日分程度を備蓄する。 (浦安市災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画)より
家庭	家族の生活関連物資(特に飲料水・食料等の生活必需品)等を最低でも3日以上(推奨1週間)備蓄する。
事業所	従業員、利用者の生活関連物資(特に飲料水・食料等の生活必需品)等を最低でも3日以上(推奨1週間)を備蓄する。

(3) 物資(食料等の生活必需品等)対策の拡充

物資の供給については、調達・輸送を含め、民間事業者等との間で協定締結を推進し、必要量の確保や物資の輸送力の確保を行う。

(4) 燃料供給体制の整備

市はあらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について、協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮する。

第6 防疫・清掃・環境対策

市は、水道施設や下水道施設が被災した場合を想定し、衛生管理の観点から、下水道の使用制限や使用自粛の協力を市民等に要請するため、その手順等を整備するものとする。

市が下水道の使用制限等を要請した地域では、水洗トイレが使用できなくなるため、指定避難所等を中心に仮設トイレ等の備蓄を推進するものとする。

なお、指定避難所等の清掃・消毒活動において避難所運営における避難者の共助の取り組みについて周知する。

被災による生活環境の悪化を予防するため、市は、トイレ、廃棄物処理、ペット対策を実施するものとする。

1. トイレ対策

(1) 仮設トイレ等の備蓄

市は、備蓄計画に基づき、仮設トイレの備蓄を推進する。

市民は、下水道の使用制限による水洗トイレの使用禁止に備え、各家庭で必要数を検討し、便袋等の備蓄を行う。

(2) 仮設トイレ・収集車両の確保

市は、仮設トイレのレンタル及び設置、し尿収集車両が確保できるように受託業者及び許可業者とその対応策を検討する。

(3) 災害用トイレ等の整備

市は、便槽型及び下水道直結型の災害用マンホールトイレの整備を検討するほか、下水道が使用停止となった場合でも一定のトイレ機能を確保できる汚水循環放流型・貯留型トイレの整備を検討する。

また、公園等の整備や改修を行う際は、災害用トイレ等の整備を検討し、基数については公園等の規模に応じて決定する。

(4) 学校、公園トイレの災害時対応

市は、指定避難所等（学校や公園）に仮設トイレを備蓄するとともに、トイレ環境の向上について継続して検討する。

指定避難所等の清掃・消毒活動は、避難者が共助の取り組みにより行うものとし、自主防災組織等は、各指定避難所の避難所開設・運営マニュアルにその役割分担等を明示する。

2. 廃棄物処理対策

(1) 仮置場の設置

市は、「浦安市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の仮置場を速やかに設置する。

(2) 災害廃棄物処理計画等の作成

市は、浦安市地域防災計画の修正のほか、国が行う法整備や指針の策定状況、千葉県災害廃棄物処理計画の修正等を踏まえ、計画の実効性を高めるために適宜見直しを行う

(3) 収集処理事業者との協定締結

市は、災害時のごみの収集・運搬業者、医療廃棄物の収集・運搬・廃棄をする事業者と協定等を締結する。

また、市は救護所や病院、避難所における応急医療活動のために、医療廃棄物回収体制を構築する。

3. ペット対策

(1) ペットの救護対策

市は、「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省）に基づき、飼い主による同行避難を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備え、支援体制や放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備する。

また、ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発を行う。

ペットの飼い主は、同行避難に備え、ペット同行避難訓練の実施に努める。また、平常時からペットのしつけ及び健康管理、マイクロチップ等の所有者明示による迷子対策、避難用品や備蓄品の確保等の対策を行う。

(2) ペット用資機材等の確保

市は、指定避難所において所有者が自己管理できずに問題化することを防ぐため、収容用のケージやサークル等の資機材を計画的に備蓄する。

(3) 獣医師会等との協定締結

市は、ペットの救護について支援を要請するため、市川浦安地域獣医師会と協定を締結しているが、ペット用医薬品や医療器具についても供給を受けられるよう市川浦安地域獣医師会と協議の上、薬品会社等と協定を締結する。

第7 緊急輸送手段の確保

被災者に供給する食料や物資の輸送のため、緊急輸送車両等の確保を行うものとする。

1. 輸送車両等の確保

市は、車両及び船舶等により緊急時の物資等の輸送を行うため、運送事業者及び燃料供給事業者と協定を締結する。

2. 緊急通行車両の事前届出

市は、市有車両について災害時の緊急通行車両の確認審査を省略し、速やかに通行車両の標章と確認証明書が受けられるように、公安委員会に事前届出を行い、届出済証の交付を受ける。

3. 海上輸送体制の整備

市は、災害時における海上からの物資輸送を円滑に行うため、千葉県と協定を締結し、港区地区県有地を緊急用船着場として運用できるよう整備を行う。

第8 建築物対策

市は、余震等による二次災害の防止を目的とした周知を行うために、速やかに被災状況を把握し、的確に応急危険度判定等を実施する。

1. 被災建築物応急危険度判定体制

(1) 応急危険度判定体制の整備

市は、災害発生後、速やかに応急危険度判定実施本部を設置できるよう、千葉県との連絡や必要な判定員の要請及び判定実施業務を指揮監督する体制を整備する。

(2) 資機材の整備

市は、応急危険度判定を迅速に行う必要があるため、必要な資機材を整備し、計画的に維持・更新を行う。

(3) 判定要員の育成

市は、地震直後から迅速に判定が実施できるよう、応急危険度判定コーディネーターの育成に努める。

また、要件を満たす職員に資格を取得させ、判定要員の拡充を図る。

2. 被災宅地危険度判定体制

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、災害発生後、速やかに応急危険度判定実施本部を設置できるよう、千葉県との連絡や必要な判定員の要請及び判定実施業務を指揮監督する体制を整備する。

(2) 資機材の整備

市は、危険度判定を迅速に行う必要があるため、必要な資機材を整備し、計画的に維持・

更新を行う。

(3) 判定要員の育成

市は、地震直後から迅速に判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定士の育成に努める。

また、要件を満たす職員に資格を取得させ、判定要員の拡充を図る。

3. 家屋被害調査・り災証明発行体制

(1) 家屋被害調査体制の整備

市は、災害発生後、市民生活の再建に資するため、速やかに家屋の被害調査が実施可能な体制を整備する。

また、研修等に参加し、職員の知識・技術の向上を図る。

(2) り災証明発行体制の整備

市は、被災者台帳の活用、り災証明発行に係る事務処理フローの確立、応援受入れ等により、り災証明書を迅速に発行できる体制を整備する。

4. 応急仮設住宅供給体制

(1) (仮) 応急仮設住宅入居者選考協議会の設置

市は、応急仮設住宅への入居者選考のため、協議会の委員や入居に際してのルールを整備する。

(2) 広域連携体制

市は、市内で仮設住宅が設置できない場合を想定し、千葉県を通じて市域外の自治体に仮設住宅の供給要請を行う体制を整備する。

第9 災害ボランティア活動対策

市は、災害時において、災害ボランティアセンターの運営及び被災地の復旧、被災者支援のためのボランティア活動が迅速かつ効果的に行えるよう、平常時から災害ボランティアの養成、訓練等の実施、情報発信を行うなど、ボランティア活動のための対策を推進するものとする。

1. 災害ボランティアコーディネーター等の養成

災害時において、災害ボランティアセンターの運営スタッフとして指導的な役割を担う災害ボランティアコーディネーターや主に被災した現場での復旧活動を行う災害ボランティアを養成するための講座を実施する。

2. 災害時を想定したセンター運営訓練の実施

災害時を想定し、災害ボランティアセンター運営本部立上げ訓練及び運営訓練を実施する。

3. 資機材の整備・管理

災害時における災害ボランティアセンターの運営やボランティアが現地での復旧活動を行うために必要な資機材を整備・管理する。

4. 関係機関等との連携や協力体制の構築

災害時における災害ボランティアセンターの運営を円滑に進めるため、平常時より関係機関や団体、地域との連携や協力体制づくりを推進する。

第7節 要配慮者対策

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 避難行動要支援者の対策	社会福祉課 障がい福祉課 障がい事業課 高齢者福祉課 高齢者包括支援課 中央地域包括支援センター 介護保険課	自治会自主防災組織、浦安市民生委員児童委員協議会、民間サービス事業所等
第2 要配慮者利用施設対策	社会福祉課 障がい福祉課 障がい事業課 高齢者福祉課 介護保険課 保育幼稚園課	民間サービス事業所等
第3 外国人への支援対策	地域振興課	市国際交流協会、市国際センター、(財)自治体国際化協会等

● 自助・共助の役割

市民	・ 家族の中の要配慮者の対応方法を決める。 ・ 医薬品、介護器具等を備蓄する。
事業所	・ 医薬品、介護器具等を備蓄する。 ・ 要配慮者が災害時に安全を確保できるよう支援に努める。
自治会 自主防災組織等	・ 地域の要配慮者の情報を市、民生委員・児童委員と共有する。 ・ 地域の要配慮者の安否確認方法を決める。 ・ 要配慮者が災害時に安全を確保できるよう支援に努める。

市は、要配慮者への支援を適切かつ円滑に行うため、自治会自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者との協力体制を整備するものとする。

また、要配慮者を把握し、支援漏れをなくすため、法第90条の3の規定に基づき、被災者台帳を整備するものとする。

第1 避難行動要支援者の対策

市は、避難に特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に対し、より迅速な安否確認や救助・救援活動を実施するため、「浦安市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者名簿の作成や支援体制の整備等を推進するものとする。

1. 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の実態の把握

市は、平常時から避難行動要支援者一人ひとりの実態を把握するため、各担当部署が保有する情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成し、適宜最新の情報に更新を行う。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿の作成にあたっては、以下の要件に該当する方を対象範囲として、そのうち特に避難支援が必要である方を名簿に掲載する。

- ① 要介護状態区分が要介護1から要介護5までに該当する方
- ② 身体障害者手帳を交付されており、障がいの程度が1級又は2級の方
- ③ 療育手帳を交付されており、障がいの程度が重度（AまたはA）の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳を交付されており、障がい等級1級の方
- ⑤ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 市の生活支援を受けている小児慢性特定疾病児童
- ⑦ 高齢者のみの世帯の方（75歳以上）
- ⑧ 前各号に準じる状態にあつて、地域による支援が必要と認められる方

(3) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は関係部局で把握している情報を集約するほか、関係都道府県に対して情報提供を求め避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成する。

また、市は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第9条第1項及び別表第一の規定により、個人番号を利用した避難行動要支援者情報の収集について検討する。

(4) 避難行動要支援者名簿の提供・更新

市は、避難行動要支援者やその家族等から同意が得られた場合、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、市の所有する情報や避難支援等関係者からの情報提供をもとに適宜、更新した情報を共有する。

(5) 避難行動要支援者名簿の管理

市は、避難行動要支援者に関する情報の適正な管理のため、次の事項を講じるよう努める。

- ・転入や要介護状態になったなどの理由による新たな避難行動要支援者の名簿の登録及び、現搭載者の各種情報の更新は、市の所有する情報や避難支援等関係者からの情報提供をもとに随時行う。
- ・避難行動要支援者名簿を電子媒体及び紙媒体で保管する。電子媒体の場合はパスワード等を使用し、紙媒体の場合は施錠ができる保管庫等を使用し厳重に管理する。ただし、避難行動要支援者名簿の提供は、紙媒体により行う。
- ・避難支援等関係者と「個人情報の保護に関する覚書」を取り交わし、法令等に基づく守秘義務を厳守させる。
- ・自治会自主防災組織や民生委員等地域が限定される避難支援等関係者には、当該地域の避難行動要支援者の情報のみ提供する。
- ・個人情報の取扱いに関する研修を行い、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者は、法に基づき秘密保持義務が課せられていることを周知する。
- ・避難行動要支援者名簿や個別避難計画の提供先が個人ではなく団体である場合は、その団体内部で名簿等を取り扱う方を限定する。

- ・避難行動要支援者名簿や個別避難計画は施錠可能な場所への保管を行い、必要以上の複製をすることがないよう説明する。
- ・避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の更新の際は、旧名簿を確実に回収し廃棄する。
- ・災害時に提供した避難行動要支援者名簿（災害時名簿）は、避難支援終了後に確実に回収し廃棄する。
- ・避難支援等関係者は、市の求めに応じて避難行動要支援者名簿や個別避難計画情報の取扱状況を報告する

(6) 個別避難計画の作成

市は、避難支援等関係者の協力により、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画となる「個別避難計画」を作成する。

2. 地域における支援体制の整備

市は、避難行動要支援者やその家族等から同意が得られた場合、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供する。

また、災害発生時の情報伝達、安否確認、救助、避難誘導等の地域における支援体制を整備する。

なお、市及び避難支援等関係者は、これらの個人情報の取り扱いにあたり、法、浦安市災害対策基本条例、浦安市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）等の関係法令等を遵守する。

(1) 避難支援等関係者の範囲と役割

避難支援等関係者の範囲は次の①～⑦の要件に該当する者とする。

また、避難支援等関係者は、災害時における避難支援等を迅速かつ効果的に行うため、日頃から自治会等が行う地域の防災訓練や防災活動へ積極的に参加・協力する等、可能な範囲で避難行動要支援者とのコミュニケーションを図り、避難行動要支援者の状態を把握しておくよう努める。

■避難支援等関係者の範囲

- ① 自治会・自主防災組織
- ② 社会福祉協議会
- ③ 民生委員
- ④ 消防機関
- ⑤ 警察
- ⑥ 福祉事業者（介護保険サービス事業者・障がい福祉サービス事業者・指定福祉避難所施設管理者当避難行動要支援者当に携わる事業者）
- ⑦ その他特に必要と認められる方

(2) 避難支援等関係者の安全確保

市は避難支援等関係者の安全を確保するため、以下の事項について周知を行う。

- ① 災害時はまず、自分の身を守ること
- ② 自身及び家族等の安全を確保した上で、可能な範囲で支援活動を行うこと
- ③ 避難行動要支援者の支援は、法的な義務を負うものではないこと
- ④ 避難行動要支援者に対し、災害状況によっては、支援を受けることができない可能性があることを周知して、理解を得るよう努める。

(3) 避難情報の伝達

市は災害時に円滑かつ迅速に避難行動要支援者に正確な避難情報等を提供するため、防災行政無線、市防災アプリ、市公式ホームページ、重要なお知らせメール、X、LINE、電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス、Yahoo!防災、ケーブルテレビ、広報車等、多様な手段を活用する。

なお、社会福祉施設等については、あらかじめ定めた伝達方法で避難情報を伝達する。

3. 指定福祉避難所の整備

市は、災害時において、避難生活に特別の配慮を要する高齢者や認知症の人、障がい者等を支援するため、法に基づいて指定福祉避難所を指定し、必要な備品、消耗品等の備蓄を計画的に推進する。

また、福祉施設や民間の福祉サービス事業所等との協定を結び、指定福祉避難所の拡充を推進する。

第2 要配慮者利用施設の対策

1. 施設の体制づくり

市は、高齢者入所施設、保育園、幼稚園、認定こども園等の要配慮者利用施設が職員等の活動、緊急連絡、地域・関係機関との連携等の体制づくりを実施するための支援を行い、訓練の定期実施を推進する。

2. 施設の安全確保

市は、要配慮者利用施設がガラスの飛散防止や棚等の固定等施設の安全対策を行うための支援を行う。

また、要配慮者利用施設に必要な資機材、備品、飲料水、食料等の備蓄を推進するための支援を行うほか、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源の確保を推進する。

第3 外国人への支援対策

1. 外国人への啓発

市は、要配慮者のうち、外国人を対象として、防災マップや防災知識を掲載したパンフレット等を多言語で記載して配布する。

また、市国際交流協会と連携して、災害発生時の行動等に関する知識等を習得するためのワークショップ等を実施する。

2. 支援体制の構築

市は、多言語での情報提供及び指定避難所における外国人ケアを円滑に行うため、市国際交流協会、市国際センター、(財)自治体国際化協会等の関係機関と連携し、(仮)災害時外国人支援センターを共同運営できるよう、外国人支援体制を整備する。

3. 具体的支援対策

市は、日本語が理解できない外国人のために、指定避難所内で活用できる多言語表示シートや多言語指さしシート、避難者登録カードを備蓄する。

また、災害時多言語支援センターを設置し、多言語による情報発信を行う。

第8節 帰宅困難者対策

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 事業所等の備え	危機管理課 商工観光課	東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、（株）オリエンタルランド、大学、高等学校、私立幼稚園・保育園
第2 帰宅困難者への支援	危機管理課 商工観光課	—
第3 協力体制の整備	危機管理課 商工観光課	—

● 自助・共助の役割

市民	—
事業所	・ 最低でも3日分（推奨1週間）の飲料水、食料等を備蓄する ・ 従業員の安否確認方法を決める。
自治会 自主防災組織等	—

市は、帰宅困難者のうち、市内（特に各駅周辺）滞留者に対し、保護、適切な情報提供及び避難誘導等の対策が円滑に行えるよう、鉄道事業者、警察、一時滞在施設、大規模集客施設、学校等の関係者と連携体制を整備するものとする。

また、都心等から本市を通過する帰宅困難者の流入に対しては、千葉県と役割分担をしつつ、各応急対策に混乱が生じることのないよう体制を整備するものとする。

第1 事業所等の備え

事業所、大規模集客施設、学校等は、交通機関の途絶による一斉帰宅行動抑制のため、最低でも3日分（推奨1週間）の飲料水、食料、簡易トイレの備蓄や、家族との安否確認方法の整備するものとする。

第2 帰宅困難者への支援

1. 帰宅困難者対策の周知

市は、市内滞留者対策として市民、事業所等に対し、市公式ホームページ、広報うらやす等で一斉帰宅抑制の原則等の帰宅困難者対策について周知する。

また、都心等から本市を通過する帰宅困難者対策として、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の災害時帰宅支援ステーションについて周知する。

2. 一時滞在施設の確保

市は、耐震性等の安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設の確保を図る。

民間施設については、当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結する。

■ 帰宅困難者一時滞在施設一覧

公共施設	中央公民館，市民プラザWave101 J:COM浦安音楽ホール，総合体育館
民間施設	災害協定(帰宅困難者支援)締結先

3. 一時滞在施設への支援

市は、一時滞在施設における情報提供や物資の備蓄を推進する。

4. 搬送手段の確保

市は、滞留者・帰宅困難者のうち、要配慮者や負傷者等自力での徒歩が困難な者に対し、搬送手段の確保に向けた検討を行う。

第3 協力体制の整備

1. 鉄道事業者等との協力体制の構築

市は、駅周辺の滞留者対策として、各駅において利用者保護、運行情報・一時滞在施設の開設情報の提供、避難誘導等を実施するため、協力体制や連絡手順等について、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、浦安警察、一時滞在施設等と協議し、整備する。

2. TDRとの協力体制の構築

市は、鉄道の運行状況や被害状況等の情報提供や医療救護、安全確保、一斉帰宅行動抑制等について、（株）オリエンタルランドと協力体制を整備する。

第9節 調査・研究

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 防災アセスメントの実施	危機管理課	千葉県（防災危機管理部）
第2 地震予測・被害想定 の検証	危機管理課	—

● 自助・共助の役割

市民	—
事業所	—
自治会 自主防災組織等	—

第1 防災アセスメントの実施

市は、市域の人口増加や建築物の建て替え等による市街地の変化や、地震被害予測に関する研究の進展に応じて、防災対策の前提となる被害量や危険度評価を行う防災アセスメント調査を実施するものとする。

第2 地震予測・被害想定を検証

市は、国の専門調査機関や千葉県等が最新の科学的知見に基づき実施する、新たな地震像の検討、震度分布・津波高の推計、被害想定等について調査し、本市への影響や新たな防災施策の必要性等について検証を行うものとする。

第10節 水害対策 ※浦安市水防計画

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 治水事業の推進	道路整備課	千葉県葛南土木事務所
第2 適切な施設維持管理	道路整備課 道路政策管理課	千葉県葛南土木事務所
第3 水害に対する知識の普及・啓発	危機管理課	千葉県河川環境課 千葉県葛南土木事務所
第4 水防法に基づく避難体制の整備	危機管理課 健康増進課 保育幼稚園課 介護保険課 高齢者福祉課 障がい事業課 教育総務課	医療機関、社会福祉施設、私立幼稚園・保育園 千葉県葛南土木事務所
第5 水防用資器材の整備	道路整備課	千葉県葛南土木事務所
第6 高潮対策	危機管理課 道路整備課	千葉県葛南土木事務所
第7 避難体制の整備	危機管理課 教育総務課	—

● 自助・共助の役割

市民	・ 出入口のステップアップや地下室等の浸水予防対策に努める。 ・ ハザードマップ等を参考に指定避難所までの避難経路を確認する。
事業所	・ 出入口のステップアップや地下室等の浸水防止対策に努める。 ・ 防水板や防水扉の設置等に努める。 ・ 浸水時の被害を防止するための計画等を作成する。
自治会 自主防災組織等	—

第1 治水事業の推進

1. 河川改修等

千葉県は、河川の治水対策として、低地対策河川事業、広域河川改修事業及び県単河川改良事業により、地盤改良及び護岸の改築等の河川の改修を進めている。市は、防災機能の向上とあわせて良好な水辺環境となるよう、整備の具体化に向けて千葉県と連携を図る。

また、境川河口部の水門の新設について、千葉県と協議を進める。

江戸川流域では、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に推進するため、国土交通省、流域の自治体からなる「江戸川流域治水協議会」が設立されている。また、千葉県では、県内二級河川の流域の自治体からなる「東京湾北部圏域流域治水協議会」が設立されている。市は、平常時からこれら関係者との連携を図る。

2. 流域対策（雨水貯留施設）

市は、雨水管理総合計画に基づき、市内の学校の校庭や公園、道路を活用した雨水貯留施設の整備を行うとともに、民有地の宅地に対しては、浦安市宅地開発事業等に関する条例に基づき、雨水貯留施設の設置指導を継続する。

第2 適切な施設維持管理

1. 雨水排水施設の管理

雨水管渠・道路側溝・水路・排水機場等、排水施設が発災時に十分機能するよう、点検・清掃をはじめとする維持管理を引き続き適切に行う。

2. 排水・治水能力の向上

市は、老朽化する排水機場・ポンプ場の改修や建て替えも視野に入れ、雨水排水施設の適正な維持管理に努めるとともに、千葉県が管理する水門・排水機場の耐震化や適正な維持管理を促進する。

第3 水害に対する知識の普及・啓発

本市及び千葉県は、水害による被害の軽減を図るため、浸水のおそれのある地域をあらかじめ調査し、「想定最大規模降雨」に対応した浸水想定区域を把握するものとする。

また、住民自らがあらかじめ豪雨による地域の危険性を理解し、自身に最も適した避難行動につなげるため、浸水情報や避難場所等の必要な情報を記載した水害ハザードマップを作成・配布するとともに、安全な場所にいる人まで避難所等に行く必要がないこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難情報の意味について、広報紙、市公式ホームページ等により地域住民への周知を行うものとする。

第4 水防法に基づく避難体制の整備

1. 浸水想定区域内の要配慮者施設への対応

市は、水防法第15条に基づく浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設に対して、洪水予報等の伝達方法を定めておく。

2. 関係機関との連携体制の構築

江戸川流域では、「水防災意識社会」の再構築を目的として、国土交通省、気象庁、流域の自治体からなる「江戸川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」が設立されている。また、千葉県では、県内自治体からなる「千葉県大規模氾濫に関する減災対策協議会」が設立されている。市は、平常時からこれら関係者との連携を図る。

3. 要配慮者利用施設での避難確保計画の作成等

水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施する。避難確保計画の作成にあたっては、水害ハザードマップ等をもとに情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認する。市は、避難確保計画作成の指導を行う。

第5 水防用資器材の整備

水防倉庫等に備蓄する水防用資器材は、千葉県地域防災計画風水害等編に定める指定水防管理団体整備基準に準拠し、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、崖崩れ等にも対応できるよう整備に努めるものとする。

第6 高潮対策

市は、東京湾において発生する高潮に対して、河川、堤防の整備とともに、排水機場の処理能力の向上を図る等の対策を引き続き推進する。

1. 千葉県による海岸高潮対策

千葉県は、本市旧江戸川河口から館山市洲崎までの東京湾沿岸において、伊勢湾台風規模の台風を計画気象として、防潮堤の天端高を決定している。

本市域では、千葉県により海岸保全区域の指定がなされ、防潮堤等の高潮対策が進められている。

2. 情報伝達体制の構築

市は、気象庁が発表する高潮情報を迅速に伝達し、安全な場所に避難するよう指示するための体制を整備する。

3. 海拔標高の標示

市は、住民一人ひとりが自らの判断で避難行動をとることができるよう、指定避難所等に標高を示した掲示を設置し、防災マップ等で周知を図る。

第7 避難体制の整備

1. 水害時における避難行動の検討

水害における避難行動は、発災までに時間的余裕があるか否かにより異なるため、一人ひとりが置かれる状況に即して、適切な避難の時期や方法、避難する場所を選択する必要がある。

過去の災害では、住民が避難場所として指定されている小中学校等への「立退き避難」が最善と考え、避難行動を取るケースが見られた。

このため、夜間の降雨時に道路が浸水しているような悪条件下のもと、自宅から立ち退き避難をして、途中で被災することがないよう市民や施設管理者へ周知徹底を図り、水害時に適切な避難行動と各避難施設による受入れが行われるよう体制の整備を図るものとする。

(1) 被害の発生予想が可能となるような情報収集

適切な避難行動を開始するためには、被害の発生予想が可能となるように平常時よりハザードマップ等により自らが居住する地域の危険度を認識するとともに、大雨時には、テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線等、多様なメディアを通して、気象官署の発表する予警報や地方公共団体の避難情報、防災・災害情報を幅広く収集する必要がある。

(2) 避難行動

■ 避難行動

平時	・ マイタイムラインを作成し、避難するタイミングや避難先について確認する。
災害が発生する まで時間に余裕 がある場合	・ 自宅の安全を確保したうえで、在宅避難 ・ 近隣の安全な場所・建物への移動 ・ 市外の親戚、知人宅や宿泊施設への移動 ・ 開設された待避所への移動
災害の発生が切 迫している場合	① 冠水時等の屋外移動の回避 ・ 夜間や激しい降雨時、道路冠水時等、避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は、屋外での移動は極力避ける。
	② 屋内での待避等の安全確保 ・ 急激な降雨や浸水により待避所へ移動することが困難な場合、状況に応じて、自宅等の上階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つ。

2. 待避所等の開設及び運営体制の整備

市は、状況に応じて、待避所・指定避難所（以下「待避所等」という。）の開設及び運営を円滑に行えるよう以下の対策を図るものとする。

(1) 待避所等の開設・運営・閉鎖に関する方針の明確化

市は、待避所等の開設・閉鎖基準や避難所に必要な資器材・備品等の準備等を明確化し、災害時に避難者を迅速に受け入れられる体制を整備する。

(2) 要配慮者対策

市は、高齢者や認知症の人、障がい者、乳幼児等を安全に受け入れられるよう待避所等の体制を整備する。

(3) ペット対策

市は、ペット同行避難者を受け入れる体制を整備する。

(4) 男女共同参画の視点からの取り組み

市は、待避所等の運営体制について、できるだけ女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

第11節 風害対策

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	危機管理課	—
第2 電力施設風害防止対策	—	東京電力パワーグリッド（株）
第3 通信施設風害防止対策	—	NTT東日本（株）
第4 公園施設等風害防止対策	みどり公園課	—

● 自助・共助の役割

市民	・ 気象情報や身を守るための知識を習得する。 ・ 市の発信する情報を取得し、地域へ伝達できるようにする。
事業所	・ 災害対策に関する知識及び技術の従業員等への周知並びに事業所の自主的な防災組織を編成する。 ・ 災害時における情報の取得及び伝達の手段の確認及び確保並びに従業員等へ周知する。
自治会 自主防災組織等	・ 市の発信する情報を取得し、地域へ伝達出来るように努める。 ・ 強風時の危険箇所をあらかじめ確認するように努める。

第1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

市は、台風・竜巻等による被害を最小限にとどめるため、市民等に以下の「防災気象情報の知識」及び「身を守るための知識」等について普及啓発を図る。

1. 防災気象情報の知識

竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、各地の気象台が事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点で気象庁が発表する「竜巻注意情報」がある。さらに竜巻など激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布や1時間先までの予報として「竜巻発生確度ナウキャスト」が提供されている。

2. 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難する。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、気象情報の確認に加え、次の発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努める。

■ 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

ア 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。

イ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。

ウ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。

エ 大粒の雨やひょうが降り出す。

第2 電力施設風害防止対策

1. 強風対策

東京電力パワーグリッド（株）は、送電設備の倒木等による事故の防止のため、平常時から風害発生のおそれのある樹木の剪定や伐採に努めるとともに、その他事故を誘発しないよう対策に努める。

2. 塩害対策

東京電力パワーグリッド（株）は、台風の際に塩害が発生するため次の対策を講ずる。

(1) 送電設備

耐塩用懸垂がいしまたは、懸垂がいしの増結で対処するとともに、必要に応じがいし清掃を実施する。

(2) 変電設備

屋外の変電所では、耐塩がいしを使用する。

(3) 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器および耐塩用開閉器等を使用する。

3. 停電対策

(1) 情報提供体制の整備

市は、東京電力パワーグリッド(株)と連携し、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制について整備を図る。

また、東京電力パワーグリッド(株)は停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

(2) 電源車の配備

市及び千葉県は、電力復旧を優先すべき、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等のリスト化を行い、早期の停電復旧が必要な際の電源車の配備先候補案を作成するよう努める。

第3 通信施設風害防止対策

NTT 東日本（株）は、局外設備の2ルート化及び地下化を推進する。局内設備については、風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進するものとする。

空中線は、無線のアンテナ支持物に対する強度を、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準に準拠するほか、各施設は、暴風時の塩害対策に努めるものとする。

第4 公園施設等風害防止対策

市は、「緑の基本計画」に基づき、災害時の避難場所や活動拠点等の防災面に配慮した公園・緑地の整備を推進するものとする。

1. 樹木対策

(1) 樹木の剪定

市は、被害を受けやすい樹木の剪定を定期的を実施する。

(2) 倒木の予防

市は、根の不安定な樹種に対し、補強・結束等による支柱の補強を実施する。

第12節 雪害対策

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 道路雪害防止対策	道路政策管理課	浦安建設業協力会
第2 電力施設雪害防止対策	—	東京電力パワーグリッド（株）
第3 通信施設雪害防止対策	—	NTT東日本（株）
第4 公共交通施設対策	危機管理課	各駅事業者

● 自助・共助の役割

市民	・ 気象情報や身を守るための知識を習得する。 ・ 市の発信する情報を取得し、地域へ伝達できるようにする。
事業所	・ 災害対策に関する知識及び技術の従業員等への周知並びに事業所の自主的な防災組織を編成する。 ・ 災害時における情報の取得及び伝達の手段の確認及び確保並びに従業員等へ周知する。
自治会 自主防災組織等	・ 市の発信する情報を取得し、地域へ伝達出来るように努める。 ・ 強風時の危険箇所をあらかじめ確認するように努める。

本市は豪雪地帯でないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、道路の凍結や鉄道の運転停止など、社会的機能の低下が見込まれるほか、多くの帰宅困難者が発生すること等を鑑み、「雪害対策方針」に基づき、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行うものとする。

第1 道路雪害防止対策

1. 事前対策

市は、道路雪害対策に向け、次の各号に掲げる事項を実施する。

- ア 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- イ 浦安建設業協力会との連絡系統の確立
- ウ 路面凍結防止剤の備蓄
- エ 浦安建設業協力会が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- オ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- カ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

2. 道路の除雪対策

(1) 除雪作業体制の構築

市は、浦安建設業協力会の協力を得て除雪可能な体制を構築する。

また、除雪の実施にあたっては、県や他の道路管理者等と連携を図った上で実施する。

(2) 路面凍結の防止

市は、路面凍結に対して凍結防止剤を準備し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備える。

また、路面凍結が予想される時は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布する。

(3) 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

市は、除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路維持修繕要綱（日本道路協会）」等を参考にして実施する。

第2 電力施設雪害防止対策

(1) 送電設備

東京電力パワーグリッド（株）は、関係法令等により送電線・支持物等を設置し、保守・安全を継続する。

(2) 配電設備

東京電力パワーグリッド（株）は、着雪防止対策を施した電線を全体的に適用する。

第3 通信施設雪害防止対策

NTT 東日本（株）は、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信途絶時の対策として、可搬型無線機を配備する。

第4 公共交通施設対策

1. 情報伝達・収集・発信体制

市及び関係機関は、災害発生時における安全な公共交通の運行の確保や利用者の混乱防止を図るため、情報伝達・収集・発信体制を整備する。

2. 運行維持体制

(1) 安全確保

交通事業者等は、乗客及び乗務員の安全を確保するため、災害発生時を想定し、維持・確保すべき運行サービスの基準や、その確保策等について定める。

(2) 運行資源の確保

交通事業者等は、運行を継続するための運行資源（運行管理施設、車両、燃料、乗務員等）の確保策等について定める。

3. 連携体制

市は、公共交通の運行面や情報面での連携の実効性を高めるため、平常時から関係機関の連携・協力体制を整備する。

第13節 火山災害対策

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 火山噴火に関する知識の普及・啓発	危機管理課	—
第2 事前対策の検討	危機管理課 道路整備課	—

● 自助・共助の役割

市民	・ 降灰情報や身を守るための知識を習得する。 ・ 市の発信する情報を取得し、地域へ伝達出来るように努める。 ・ 非常持出し用品等を備蓄する。
事業所	・ 災害対策に関する知識及び技術の従業員等への周知並びに事業所の自主的な防災組織の編成 ・ 災害時における情報の取得及び伝達の手段の確認及び確保並びに従業員等への周知 ・ 非常持出し用品等を備蓄する。
自治会 自主防災組織等	・ 市の発信する情報を取得し、地域へ伝達出来るように努める。

第1 火山噴火に関する知識の普及・啓発

市は、富士山の噴火に伴う降灰被害を最小限にとどめるため、市民等に以下の「火山の噴火警報、予報、降灰予報の確認」及び「身を守るための知識」について普及・啓発を図るものとする。

1. 火山の噴火警報・予報、降灰予報の確認

火山災害については、富士山の噴火に伴う降灰被害を想定し、気象庁が発表する噴火警報・予報等については、平常時からテレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

2. 身を守るための知識

気象庁が発表する火山の噴火警報等を収集し、自分の居住する地域の降灰予報の把握とともに、降灰に対する家屋の安全対策を行うこと。

第2 事前対策の検討

1. 道路交通等の確保

市は、道路の降灰対策として、除灰応急活動に使用可能な車両器具及び必要機材の把握並びに火山灰の処分場所の選定方法等の検討を行う。

2. 電力施設降灰被害防止対策

東京電力パワーグリッド（株）は、降灰による被害を防止するための予防対策を雪害対策に準じて行う。

3. 通信施設降灰被害防止対策

NTT 東日本（株）は、降灰による被害を防止するための予防対策を雪害対策に準じて行う。

4. 家庭における備蓄の推進

富士山が噴火した場合、高速道路や幹線道路等への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じることが予想されることから、市は発災時に冷静な対応を市民に要請するためにも、家庭内にマスク、ゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出し用品等の備蓄について啓発を行う。

第14節 大規模事故災害対策

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 大規模火災	市街地整備課 みどり公園課 消防本部	—
第2 危険物等災害	消防本部	—
第3 海上災害	消防本部	—
第4 油等海上流出災害	環境保全課 消防本部	—
第5 航空機災害	危機管理課 消防本部	—
第6 鉄道災害	危機管理課	—
第7 道路災害	道路政策管理課 道路整備課	—
第8 放射性物質事故	環境保全課 消防本部	—

● 自助・共助の役割

市民	—
事業所	—
自治会 自主防災組織等	—

第1 大規模火災

大規模火災の発生を防止するため、法令等に基づいて、防火地域・準防火地域、屋根不燃化区域の指定、避難地周辺等の建築物の不燃化促進、密集市街地の改善、防火面に配慮した公園の整備、水辺空間の整備を推進するものとする。

一方、大規模・高層建築物においては、高度な消防用設備等の設置や防災センターの設置等により、一般建築物に比較してより高い防火体制を促進するものとする。

消防においては、消防法や火災予防条例に基づく予防査察、防火管理者による消防計画作成、消防用設備の設置等の指導を実施するとともに、建築物の状況にあわせた消防車両、資機材の整備を図るものとする。

第2 危険物等災害

危険物等事故災害を防止するため、消防法その他法令に基づいて危険物等施設の設置・変更申請に対する許可又は立入検査を行い、不適合な場合は、改修、移転等の規制を行う。危険物等施設の管理者に対しては、保安監督者の選任、予防規程の制定を指導するものとする。

さらに、危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応

する消防計画を策定するものとする。

第3 海上災害

海上保安本部は、航行管制や海上交通情報の提供、海難防止等の講習、千葉県は、漁船への作業安全指導や災害予防通信を行い、安全を確保するものとする。

また、海上保安本部、千葉県水難救済会は、災害発生時の救助用具、資機材の備蓄等に努めるものとする。

第4 油等海上流出災害

油等流出事故が発生した場合に、総合的かつ計画的な対策ができるよう、「千葉県地域防災計画における油等海上流出災害対策」に基づき、緊急時の情報収集連絡体制を確立するものとする。

また、千葉県が策定した「油防除作業手順マニュアル」、「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」に従い、地域に即した対応ができるような体制を整備及び、油防除資機材の備蓄に努めるものとする。

また、事故発生時に総合的かつ計画的な活動ができるよう緊急時の連絡体制を確立するものとする。

第5 航空機災害

市及び防災関係機関は、航空機災害について情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

第6 鉄道災害

各鉄道事業者は、法令等に基づく基準等により、車両や施設に関する安全確保を実施するものとする。関係機関は、鉄道災害発生時の連携が的確に行える情報連絡体制を確立するものとする。

第7 道路災害

道路管理者は、道路構造物の異常を早期に覚知するために点検を実施し、災害発生のおそれのある危険箇所の把握、改修を行うものとする。

また、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有又は調達できるような体制をとるものとする。

第8 放射性物質事故

1. 放射性物質取扱い施設の把握

千葉県及び市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地、及び取扱物質の種類等の把握に努める。

2. 放射線モニタリング体制の整備

市は、必要に応じて市内各地域及び教育施設等において環境放射線モニタリングを実施する。測定データについては、ホームページ等で情報を公開する。

3. 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

放射性同位元素使用施設の管理者は、放射性同位元素の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、消防、警察、市、県、国に対する通報連絡体制の整備に努める。

4. 退避誘導体制の整備

市は、県内外の放射性物質の拡散を伴う事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努める。

また、高齢者、認知症の人、障がい者、乳幼児、その他の要配慮者、一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

第3章

応急活動体制

第1節 災害対策本部設置時の体制（共通）

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 災害対策本部の設置・解散	総括対策部	—
第2 職員の参集・配備	総括対策部	—

● 自助・共助の役割

市民	・自治会自主防災組織の自主防災活動に参加する。
事業所	・事業所の防災組織を立ち上げ、自主防災活動を行う。
自治会 自主防災組織等	・自治会自主防災組織の本部を立ち上げ、自主防災活動を行う。

－ 対策の基本方針・目標 －

1. 市は、震度5強以上の地震で災害対策本部を設置し、全職員が自動的に参集、配備につく。
2. 直行職員は、震度5強以上の地震で、指定避難所に直行し、初動対応をとる。
3. 市は、震度5弱の地震で、市は災害対策本部に準じた配備体制をとり、情報収集や災害警戒に対応する。
4. 市は、市域に大雨、暴風、洪水、高潮又は大雪等で重大な災害が発生する恐れがあり、又は発生した場合で、市長が必要と認めたとき災害対策本部を設置し、全職員が参集、配備につく。
5. 市は、市域に気象警報等が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき、災害対策本部に準じた配備体制をとり、情報収集や災害警戒に対応する。
6. 市は、市庁舎4階に関係機関の連絡員が常駐する「防災機関連絡室」を設置し、関係機関と連携した災害対策を行う。
7. 市は、状況認識の統一を図りつつ、資源（人・物）配分を踏まえ、当面の対応方針を立案し、これに基づき各種対策を実施するものとする。

第1 災害対策本部の設置・解散

1. 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準（震災時）

市は、市域に震度5強以上の地震が発生した場合、又は東京湾内湾に大津波警報（特別警報）が発表された場合、自動的に災害対策本部を設置し初動対応にあたる。

また、市域に震度5弱の地震が発生した場合は、災害対策本部に準じた配備体制をとり、情報の収集や応急対策を実施する。

なお、災害対策本部の設置の際には、千葉県及び関係機関にその旨を通知する。

(2) 災害対策本部の設置基準（風水害等時）

市は、市域に大雨、暴風、高潮、洪水、大雪、火山噴火による降灰等の重大な災害が発生するおそれのある場合、災害対策本部を設置し初動対応にあたる。

また、気象注意報、警報、特別警報が発表され災害の発生が予想されるなど、警戒巡視や情報収集等を必要とする場合は、災害対策本部に準じた配備体制をとり、情報の収集や応急対策を実施する。

なお、災害対策本部の設置の際には、千葉県及び関係機関にその旨を通知する。

(3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、市庁舎とし、本部会議は原則として市庁舎4階災害対策本部室で行う。

(4) 関係機関との連絡体制

「関係機関連絡室」を市庁舎4階に設置し、警察、自衛隊、ライフライン等関係機関から連絡要員を受け入れ、連絡・調整にあたる。

2. 災害対策本部の組織

市の災害対策本部は、応急対策活動の意思決定機関である「災害対策本部会議」、対策立案及び調整機関である「総括対策部」、応急対策活動の実施機関である「9対策部」で構成する。

なお、本部長はじめ、各責任者が不在の場合、浦安市業務継続計画（BCP）に定める代理順位に基づき対応する。

災害対策本部会議は、本部長（市長）、副本部長（副市長）、本部長付（総務部長、危機管理監、教育長）、本部員（各部長）で構成し、その議題は、次の事項を想定する。

■本部会議の協議事項

- 職員の配備体制（動員を含む。）の発令、切り替え、解除に関する事。
- 被害情報のとりまとめ・共有に関する事。
- 災害情報、気象情報等に関する事。
- 当面の対応方針に関する事。
- 資源配分に関する事。
- 避難情報の発令に関する事。
- 各対策部間の応急対策の調整に関する事。
- 業務継続に関する事。
- 被災者の救助、救済対策に係る調整に関する事。
- 応援要請・受援に関する事。
- 災害救助法の適用申請、激甚災害の指定要請等各種救済措置に関する事。
- その他重要な災害対策に関する事。

3. 現地災害対策本部の設置

本部長は、応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。現地対策本部長は、副本部長又は本部員の中から本部長が指名する。

4. 災害対策本部の解散

本部長は、災害の危険が解消したと認めた場合、もしくは災害発生後における応急措置が概ね完了したと認めた場合、災害対策本部を解散する。

■災害対策本部の組織と事務分掌

組織	構成員		基本的な役割・業務 (所掌事務)
本部会議	本部長	● 市長 ● 代行： ① 副市長 ② 総務部長 ③ 企画部長	応急対策活動の意思決定
	副本部長	● (副市長)	
	その他	● 本部長付（総務部長・危機管理監・教育長） ● 本部員（部長、消防長、事務局長・会計管理者）	
関係機関会議	● 自衛隊 ● T E C - F O R C E ● D M A T ● 緊急消防援助隊 ● 警察署 ● ライフライン機関等		応急対策活動の調整

組織	基本的な役割・業務(所掌事務)
各対策部共通	➢ 受援業務に関すること。 ➢ 所管施設の管理保全に関すること。 ➢ 被災記録に関すること。
総括対策部	➢ 災害対策本部の庶務に関すること。（危機管理課長） ➢ 職員の動員、配備に関すること。（危機管理課長・人事課長） ➢ 災害関連情報の収集、伝達に関すること。（情報政策課長） ➢ 災害関連情報の分析、記録の総括に関すること。（法務文書課長） ➢ 関係機関との連絡調整に関すること。（企画政策課長） ➢ 復興計画の策定に関すること。（企画政策課長・危機管理課長） ➢ 受援業務（人的支援）の総括に関すること。（総務課長・人事課長） ➢ 広報に関すること。（広報広報課長） ➢ 災害対策要員の管理に関すること。（人事課長） ➢ 視察（見舞）者の接遇、その他に関すること。（秘書課長） ➢ 議会との連絡調整に関すること。（庶務課長） ➢ 被災者台帳に関すること。（危機管理課長） ➢ 被災者生活再建支援に関すること。（危機管理課長）

組織	基本的な役割・業務(所掌事務)
物資供給対策部	➤ 食糧、物資等の調達、供給、その他に関すること。(財政課長) ➤ 救援物資の受入れ、管理に関すること。(市民税課長) ➤ 応急給水に関すること。(監査委員事務局主幹) ➤ 車両及び車両燃料の確保、管理に関すること。(会計課長) ➤ 庁舎の機能確保、その他に関すること。(財産管理課長) ➤ 公共施設の点検、復旧対策に関すること。(営繕課長) ➤ 受援業務(物的支援)の総括に関すること。(財政課長)
被害調査対策部	➤ 家屋の被害調査に関すること。(固定資産税課長) ➤ 被災証明書の発行、その他に関すること。(収税課長)
被災者対策部	➤ 総合相談窓口に関すること。(市民課長) ➤ 遺体の収容安置に関すること。(市民課長・斎場長・社会福祉課長) ➤ 自治会との調整、外国人の支援等に関すること。(地域振興課長) ➤ TDRに関すること。(商工観光課長) ➤ 防犯対策に関すること。(市民安全課長) ➤ 帰宅困難者に関すること。(市民参加推進課長)
環境衛生対策部	➤ トイレ対策に関すること。(環境衛生課長) ➤ 廃棄物処理対策に関すること。(ごみゼロ課長) ➤ 災害廃棄物処理に関すること。(ごみゼロ課長・クリーンセンター長) ➤ 動物対策に関すること。(環境衛生課長) ➤ 環境保全に関すること。(環境保全課長) ➤ 防疫に関すること。(環境衛生課長、健康増進課長)
医療救護対策部	➤ 応急医療救護の実施に関すること。(健康増進課長) ➤ 指定避難所等医療対策に関すること。(健康増進課長) ➤ 要配慮者(乳幼児・妊産婦)の支援に関すること。(母子保健課長・こども課長) ➤ 保育に関すること。(保育幼稚園課長)
援護対策部	➤ 要配慮者対策(在宅高齢者)に関すること。(高齢者包括支援課長、地域包括支援センター所長) ➤ 要配慮者対策(入所施設)に関すること。(高齢者福祉課長) ➤ 要配慮者対策(在宅障がい者)に関すること。(障がい福祉課長) ➤ 要配慮者対策(障がい児)に関すること。(こども発達センター所長) ➤ 指定福祉避難所対策に関すること。(障がい事業課長) ➤ ボランティアに関すること。(社会福祉課長) ➤ 災害救助法の適用、その他に関すること。(社会福祉課長)
都市対策部 (応急危険度判定実施本部)	➤ 道路に関すること。(道路政策管理課長、道路整備課長) ➤ 河川に関すること。(道路整備課長) ➤ 緊急輸送路等に関すること。(道路政策管理課長) ➤ 建築物の応急危険度判定に関すること。(建築指導課長) ➤ 交通機関に関すること。(都市計画課長) ➤ 復興計画の策定(都市基盤)に関すること。(都市計画課長) ➤ 仮設住宅に関すること。(市街地整備課長・住宅課長) ➤ 公営住宅に関すること。(住宅課長・市街地整備課長) ➤ 下水道に関すること。(下水道課長) ➤ 公園に関すること。(みどり公園課長)
避難対策部 (避難所中継本部)	➤ 指定避難所の開設及び運営に関すること。(教育総務課長) ➤ 児童、生徒の安全対策に関すること。(保健体育安全課長) ➤ 応急教育に関すること。(指導課長)

組織	基本的な役割・業務(所掌事務)
	➤ 社会教育施設及び文化施設利用者の安全対策に関すること。（生涯学習課長） ➤ 文化財の保全に関すること。（郷土博物館長） ➤ 社会体育施設利用者の安全対策に関すること。（市民スポーツ課長） ➤ 避難施設の点検・復旧対策に関すること。（教育施設課長）
消防対策部	➤ 消火、救助、救急に関すること。（警防課長） ➤ 火災の被害調査に関すること。（予防課長）

第2 職員の参集・配備

1. 配備基準(震災)

本市において震度5強以上の地震が発生した場合は、職員全員が自動的に参集する。直行職員は、直接指定避難所に参集し、避難所で自治会自主防災組織、教職員等と連携して初動対応をとる。

なお、震度5弱の地震が発生した場合は、別に定める災害対策本部構成員表の配備基準に従って職員が参集し、配備につく。

■ 配備基準(震災)

配備体制		配備基準		参集基準
災害対策本部設置前の体制	情報収集体制		① 市域への影響など、市長が情報収集の必要を認めたとき ② 異常な現象の調査を開始した際の南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時で市長が情報収集の必要を認めたとき	総務部危機管理課の職員
		地震	③ 浦安市で震度4を観測したとき	各部部长 各部連絡員(総務部、企画部、都市整備部は除く) 広聴広報課、危機管理課、都市整備部職員 ※広聴広報課、都市整備部職員は事前に指定された職員
		津波	④ 東京湾内湾に津波注意報【自動配備】	都市整備部の職員及び総務部危機管理課の職員
	災害警戒体制	地震	① 浦安市で震度5弱を観測【自動配備】 ② その他被害が発生し、市長が必要と認めたとき	災害対策本部第1配備体制による職員(係長職以上の職員及び市内在住男性職員(保育園・幼稚園については女性職員も含む))
		津波	③ 東京湾内湾に津波警報【自動配備】	排水対策本部排水第2配備体制による職員(都市整備部の職員・総務部危機管理課・都市政策部の職員)
災害対策本部設置	災害対策本部第3配備体制	地震	① 浦安市で震度5強以上を観測【自動配備】 ② 異常な現象の調査を開始した際の南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時【自動配備】	全ての職員
		津波	③ 東京湾内湾に大津波警報(特別警報)【自動配備】	全ての職員

2. 配備基準（風水害等）

本市において重大な災害が発生する恐れがある場合は、別に定める災害対策本部構成員表の配備基準に従って職員が参集し、配備につく。

■ 配備基準（風水害等）

配備体制		配備基準（風水害）	配備基準（降灰）	参集基準
災害対策本部設置前の体制	注意配備体制	市域に次の注意報・警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき ①大雨注意報 ②高潮注意報 ③洪水注意報 ④大雪注意報 ⑤大雨警報 ⑥暴風警報 ⑦高潮警報 ⑧洪水警報 ⑨大雪警報	市域に量的降灰予報（少量）が発表され、市長が必要と認めたとき	（風水害） 都市整備部及び総務部危機管理課の職員 （降灰） 総務部危機管理課の職員
	警戒配備体制	市域に次の警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき ①大雨警報 ②暴風警報 ③高潮警報 ④洪水警報 ⑤大雪警報	市域に量的降灰予報（やや多量）が発表され、市長が必要と認めたとき	（風水害） 都市整備部、都市政策部及び総務部危機管理課の職員 （降灰） 係長以上の職員及び市内在住男性職員 ※保育園・幼稚園については女性職員も含む
災害対策本部設置	非常配備準備体制	市域に大雨、暴風、洪水、高潮又は大雪等で重大な災害が発生する恐れがあり、市長が待避所の開設を必要と認めたとき	—	各部長・各部連絡員、総括対策部、都市対策部、援護対策部、避難対策部、消防対策部及び待避所担当職員
	非常配備体制	市域に大雨、暴風、洪水、高潮又は大雪等で重大な災害が発生する恐れがあり、又は発生した場合で、市長が必要と認めたとき	市域に量的降灰予報（多量）が発表され、市長が必要と認めたとき	全ての職員
		浦安市に気象に関する特別警報が発表されたとき【自動配備】	—	全ての職員

3. 長期化への対応

災害対応が長期化する場合、災害対応従事者の健康を確保するため、職員の配置をローテーション管理する。また、必要な物資・資機材の確保を行う。

第2節 災害対策本部設置前の体制（風水害）

※浦安市水防計画

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 活動体制の検討	総括対策部 都市対策部 消防対策部	銚子地方气象台、江戸川河川事務所、浦安警察署

● 自助・共助の役割

市民	排水溝の清掃
事業所	排水溝の清掃
自治会 自主防災組織等	排水溝の清掃

－ 対策の基本方針・目標 －

1. 本市は、水防法（昭和24年法律第193号）及び千葉県水防計画に基づく指定水防管理団体であることから、風水害等に対しては、浦安市水防計画に定めるところにより必要な活動体制をとるとともに、水防活動を実施する。
2. 江戸川の堤防の決壊等が発生するおそれのある場合や大規模な浸水被害等、甚大な人的被害に繋がるおそれがあり、大規模な避難が伴う場合等については、災害対策本部における全庁的な災害対応へ迅速に移行するものとする。

第1 活動体制の検討

1. 配備検討会議

(1) 初動体制の検討

降雨等の状況に応じて、初動水防体制を決定する。決定にあたっては市長、副市長、教育長、危機管理監、総務部長、都市整備部長、都市政策部長、消防長を構成員とする配備検討会議を開催するものとする。

(2) 災害対策本部体制移行の検討

降雨等の状況に応じて、排水対策本部体制から災害対策本部体制に移行するものとする。移行にあたっては市長、副市長、教育長、危機管理監、総務部長、都市整備部長、都市政策部長、消防長を構成員とする配備検討会議を開催するものとする。

2. 水防配備体制

市は、気象状況により、段階的に排水対策準備体制、排水第一配備体制、排水第二配備体制をとるものとする。

排水対策本部 準備体制	① レベル1 気象業務会社の降雨予報 10mm/h 以上 道路整備課職員 監視・出動待機 ② レベル2 気象業務会社の降雨予想 15mm/h 以上、予想潮位 AP+2.1m 未満で、本部長が必要と認めたとき 道路整備課・道路管理課・地籍調査課職員・消防署職員 排水機場班・冠水対応班等 ③ レベル2 気象業務会社の降雨予想 15mm/h 以上、予想潮位 AP+2.1m 以上で、本部長が必要と認めたとき (増員) 上記3課・危機管理課・消防署職員 都市整備部市内在住職員 排水機場班・冠水対応班
排水対策本部 第1配備体制	気象業務会社の降雨予報 30mm/h 以上又は、市域に次の注意報・警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、本部長が必要と認めたとき 【大雨注意報・高潮注意報・洪水注意報・大雪注意報・大雨警報・暴風警報・高潮警報・洪水警報・大雪警報】 都市整備部・危機管理課職員・消防署職員 排水機場班・冠水対応班等
排水対策本部 第2配備体制	気象業務会社の降雨予報 50mm/h 以上又は、市域に次の警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、本部長が必要と認めたとき 【大雨警報・暴風警報・高潮警報・洪水警報・大雪警報】 都市整備部・都市政策部・危機管理課職員・消防署職員 排水機場班・冠水対応班等

※消防署職員については 119 番通報対応を優先することとし、必要に応じ、排水対応に協力する。また、本部の判断により、配備体制の区分に関わらず職員を出勤させることができる。

第4章

災害応急・復旧計画(震災編)

災害対策の推移と役割

市は、倒壊建物からの人命救助、傷病者の応急医療救護、多発する火災への消火など、発災直後から多くの災害対策が必要となるが、防災資源（人・物）に限られる中で、全てのことを同時に実施することは、不可能である。

そこで、被災の最小化を図るとともに二次災害の発生を防止するため、市・防災関係機関、市民、自治会自主防災組織、事業所等が役割を分担し、優先順位をもって災害応急対策を実施するものとする。

また、市は組織全体として状況認識の統一を図りつつ、持ちうる資源（人・物）を踏まえて今後の展開を予測し、「当面の対応方針」を作成し、新たな課題に対応するものとする。（法第 23 条の 2 第 4 項）

当面の対応方針は、緊急の場合を除き災害対策本部会議によって決定する。また、災害対策本部会議開催ごとに被害状況を取りまとめ、状況が判明次第逐次見直しを行うものとする。

【応急対策活動の推移のイメージ】

	発災直後（～6時間）	7～72時間（3日間）	4日～1週間	2週間～1ヶ月	2ヶ月～
市・防災関係機関（公助）	人命救助活動		給水		
	消火活動		食料・物資の供給		
	救護所設置・傷病者搬送		被災者への保健衛生活動		
	初期情報の収集、報告	情報収集・市民への発信			
	避難勧告・避難指示	避難所の開設	避難所運営の支援		
		要配慮者の支援			
	園児・児童・生徒等の保護	福祉避難所の開設・運営			
		被災建築物・宅地の応急危険度判定	被災住家の撤去・がれき処理		
		被災住家の被害調査・リ災証明の発行			
		仮設住宅用地の確保	仮設住宅設置・入居		
	応援派遣要請	広域応援派遣			
		遺体の収容・安置	遺体の火葬	義援金等の支給	
		仮設トイレの確保・し尿収集			
		ボランティア受け入れ			
	交通規制	緊急輸送の確保	施設被害調査・復旧		
市民・自治会自主防災組織（自助・共助）	家族・近隣の安否確認	家庭内備蓄の活用			
	初期消火				
	負傷者の応急手当・救護所搬送				
	要配慮者の安否確認・避難支援	避難所の開設	避難所の自主運営		
		自宅での生活継続			
	避難誘導（住家倒壊、火災等で危険な場合）	地域での自主防災活動			
事務所（自助）	初期消火	帰宅の抑制	帰宅		
	負傷者の応急手当・救護所搬送	事業所内備蓄の活用			

第1節 千葉県、防災関係機関との連絡体制

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 通信連絡体制	総括対策部	千葉県（防災対策課）、関東地方非常通信協議会
第2 情報の収集	総括対策部、 消防対策部、 被災者対策部	千葉県（防災対策課）、京葉西部地区タクシー運営委員会、エクセル航空（株）
第3 災害対策本部会議の開催及び被害情報の報告	総括対策部、 消防対策部	千葉県（防災対策課）、千葉県葛南地域振興事務所

● 自助・共助の役割

市民	－
事業所	－
自治会 自主防災組織等	・ 地域防災無線等を活用して、地域の被害情報を市本部に伝達する。

－ 対策の基本方針・目標 －

1. 市は、災害発生直後に被害状況を迅速に把握するために、参集職員・現地職員、消防本部等の他、防災カメラ等のＩＣＴ技術を活用した情報収集を行う。
2. 市は、千葉県危機管理情報共有要綱及び千葉県火災・災害等即報要領に基づき、千葉県防災行政無線及び防災情報システムを活用して千葉県災害対策本部、総務省消防庁に通報し、災害状況を迅速に伝達する。

第1 通信連絡体制

1. 千葉県、防災関係機関等との情報連絡体制

市は、以下の通信手段を用いて、千葉県、防災関係機関との連絡体制を整備する。

(1) 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び千葉県防災情報システム

市は、千葉県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム等により千葉県災害対策本部、防災関係機関との連絡及び総務省消防庁への報告を行う。

(2) 地域防災無線

市は、地域防災無線により、学校、消防、警察などの防災関係機関、医療機関、ライフライン機関等との連絡を行う。

(3) M C A無線

市は、M C A無線により、自治会、ホテル等協定先などとの連絡を行う。

(4) 災害時優先電話

市は、あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話を活用し連絡を行う。

2. 通信不能の場合

市は、通信が途絶した場合、次の機関の無線局を利用することができる。

■活用可能な無線局

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ① 千葉県無線通信施設 | |
| ② 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設 | |
| ○警察通信施設 | ○国土交通省関係通信施設 |
| ○海上保安部通信施設 | ○日本赤十字社通信施設 |
| ○東日本電信電話（株）千葉支店通信施設 | |
| ○東京電力パワーグリッド（株）通信施設 | ○日本放送協会千葉放送局通信施設 |
| ③ 上記以外の機関の無線通信施設 | |

第2 情報の収集

市は、災害対策本部会議において、現実には起きている被災状況と今後起こり得る状況を的確に把握又は予測し、問題点をとらえたうえで、今後の目標・対策を当面の対応方針として決定する必要がある。

よって、情報の緊急度・重要度を念頭に情報収集を行い、整理・分析するものとする。

また、市は、千葉県から派遣される情報連絡員と連携し、被害や災害対応の状況、人的・物的支援の情報を収集する。

■地震・津波情報の種類

種 類	内 容
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上の全国188に区分した地域名と地震の揺れ検知時刻を発表する。浦安市は「千葉県西北部」の区域にあたる。
震源・震度情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表する。
長周期地震動に関する観測情報	地域ごとの震度の最大値・長周期地震階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表する。
推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。
津波情報	津波の発生のおそれがある場合に、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を津波予報区単位で発表。浦安市は、「東京湾内湾」の津波予報区にあたる。
	大津波警報 発生する津波の高さの数値表現は10m超（10m～）、10m（5m～10m）、5m（3m～5m）、表現は「巨大」。
	津波警報 発表する津波の高さの数値表現は3m（1m～3m）、表現は「高い」。
	津波注意報 発表する津波の高さの数値表現は1m（0.2m～1m）、表現は「表記しない」。
	津波予報 発表される場合、0.2m未満の海面変動が予想されたとき、被害の心配はなく、特段の防災対応の心配はない旨を発表。

1. 地震・津波情報の収集

市は、Jアラート、千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震・津波情報を速やかに収集する。

2. 被害情報の収集

市は、市域における被害情報の収集を以下の手段を用いて行う。

(1) 参集職員、現場職員からの報告

市職員は配備の際に、あらかじめ指定された場所に参集するまでの間、周辺の被害状況を可能な限り収集し、各所属長に報告する。

また、収集した情報は、浦安市防災情報システム等ICT技術を活用して整理・分析・共有する。

(2) 公共施設等からの報告

市の各施設管理者は、被害や施設利用者の状況を各対策部ごとにとりまとめ、災害対策本部会議で報告する。

(3) 消防本部との情報共有

市は、千葉県防災情報システム及び浦安市防災情報システム等 ICT 技術を活用して、消防本部の活動状況及び市長部局等の収集した情報を相互に連携し、共有する。

(4) 自治会自主防災組織等からの連絡

自治会自主防災組織等は、それぞれ安否確認や被害状況の確認を行う。

緊急を要する事態があった場合には、M C A 無線等を用いて市災害対策本部に通報するとともに、自治会自主防災組織間での情報共有に努める。

第3 災害対策本部会議の開催及び被害情報の報告

1. 初動報告

市は、「火災・災害等即報要領」に従い、被害の有無を問わず、千葉県防災情報システム等を用いて第1報を千葉県及び総務省消防庁へ報告する。

2. 被害情報の報告

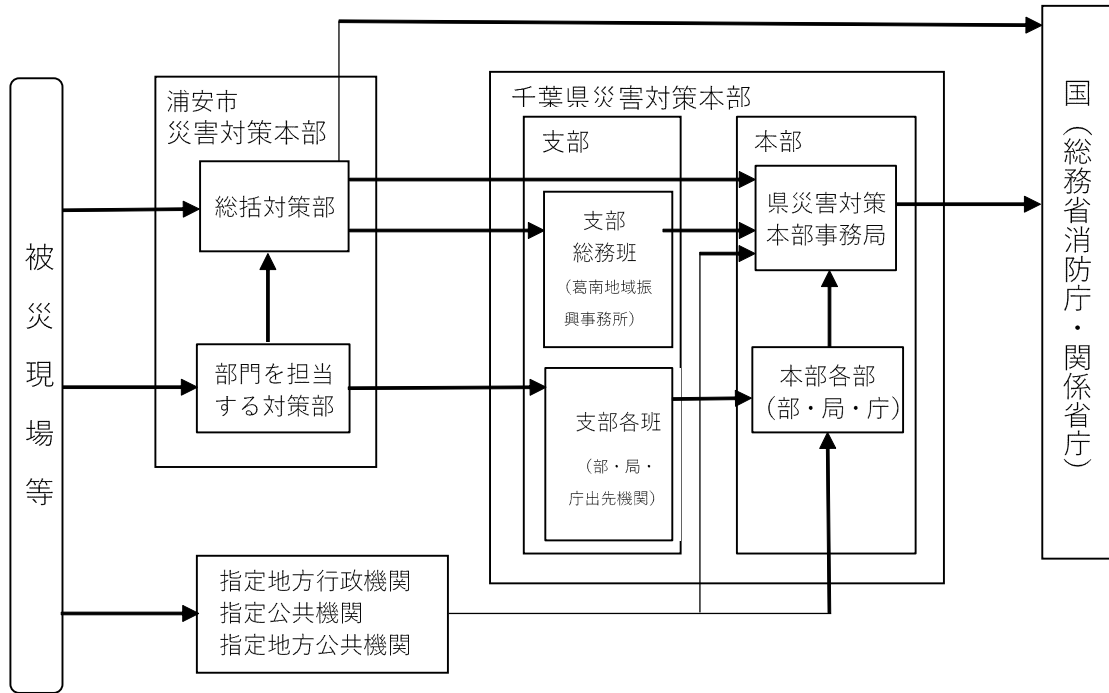
市は、各対策部で所管する事項に関し、被害状況を取りまとめ、災害対策本部会議にて共有する。

また、とりまとめた情報から千葉県に報告が必要な事項を抽出・整理し、報告する。

被害情報の報告に関する運用は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

■県に報告する事項

- 被害の状況
- 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - ・主な応急措置の実施状況
 - ・その他必要事項
- 災害による市民等の避難の状況
- 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- その他必要な事項



■被害情報等の報告の流れ

3. 災害対策本部会議の開催と当面の対応方針の決定

市は、各対策部が所管する事項に関して被害状況を取りまとめ、状況認識の統一を図りつつ、今後の展開を予測し対応するため、定期的に本部会議を開催し、当面の対応方針を決定・修正する。

なお、当面の対応方針は、災害対策本部会議開催ごとに被害状況を取りまとめることで逐次見直しを行い、各応急対策はこの方針に基づき実施する。

第2節 市民への情報伝達

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 市民への情報伝達	総括対策部、被災者対策部、避難対策部	市川記者会、浦安新聞、市川よみうり新聞社、(株)ジェイコム千葉、国際交流ボランティア
第2 市は、市が所有する広報車で市内を巡回し、情報を伝達する。	総括対策部、被災者対策部、避難対策部	—
第3 報道機関対応	総括対策部	市川記者会、浦安新聞、市川よみうり新聞社、(株)ジェイコム千葉
第4 浦安市議会への対応	総括対策部	浦安市議会

● 自助・共助の役割

市民	・防災行政用無線、市防災アプリ、市公式ホームページ、メール、X、LINE、避難所掲示板等から情報収集をする。 ・家族、地域住民に情報を伝達する。
事業所	・防災行政用無線、市防災アプリ、市公式ホームページ、メール、X、LINE、避難所掲示板等から情報収集をする。 ・従業員、利用客等に情報を伝達する。
自治会 自主防災組織等	・防災行政用無線、市防災アプリ、市公式ホームページ、メール、X、LINE、避難所掲示板等から情報収集をする。 ・自治会集会所を拠点として地域住民に情報を伝達する。 ・避難所生活時においては、特に要配慮者等へ情報を伝達する。

－対策の基本方針・目標－

1. 市は、市民への情報伝達にあたり、防災行政用無線、市防災アプリ、市公式ホームページ、メール配信、X、広報車等、利用可能な媒体を活用して行う。
2. 市は、直行職員等への連絡により、各指定避難所の運営委員会に対し情報提供を行う。
3. 市は、6時間以内に報道機関への対応体制をとり、臨時記者会見場を設置し、被害状況を発表する。また、必要に応じて記者会見を開催し、被害状況の他、応急対策の状況の発表や義援金品等の要請等を行う。
4. 市は、24時間以内に市公式ホームページや報道機関を通じて、全国へ支援の要請を行う。

第1 市民への情報伝達

1. 市からの情報発信

市は、次の連絡手段を用いて、市民に一斉に情報を発信する。

その際、緊急性の高い避難情報等、情報の性質により、効果的な手段を選択する。

また、市民の不安感を緩和し、状況に適した行動を促すため、わかりやすく、きめ細やかな情報発信に努める。

(1) 防災行政用無線

市は、市が設置している防災行政用無線（固定系）により、情報を伝達する。

(2) 市防災アプリ

市は、市が運用している市防災アプリにより、各種情報を整理して配信する。

(3) 市公式ホームページ

市は、市公式ホームページに特設サイト等を設置し、各種情報を整理して配信する。

また、同時にヤフーのサイトにも掲載する。

(4) メール配信

市は、市が実施しているメール配信サービスにより、防災情報を随時、メール登録者に伝達する。

また、津波避難に関する情報や延焼火災の情報など、緊急性の高い情報を緊急速報メールにて配信する。

(5) X

市は、Xの浦安市公式アカウントを活用し、随時情報を発信する。

(6) 電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス

市は、市が運用している電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービスにより、災害緊急情報を配信する。

(7) テレビ

市は、ケーブルテレビで防災行政用無線の内容をはじめ、各種情報を放送する。

また、Lアラートを活用し、テレビ等を通じて避難情報等を発信する。

(8) 広報車

市は、市が所有する広報車で市内を巡回し、情報を伝達する。

(9) 各避難所等公衆無線LAN（Wi-Fi スポット）

市は、避難者等に向けた情報提供のため、各避難所等に整備した公衆無線LAN（Wi-Fi スポット）を活用し、情報を配信する。

(10) Yahoo!防災速報

市は、Yahoo!防災速報及び Yahoo!JAPAN アプリを利用している配信対象者に対して災害時の緊急情報を配信する。

(11) LINE

市は、LINE の浦安市公式アカウントを活用し、随時情報を発信する。

2. 自治会自主防災組織による情報伝達

自治会自主防災組織は、M C A 無線等による市からの各種情報を確認し、自治会集会所等を拠点として地域住民に伝達する。

また、徒歩等による情報の伝達をボランティアに要請する等、高齢者等の要配慮者に配慮し、地域の実情に応じたきめ細やかな広報活動を行う。

3. 指定避難所での広報

市は、各指定避難所で直行職員等を通じ、生活支援等の情報を避難者に提供する。

特に、目や耳の不自由な要配慮者や外国人に対しては、各分野におけるボランティアの協力により情報提供する。

避難所運営委員会等は、市からの情報を要配慮者に確実に伝達する。

■市民に伝達する情報

地震直後	○地震発生情報（地震の規模・震源域・津波警戒） ○被害情報 ○避難に関する情報（避難指示、避難所開設等） ○医療、救護所の開設に関する情報 ○二次災害防止に関する情報（デマ防止、電気・ガス・上下水道の措置） ○交通規制に関する情報 ○応急対策活動に関する情報
応急・復旧時	○生活必需品（食料・飲料水等）の供給情報 ○被災者の安否情報 ○電気・ガス・上下水道・電話の復旧情報 ○交通機関運行情報、道路交通情報 ○仮設住宅に関する情報 ○総合窓口の開設に関する情報（被災者相談窓口等） ○建物解体、廃棄物・ごみ処理に関する情報

第2 報道機関対応

1. 放送要請

市は、災害等のため通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合は、法第 57 条の規定により通知、要請、伝達又は警告のため「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、千葉県を通じて放送を要請する。

なお、災害対策本部の設置、避難所の開設、避難情報の発信等についてはＬアラートを通じて通信・放送・インターネット事業者に市民等への放送及び情報提供を要請する。

2. 報道取材への対応

市は、報道機関の取材活動の対応を行う。

この際、特に、災害対策本部会議室、災害情報室及び各対策部執務室内への立入り、取材は原則禁止する措置をとるとともに、報道責任者・担当者を明示し、プレスルームの設置等を行う。

また、被災地や指定避難場所において、避難者等のプライバシーや心情に配慮した取材活動を行うよう報道機関に要請する。

3. 記者への発表

市は、記者会見場所を設置し、災害対策本部会議で諮った事項等について定期的に記者発表を行い、被害状況の他、応急対策の状況や義援金品等の要請を伝える。

第3 浦安市議会への対応

市は、応急対策活動に全力で専念するため、市議会から大局的な見地で必要な協力、支援を得られるよう相互協力関係の構築に努めるものとする。

また市は、災害対策本部の設置、避難所の開設、避難情報等を議長へ情報提供するものとする。

第3節 被災記録の整理

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 被災記録の整理	総括対策部、 各対策部	—

● 自助・共助の役割

市民	—
事業所	—
自治会 自主防災組織等	—

第1 被災記録の整理

1. 各対策部の活動記録の整理

市は、各対策部に記録班を設置し、被害状況、対応状況、受援状況等を適時活動記録としてまとめ、応急対策活動の進捗管理等、その後の応急対策活動に活用する。

その際、浦安市防災情報システム等の ICT 技術を活用し、電子媒体での整理に努める。

また、総括対策部内に記録統括班を設置し、各記録を収集・整理することで当面の対応方針の立案等に資するとともに、市公式記録として整理する。

2. 各対策部間の記録の共有

市は、各対策部の活動記録が相互に活用できるよう、必要に応じて記録を共有し、応急対策活動の円滑化及び統一性の確保を図る。

第4節 災害救助法の適用手続き

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 災害救助法の適用手続きを含む予算措置	総括対策部、 物資供給対策部、援護対策部	—

● 自助・共助の役割

市民	—
事業所	—
自治会 自主防災組織等	—

－ 対策の基本方針・目標 －

1. 市は、当面の応急対策活動費の緊急予算措置等を検討する。
2. 被災状況の概要が明らかになった段階では、災害救助法の適用を検討し、必要な手続きを行う。
3. 災害救助法が適用された場合は、知事が救助を実施するが、災害の事態が急迫して、知事の行う救助を待つことができないときは、市長は救助に着手する（千葉県災害救助法施行細則第5条）。
4. 災害救助法に規定された範囲内の対応で不十分な場合、別途、本市独自の対応を並行して行う。
5. 災害救助法が適用されない場合、あるいは適用されるまでの期間についても、市長の責任において、災害救助法が適用された場合に準じた対応を実施する。

第1 災害救助法の適用手続きを含む予算措置

市は、災害発生後、当面の応急対策活動費の緊急予算措置等を検討するものとする。

また、被害状況の概要が明らかになった段階で、中長期的な災害対応活動費の措置として災害救助法適用の手続き開始を検討するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合、千葉県知事が救助を実施するが、災害の事態が急迫して、知事の行う救助を待つことができないときは、市長が救助に着手するものとする。

1. 緊急予算措置等

市は、応急対策活動における資器材及び物資の購入並びに労務確保のため、当面の応急活動費について緊急予算措置等を行い、各対策部の迅速な応急対策活動に資する。

2. 災害救助の種類

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

■災害救助の種類

- | | |
|-----------------------|------------|
| ○避難所の設置 | ○応急仮設住宅の供与 |
| ○炊き出しその他による食品の給与 | ○飲料水の供給 |
| ○被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | ○医療 |
| ○助産 | ○被災者の救出 |
| ○被災した住宅の応急修理 | ○学用品の給与 |
| ○埋葬 | ○死体の搜索 |
| ○死体の処理 | ○障害物の除去 |
| ○輸送費及び人夫賃 | |

3. 災害救助法の基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4号の規定による。本市における適用基準は、以下のとおりである。

■災害救助法の適用基準

算定基準		次の算定基準をもって、滅失住家1世帯とする。 ①全壊（全焼・流失）住家1世帯 ②半壊（半焼）住家2世帯 ③床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家3世帯 ①及び②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
適用基準	基準1	市内で100世帯以上の住家が滅失した場合
	基準2	千葉県下で2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市内で50世帯以上の住家が滅失した場合
	基準3	千葉県下で12,000世帯以上の住家が滅失した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
	基準4	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

4. 災害救助法の手続き

市は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに千葉県知事に報告（千葉県災害対策本部経由）する。

また、災害救助法の適用を受けて、知事による救助の実施を待つことができないときに、市長は救助に着手したことを直ちに知事に報告する。（災害救助法施行細則第5条）

5. 救助の実施

災害救助法の適用により、災害救助は千葉県災害対策本部長（千葉県知事）の指揮に基づき実施されるが、本市における災害対応全般の第1次的な責務が浦安市災害対策本部長（市長）にあることに変わりはない。

浦安市地域防災計画

第4章 災害応急・復旧計画(震災編)

なお、迅速な救助を行う必要があるため災害救助法施行細則により市長に委任されている事項は、以下のとおりである。

■災害救助法の救助項目と市長委任事項

救 助 の 種 類		市長 委任※	期 間
収容施設の供与	避難所	○	災害発生の日から 7 日以内
	応急仮設住宅		災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	食品の給与	○	災害発生の日から 7 日以内
	飲料水の供給	○	災害発生の日から 7 日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		○	被害発生の日から 10 日以内に完了
医療及び助産	医療		災害発生の日から 14 日以内
	助産		分べんした日から 7 日以内
被災者の救出		○	災害発生の日から 3 日以内
被災した住宅の応急処理		○	災害発生の日から 1 月以内に完成
生業に必要な資金の貸与			災害発生の日から 1 月以内に完了
学用品の給与		○	科書：災害発生の日から 1 月以内に完了 その他の学用品：災害発生の日から 15日以内に完了
埋葬		○	災害発生の日から 10 日以内に完了
応急救助のための輸送費			当該救助の実施が認められる期間
応急救助のための賃金職員等雇上費			当該救助の実施が認められる期間
死体の搜索		○	災害発生の日から 10 日以内に完了
死体の処理			災害発生の日から 10 日以内に完了
住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（障害物）の除去		○	災害発生の日から 10 日以内に完了

※災害救助法は、本市の応急対策活動の一部を支援するものであるため、災害救助法の枠組みにとらわれずに、災害対策本部会議で決定した当面の対応方針に従い、必要な対策を行う。

第5節 受援体制（人的支援）

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 受援体制（人的支援）	総括対策部、 各対策部	自衛隊、千葉県（防災対策課）、協定締結先機 関・団体

● 自助・共助の役割

市民	—
事業所	—
自治会 自主防災組織等	—

－ 対策の基本方針・目標 －

1. 市は、被害の全貌が明らかでなく、受援の具体的範囲や内容が定まっていなくても、市民等の生命・身体・財産を守るため、躊躇することなく早期に応援要請を行う。
2. 受援を受ける業務は、受援側の責任において実施すべき業務であることから、応援団体等に役割分担を明示する。
3. 応援職員等による人的資源の強化により、適切な職員配置、ローテーション勤務を組むなど、職員の健康管理（メンタルヘルスを含む）へ配慮することで、持続可能な業務継続を行う。

第1 受援体制（人的支援）

1. 人的支援の受け入れ手順

(1) 応援要請の決定

市各対策部は、浦安市業務継続計画（BCP）で定める非常時優先業務の実施にあたり、人的資源が不足する場合、応援要請の必要性について判断する。

各対策部は、応援内容に係る災害協定の運用担当課が総括対策部である場合や、行政機関、一般ボランティアへの応援要請が必要な場合、対策部内でとりまとめ、総括対策部人的受援統括班に要請する。

各対策部内に災害協定の運用担当課がある場合又はその他民間企業、団体等に応援要請する場合、応援要請の決定は各対策部で行う。

行政機関や自衛隊に対する応援要請については、災害対策本部会議で協議を行い、本部長が決定する。なお、緊急・その他の事情により災害対策本部会議を開催できない場合は、本部長が決定する。

(2) 応援要請の実施

応援要請が必要と判断した場合は、要請内容、担当者名、連絡先、集合場所、携行品等に

ついて応援団体に明示し、電話等で応援要請を行い、その後文書を提出する。

なお、要請の実施は前記の分担で行うこととし、それらを総括対策部人的受援統括班でとりまとめ、災害対策本部会議に報告する。

(3) 受援の準備

受援課は、以下の事項をあらかじめ準備するよう努めるものとするが、あらかじめ不足が予測される自動車・特殊業務の資機材・宿泊場所は応援団体で確保することを原則とする。

- 応援団体連絡調整
- 必要な資器材の準備
- 応援職員等の活動拠点の確保
- 応援職員等に要請する業務内容・手順等の整理
- 応援職員等の宿泊場所及び食料の確保

(4) 応援職員等の受け入れ

受援課は、指定した集合場所で応援職員等の受付を行うとともに、業務内容等の説明を行う。

また、応援職員の受け入れ状況を記録し、総括対策部受援統括班に報告する。

総括対策部人的受援統括班はそれらをとりまとめ、災害対策本部会議に報告する。

(5) 受援による業務の実施

受援課は、原則として毎日、朝礼やミーティングを実施し、応援職員等に対して業務内容の指示や情報共有を行う。

その他、応援職員等の業務管理や交代に係る対応を行うとともに、総括対策部人的受援統括班に業務実施状況の報告及び調整を行う。

(6) 受援の終了

受援課は受援対象業務が終了、又は業務に必要な人員の充足等、受援の必要がなくなる見込みとなった場合は、応援団体と連絡調整を行い、各対策部長の決定により受援終了を判断し、総括対策部人的受援統括班に報告する。

総括対策部人的受援統括班はそれらをとりまとめ、災害対策本部会議に報告し、同会議において、本計画に基づく受援終了時期を決定する。

なお、各対策部が応援要請した場合、原則として受援課が費用負担を行うこととし、総括対策部人的受援統括班は費用負担状況を取りまとめ、災害対策本部会議に報告する。

2. 応援の申し出への対応

外部から応援の申し出があった場合は、当該業務を所管する対策部が連絡調整、受援の判断等を行う。また、複数の対策部の所管に係る場合は、総括対策部人的受援統括班が調整を行う。

なお、申し出に基づいて応援を受け入れた場合も、市から応援要請した場合と同様の手順で受援業務を行う。

第6節 受援体制（物的支援）

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 受援体制（物的支援）	物資供給対策部、各対策部	自衛隊、千葉県（防災対策課）、協定締結先機関・団体

● 自助・共助の役割

市民	—
事業所	—
自治会 自主防災組織等	—

第1 受援体制（物的支援）

第4章第13節 生活救援により物的支援の受け入れを行うものとするが、物資の調達や輸送、集積所の管理等の業務は、市の通常業務とは異なっており、災害発生時の混乱が想定される。

よって、物流専門家の派遣等、外部からの受援により当該業務を実施するものとする。

物資支援に関する受援に関しては物資供給対策部受援統括班が各対策部における物的資源二一の把握と受入れ状況を取りまとめる。

※受援に関する業務の流れについては第4章「災害応急復旧計画（震災編）」第5節「受援体制（人的支援）及び「浦安市災害時受援計画」に準拠する。

1. 物資集積所の運営

市は、物資集積所の運営について、市職員、ボランティアのほか、物流専門家等の派遣を要請することにより対応する。

2. 輸送業務

市は、災害協定に基づき、民間団体等に物資の輸送を要請する。

第7節 関係機関への応援・派遣要請

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 自衛隊の災害派遣	総括対策部、 物資供給対策部	自衛隊、千葉県（防災対策課）
第2 自治体等・消防への応援要請	総括対策部、 物資供給対策部	千葉県（防災対策課）

● 自助・共助の役割

市民	—
事業所	—
自治会 自主防災組織等	—

第1 自衛隊の災害派遣

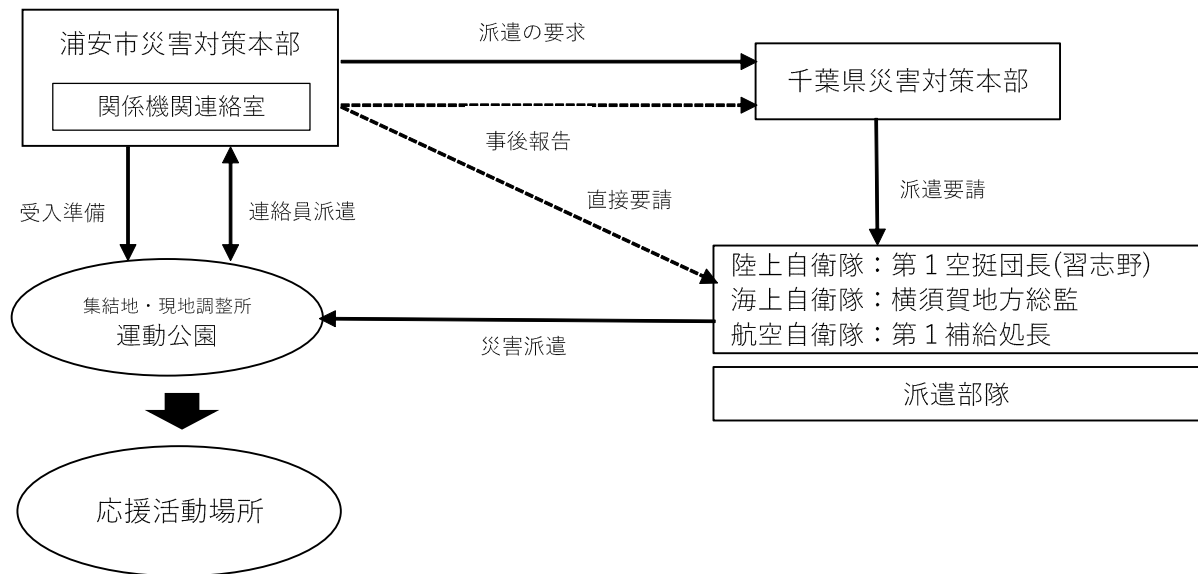
1. 派遣要請の手続き

市は、大規模な被害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があり、本市だけでは対応できない場合、知事に対して自衛隊災害派遣要請を要求する。通信の途絶等により知事に要求できないときは、直接最寄りの部隊の長に通知する。

なお、事態の推移に応じ、派遣の要求をしないことを決定した場合は、知事に直ちにその旨連絡する。

■災害派遣要請の手続き

連絡先	千葉県防災危機管理部防災対策課
要請事項	① 災害の情况及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項



■自衛隊災害派遣の流れ

2. 派遣活動の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とする。

■自衛隊の活動内容

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等無償貸付し又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

3. 自主派遣

自衛隊は、特に緊急を要し知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待たないで、部隊等を自主派遣することができる。

4. 自衛隊の受け入れ

市は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような受け入れ体制を整備する。

また、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

■自衛隊の受入れ体制

項 目	内 容
作業計画の作成	○作業箇所及び作業内容 ○作業箇所別必要人員及び必要機材 ○作業箇所別優先順位 ○作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ○部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者の了解を速やかにとりうるよう事前に配慮する。
交渉窓口	○連絡窓口を総括対策部とする。 ○自衛隊からの本部連絡員の派遣を要請する。
受入場所	集結場所・宿营地：運動公園 ○本部事務室 ○材料置場 ○駐車場（車1台の基準は 3m×8m） ○宿营地 ○炊事場（野外の適切な広さ） ○指揮連絡用ヘリコプター発着場

5. 撤収要請

市長は、災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

なお、自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

■経費の負担区分

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

第2 自治体等・消防への応援要請

1. 千葉県・地方行政機関等への応援要請

(1) 千葉県知事への応援要請

市長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請を行う（法第 68 条）。

(2) 地方行政機関等への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関もしくは指定公共機関等の職員の派遣を要請又はその派遣について千葉県知事に対し斡旋をもとめる（法第 29 条、法第 30 条、地方自治法 252 条の 17）。

2. 消防への応援要請

(1) 県内消防機関への要請

災害が発生した場合、「千葉県広域消防相互応援協定」（要請者：市長）及び「千葉県消防広域応援基本計画」（要請者：市長に報告の上、消防長）により広域応援統括消防機関を通じて県内消防機関に応援を要請する。

(2) ヘリコプターの派遣要請

災害が発生した場合、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画」（要請者：市長の指示に基づく消防長）及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」（要請者：市長又は消防長）に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。

(3) 緊急消防援助隊の要請

市長は、大規模な災害等が発生し、自らの市の消防力及び千葉県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事を通じて緊急消防援助隊の応援を要請する。

3. 自治体への応援要請

(1) 県内市町村への要請

市長は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」、「災害時における東葛飾地域市町村間の相互応援に関する協定」等に基づき、県内市町村に応援要請を行う。

(2) 県外市町村への要請

市長は、「災害時における市町村間の相互応援に関する協定」等に基づき、県外の市町長に応援要請を行う。

■県外市町村協定先

○茨城県下妻市	○茨城県北茨城市
○愛知県弥富市	○滋賀県犬上郡豊郷町
○長野県茅野市	○群馬県高崎市
○新潟県新発田市	○新潟県小千谷市
○茨城県つくばみらい市	○東京都江戸川区

4. 水道事業体への要請

市長は、災害時の給水等の応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業体等に応援要請をする。

5. 下水道事業体への要請

市長は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」や「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応援措置の支援を要請する。

第8節 消防、救急救助活動

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 消火活動	消防対策部	浦安市消防団、海上保安部
第2 救助・救急活動	消防対策部	浦安市消防団、浦安建設業協会の、海上保安部、浦安警察署
第3 危険物施設への対応	消防対策部	浦安市消防団、施設管理者、千葉県
第4 惨事ストレス対策	消防対策部、 総括対策部	—

● 自助・共助の役割

市民	・ 自宅の出火防止に努める。また、出火した時は初期消火を行う。
事業所	・ 事業所の出火防止に努める。また、出火した時は初期消火を行う。 ・ 近隣の初期消火に協力する。 ・ 要救助者の救助を行う。また、近隣の救助に協力する。 ・ 危険物の安全な取扱い及び貯蔵を行う（危険物施設）。
自治会 自主防災組織等	・ 近隣の出火防止に努める。 ・ 近隣の初期消火に協力する。 ・ 要救助者の救助活動を行う。 ・ 傷病者の応急手当、救護所までの搬送を行う。

－ 対策の基本方針・目標 －

1. 消火活動、救助活動は、市民、自治会自主防災組織等の初期対応を基本とする。
2. 地震発生による火災の鎮火を目標として、消防対策部の指揮下で消防団と一体となって活動する。
3. 多数の要救助者、延焼火災の発生が予想され、本市の消防力では対応できない場合は、千葉県広域消防相互応援協定に基づく応援及び緊急消防援助隊の応援等により活動にあたる。
4. 津波等により船舶火災、水難事故等が発生した場合は、海上保安部と協力し、人命救助、消火活動を行う。
5. 24時間以内に有害物質を扱う事業所の状況を把握するとともに、関係機関との連携により必要な点検を行う。

第1 消火活動

1. 消火活動

(1) 初期消火活動

市民、事業所、自治会自主防災組織等は、地震直後に初期消火を行うことを基本とする。

(2) 消防機関の消火活動

市は、地震が発生した場合は、119 番通報等からの情報収集により、消火活動方針を決定し、消防団を指揮下におき一体となって消火活動を実施する。

また、火災現場では、市民、事業所、自治会自主防災組織等と協力して消火にあたる。

■消火活動の基本

- (1) 避難場所、避難路確保の優先・・・人命の安全を優先した活動をする。
- (2) 重要地域の優先・・・延焼拡大要素の高い地域の消火を優先した活動をする。
- (3) 消火可能地域の優先・・・同時多発火災では、消火可能地域を優先した活動をする。
- (4) 過密市街地火災の優先・・・過密市街地の延焼防止を優先した活動をする。
- (5) 重要対象物の優先・・・公共施設、医療施設、福祉施設等を優先した活動をする。

2. 船舶火災等の消火活動

市及び海上保安部は、船舶火災・水難事故が発生した場合は、消火、救助活動を実施する。

3. 通電火災への警戒

市は、電力復旧時に破損した電気器具からの出火（通電火災）等に備え、市民に啓発し、火災を防止する。

4. 消防団の活動

消防団は次の活動を行う。

(1) 出火防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、市民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

消防の出動不能もしくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行う。

(3) 救急救助

要救助者の救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難情報が発令された場合、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連携をとりながら市民を安全に避難させる。

第2 救助・救急活動

1. 救助活動

(1) 初期救助活動

市民、事業所、自治会自主防災組織等は、地震直後に地域住民の安否を確認し倒壊建物からの救助活動を行うことを基本とする。

(2) 消防による救助活動

市は、被害情報等を収集し救助活動方針を決定し、消防団と協力して救助活動を実施するとともに、県内消防機関及び知事に応援要請を行う。座屈ビル等からの救出が必要な場合は、浦安建設業協力会を通じて重機の出動を要請する。救助現場では、市民、自治会自主防災組織、事業所等と協力して救助にあたる。

2. 傷病者の救急搬送

市は、救出した傷病者のうち重症者は救急車で病院に救急搬送する。それ以外の中等症者・軽症者は市民、自治会自主防災組織により救護所に搬送する。

道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、必要に応じてドクターヘリや千葉県消防局のヘリコプター、又は派遣された自衛隊等のヘリコプターにより搬送を行う。

第3 危険物施設への対応

地震が発生した場合、各危険物施設の管理者は、関係機関と連携して危険防止措置及び施設等の点検を行う。危険物の漏洩・流出や火災等が発生した場合は、消防本部及び監督機関に報告し、周辺地域に避難勧告・指示を発令する。

また、関係機関とともに一時使用停止や使用制限の措置、消火活動、危険物質の除去・拡散防止等の活動を行う。

■危険物の対応措置機関

- 高圧ガス等の保管施設（千葉県、消防対策部、関東東北産業保安監督部）
- 石油类等危険物保管施設（千葉県、消防対策部）
- 危険物等輸送車両（消防対策部、県警察、関東東北産業保安監督部、関東運輸局、海上保安部、日本貨物鉄道（株））
- 火薬類保管施設（県、消防対策部、関東東北産業保安監督部）
- 毒物・劇物保管施設（県、消防対策部、教育委員会）

第4 惨事ストレス対策

市は、職員等に惨事ストレス対策を講じるため、必要に応じて精神科医等の専門家の派遣を国、千葉県等に要請する。

第9節 応急医療救護活動

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 初動医療救護	医療救護対策部、消防対策部	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、浦安中央病院、浦安病院、タムス浦安病院、千葉県柔道整復師会市川・浦安支部、千葉県助産師会、エクセル航空、市川健康福祉センター
第2 指定避難所等での医療救護	医療救護対策部	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県柔道整復師会市川・浦安支部、千葉県助産師会、市川健康福祉センター
第3 被災者の健康管理・保健衛生	医療救護対策部	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県助産師会、市川健康福祉センター

● 自助・共助の役割

市民	・ 家族の応急手当を行う。 ・ 避難所生活時に自己の健康管理を行う。 ・ 傷病者を救護所までの搬送を行う。 ・ 避難所持参品に必ずかかりつけ医処方薬を持参する。
事業所	・ 従業員の応急手当をするとともに、救護所までの搬送を行う。
自治会 自主防災組織等	・ 傷病者の応急手当をするとともに、また救護所までの搬送を行う。 ・ 避難所での要配慮者の見守りを行とともに、気遣い等の支援を行う。 ・ 避難所での清潔を維持するとともに、感染症の予防を行う。

－ 対策の基本方針・目標 －

1. 被災状況に応じて、最大市内8箇所に救護所を設置する。
2. 市内病院の状況を把握し、千葉県に重症者等の受け入れを要請する。
3. 透析患者等の慢性疾患を抱えている被災者には、すぐに治療や投薬が受けられるように、千葉県、市内人工透析施設と連携し対応する。
4. 避難者への医療対策として医療チームを編成、避難所を巡回し、疾病の治療や健康相談等の健康管理を行う。
5. 在宅医療患者への訪問医療等被災者への医療活動を行う。
6. 避難生活における食中毒、感染症やエコノミークラス症候群等の予防、ストレス軽減のため保健活動チームを編成、避難所を巡回し健康管理を行う。市川健康福祉センターや医師会等と連携し、外部の保健活動チームや栄養食生活支援チームを要請する。

第1 初動医療救護

1. 初動医療体制

市は、災害発生時から地域医療の復旧に至るまで、救護所の設置をはじめとした市民等に対する医療救護活動を行うため、医療救護対策部を設置する。

医療救護対策部は、千葉県災害医療本部、災害拠点病院等の医療機関、医師会等の関係団体と綿密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

(1) 初動医療体制の確立

医療救護対策部を健康センター内に設置し、医療救護対策部長は、地域災害医療コーディネーターにコーディネート活動を開始するよう要請すると同時に、市川健康福祉センターを通じて千葉県に状況を報告する。

医療救護対策部は、地域の医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集・分析を行い、地域災害医療コーディネーターの助言及び調整に基づき、医療救護活動を実施する。

なお、市のみで対応が困難な場合及び他市区町村地域との活動の調整が必要な場合は、必要な支援及び調整を千葉県災害医療本部に要請する。

また、来援の医療チームを受け入れ、市の救護活動と一体的な活動を実施する。

なお、状況に応じて地域災害医療対策会議を開催し、情報共有と活動の連携強化を図るとともに、活動についての重要事項の決定を行う。

(2) 医療活動の留意事項

災害時の医療救護活動は、通常の行政事務や医療行為と大きく異なる状況下で行わざるを得ないことから、以下の点に留意することとする。

- 安全を確保しながら活動する。
- 自発的・自立的に活動する。
- 被災者のニーズを常に考え活動する。
- 状況を見極め、臨機応変に活動する。

(3) 医療チームの編成

市は、救護所におけるトリアージ、応急処置等の実施について、協定に基づき、浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県柔道整復師会市川・浦安支部、千葉県助産師会に医療チームの編成を要請する。

また、傷病者が多数発生した場合は、千葉県に対して、千葉県が組織する救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の出動、その他医療救護活動に関し、必要な措置を要請する。

(4) 救護所の設置

市は、中等症者・重症者を速やかに病院内へ搬送可能な体制とするため、状況に応じて災害拠点病院である順天堂大学医学部附属浦安病院及び東京ベイ・浦安市川医療センター前の救護所を優先的に開設する。

なお、救護所の開設状況・活動状況について、市民への広報を迅速に行うとともに、広域医療情報システム（EMIS）に登録することで、迅速な外部支援要請を可能とすることを目指す。市救護所開設担当職員は、救護所の施設管理者の協力を得て救護所を開設する。

その後、医薬品等の供給、給食、給水や医療救護対策部への状況報告等のため連絡要員として留まり、医療チームの活動支援を行う。

2. 傷病者の搬送

市は、救護所で重篤者・重症・中等症と判断された傷病者について、救急車・トラック・タクシーのほか市民による搬送により災害医療協力病院または、災害拠点病院に搬送し対応する。市内4病院で受け入れが不可能な場合は、千葉県を通じて災害拠点病院に収容する。

また、傷病者の救護所までの搬送は、警察、自衛隊、自治会自主防災組織、ボランティア等関係機関の協力を得て行う。そのうち、重篤者・重症者は原則として救急車、市車両で搬送するが、手配できない場合は市民、事業所等に要請する。災害医療協力病院から災害拠点病院への搬送は、原則として救急車、ヘリコプターで行う。

3. 医薬品・医療用資機材等の確保

市は、救護のための医療器具・医療資器材等の薬品を、健康センターや救護所近くの倉庫に備蓄し、また、不足する場合は、薬剤師会、卸売販売業の営業所、千葉県災害医療本部に対し医薬品等の供給を要請する。

輸血用の血液及び血液製剤が不足した医療機関は千葉県赤十字センターに供給を要請する。

■各医療拠点施設

救 護 所	災害医療協力病院	災害拠点病院（東葛南部）
・順天堂大学医学部附属浦安病院 ・東京ベイ・浦安市川医療センター ・浦安中央病院 ・浦安病院 ・タムス浦安病院 ・急病診療所 ・堀江中学校 ・明海小学校	・浦安病院 ・浦安中央病院	・順天堂大学医学部附属浦安病院 ・東京ベイ・浦安市川医療センター ・船橋市立医療センター ・東京歯科大学市川総合病院 ・東京女子医科大学八千代医療センター ・千葉県済生会習志野病院



1. 指定避難所等の医療体制

2. 感染症等の予防

また、市川健康福祉センターと連携して、手洗い、うがいの励行等の広報活動を実施するとともに、検病検査・健康診断への協力を行う。

第3 被災者の健康管理・保健衛生

1. 保健・予防活動等の実施

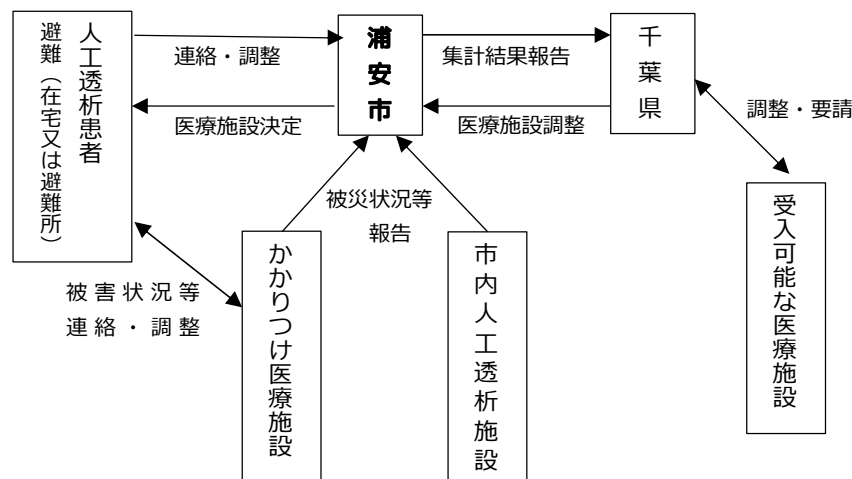
市は、市川健康福祉センターと連携し、エコノミークラス症候群、PTSD、生活不活発病等について、巡回の健康相談やパンフレット作成による啓発活動により保健・予防活動を行う。

また、必要に応じて千葉県柔道整復師会市川・浦安支部、千葉県助産師会や DHEAT 等の外部の支援チームに依頼して、個々の状況に合った支援を実施する。

2. 継続医療が必要な傷病者への対応

市は、人工透析等が必要な慢性疾患を抱える被災者が、被災により透析治療が不可能となった場合、千葉県、医療機関と連携し、透析患者に対し受け入れ可能な医療施設を決定し、継続医療を受けられる体制を整備する。

《災害発生時のフロー》



■透析患者への対応

3. 食中毒等の予防

市は、被災者に供給する弁当や炊き出し等による食中毒の発生を防止するために、市川健康福祉センターの指導のもと、被災者への衛生知識の普及、避難所の運営者や調理者への衛生指導等を行う。

食中毒患者が発生した場合は、市川健康福祉センターが原因を究明し、施設の消毒等再発防止の措置を講じる。

また、飲料水の汚染等がある場合には、安全確保のため、市は、市川健康福祉センターと連携し、広報活動等を実施する。

第10節 警備・交通規制

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 災害警備	被災者対策部、都市対策部	浦安警察署
第2 交通規制・緊急輸送路等の確保	被災者対策部、避難対策部	浦安警察署、首都高速道路（株）、千葉国道事務所、千葉県葛南土木事務所
第3 防犯対策	被災者対策部、避難対策部	浦安警察署、浦安市防犯協会

● 自助・共助の役割

市民	・避難時の財産（自宅・店舗・事務所等）の保全を行う。
事業所	・避難時の財産の保全を行う。
自治会 自主防災組織等	・自主防犯活動組織を編成し、被災地のパトロール、避難所の犯罪防止を行う。

－ 対策の基本方針・目標 －

1. 市は、地震直後に、浦安警察署、道路管理者と連携して交通規制を行い、緊急輸送路の確保を行う。
2. 自治会自主防災組織等は、地震発生後、速やかに自主防犯活動組織を編成し、安全に留意した上で被災地のパトロール及び避難所の犯罪防止を行う。
3. 浦安警察署、道路管理者は、交通の混乱防止と緊急輸送路の確保のために、互いに連携をとって交通規制を行う。

第1 災害警備

市は、放火、流言による暴動等の特異な犯罪が発生する可能性があるため、浦安警察署と連携し、被災地の警備活動実施体制を整備するものとする。

浦安警察署は、「千葉県警察災害警備実施計画」に基づき、地震発生時の各種犯罪の予防、交通規制、人命救助等を行うため、浦安市内の状況に応じて災害警備本部設置等の必要な体制を取り、浦安市災害対策本部と協力して対策を行うものとする。

1. 警備体制

浦安警察署は、地震に伴い災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

■浦安警察署の警備体制

体 制	基 準
連 絡 室	震度4以上の地震が発生した場合 津波注意報が発表された場合 東海地震に関連する調査情報が発表された場合
対 策 室	地震に伴う被害程度が小規模の場合 津波警報が発表された場合 東海地震注意情報が発表された場合
災害警備本部	大規模地震が発生した場合 津波警報が発表された場合 東海地震予知情報が発表された場合

2. 警備要領

浦安警察署の行う活動は次のとおりである。

- (1) 要員の招集及び参集
- (2) 地震、その他災害情報の収集及び伝達
- (3) 装備資機材の運用
- (4) 通信の確保
- (5) 負傷者の救出及び救護
- (6) 避難誘導及び避難地区の警戒
- (7) 警戒線の設定
- (8) 災害の拡大防止と二次災害の防止
- (9) 報道発表
- (10) 行方不明者の搜索及び迷子等の保護
- (11) 死傷者の身元確認、遺体の収容
- (12) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- (13) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- (14) 協定に基づく関係機関への協力要請
- (15) その他必要な応急措置

3. 流言飛語の防止

市は、常に正確な情報を迅速に提供しよう心がけ、情報の混乱による流言飛語の発生を未然に防止するよう努める。

また、未確認情報が流れている場合、迅速に実態を確認して、被災者に正確な情報を提供するとともに、必要に応じて浦安警察署に対して混乱の防止や取り締まり、警備等を要請する。

■第2 交通規制・緊急輸送路の確保

浦安警察署、道路管理者（国、千葉県、浦安市、首都高速道路（株））は、交通の安全確保のため、緊急輸送路、重要物流道路、代替補完路の円滑な交通を確保するとともに、互いに連携をとって交通規制を行う。

市は、地震発生直後から、緊急輸送路、重要物流道路、代替補完路及び避難路に指定されている道路及び橋梁の点検を行い、必要な応急復旧対策を行う。

また、被災箇所については通行止め等の措置により、交通の安全を確保する。

浦安警察署は、事前に定めた「京葉東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画」に基づき幹線道路を中心に必要な箇所には交通検問所を設置し、被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。

■地震時の運転者のとるべき措置

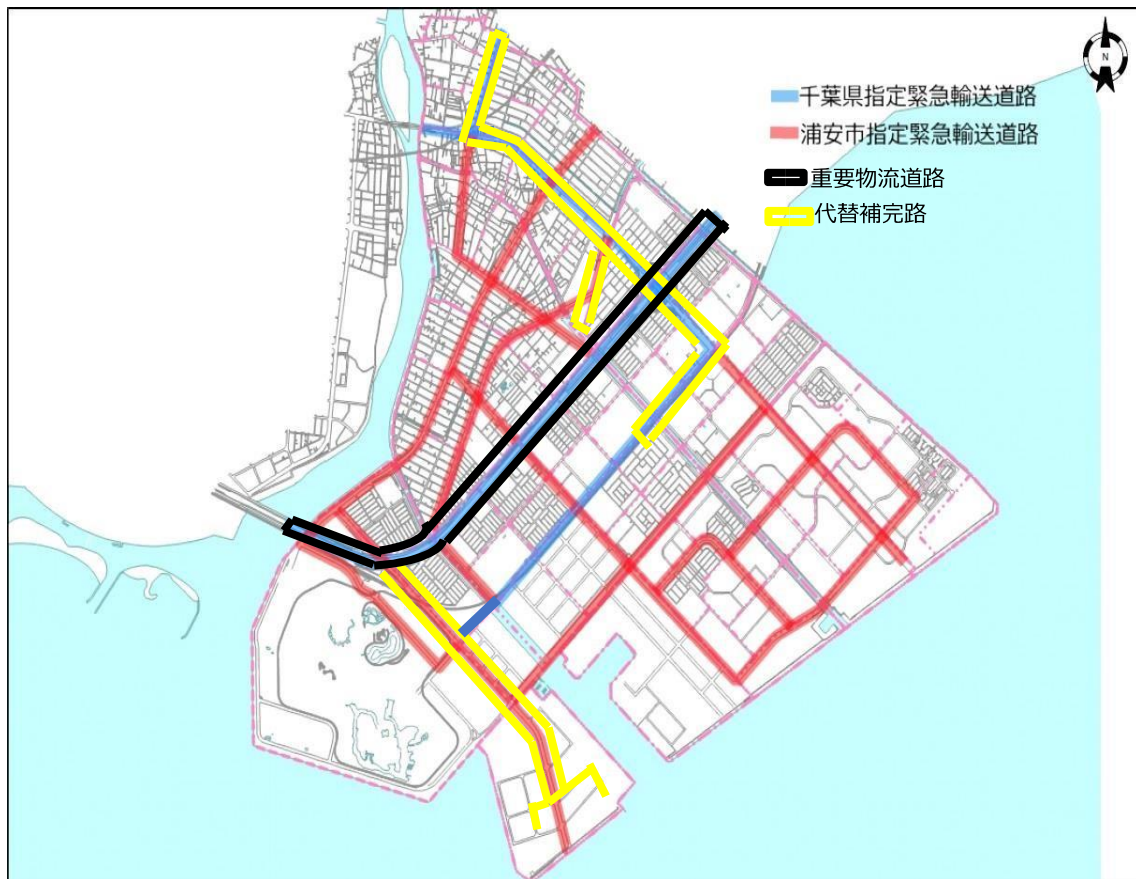
1. 走行時の場合は次の措置をとる。
 - 直ちに、車両を道路の左側に停止させること
 - 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動する。
 - 車両において避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上において避難するときは車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等通行の障害にならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと
2. 避難のために車両を使用しないこと
3. 通行禁止区域等においては次の措置をとること
 - 車両を道路外の場所に置くこと
 - 道路外に置く場所のない車両は通行禁止区域等の外に移動すること
 - 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車すること

■交通規制等の実施者及び状況・内容

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる	災害対策基本法 第 76 条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法 第 4 条 第 5 条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置を命ぜられたものが措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら措置をとることができる。	災害対策基本法 第 76 条の 3
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道 路 交 通 法 第 6 条第 4 項
自衛官、 消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第 76 条の 3 第 1 項、第 2 項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法 第 76 条の 3
道路管理者	道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第 46 条

■緊急輸送道路（県指定）

- | | |
|----------|------------|
| ○国道357号 | ○首都高速道路湾岸線 |
| ○県道市川浦安線 | ○県道東京浦安線 |
| ○浦安停車場線 | ○西浦安停車場線 |



■ 緊急輸送路図

第3 防犯対策

災害発生時は、浦安警察署及び自治会自主防災組織等並びに浦安市防犯協会との連携により、自主防犯パトロールを基本とした防犯活動を行う。

1. 被災地の防犯

自治会自主防災組織等は、住民が避難した後、空家状態になった地域における犯罪を防止するため、自主防犯活動組織を編成しパトロールを実施する。

市は、浦安警察署にパトロールの強化を要請するとともに、浦安警察署及び浦安市防犯協会と連携し、自主防犯活動を支援する。

また、被災状況により、自治会自主防災組織等だけでは防犯活動が困難な場合は、ボランティア等の協力を得てパトロールを実施する。

2. 避難所の防犯

自主防犯活動組織は、避難所において盗難や不審者侵入等を防止するため、避難者に注意喚起すると共に、避難所の建物内及び建物周辺のパトロールを行う。

第11節 避難対策

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 避難活動	避難対策部、 援護対策部、 総括対策部	自衛隊、浦安市消防団、浦安警察署
第2 避難所の運営	避難対策部、 援護対策部、 医療救護対策部、 環境衛生対策部	社会福祉協議会、自衛隊、NTT東日本（株）
第3 広域避難	避難対策部、 援護対策部、 総括対策部、 物資供給対策部、 都市対策部	—

● 自助・共助の役割

市民	・安全が確保された自宅での生活を継続する。
事業所	・従業員、利用者の安否確認を行い、施設内に待機する。 ・避難場所への誘導を行う。
自治会 自主防災組織等	・地域の要配慮者、住民等の安否確認及び避難誘導を行う。 ・避難指示等の避難情報を地域住民に伝達する。 ・避難所の開設における避難者の受け入れ、把握等の初動対応を行う。 ・避難所を自主的に運営する委員会等を組織し、ルールに基づいた自主運営を行う。

－ 対策の基本方針・目標 －

1. 指定避難所の開設にあたり、直行職員、学校教員等の施設管理者は施設安全点検を実施し、安全確認後、自治会自主防災組織等と連携して、避難者の受け入れ、備蓄物資の配布等の初動対応を行う。
2. 指定避難所への避難誘導及び指定避難所の受け入れ・運営は、自治会自主防災組織等によることを基本とし、市はその支援を行うこととする。
3. 市は、災害発生後2日目から生活支援のための各種対策の体制を構築し、7日目までには、避難所で生活できる環境を整える。
4. 要配慮者には、避難所内に専用スペースの設置、介護ボランティアの派遣、指定福祉避難所の開設・搬送等を行う。

第1 避難活動

1. 避難の原則

指定避難所は、震災時に、自宅が倒壊するなど、住居を失った市民の一時的な避難生活の場であるとともに在宅避難者を含む地域の生活の支援拠点となる施設である。

そのため、安全が確保されている住宅においては、できるだけ自宅で生活することを原則とする。

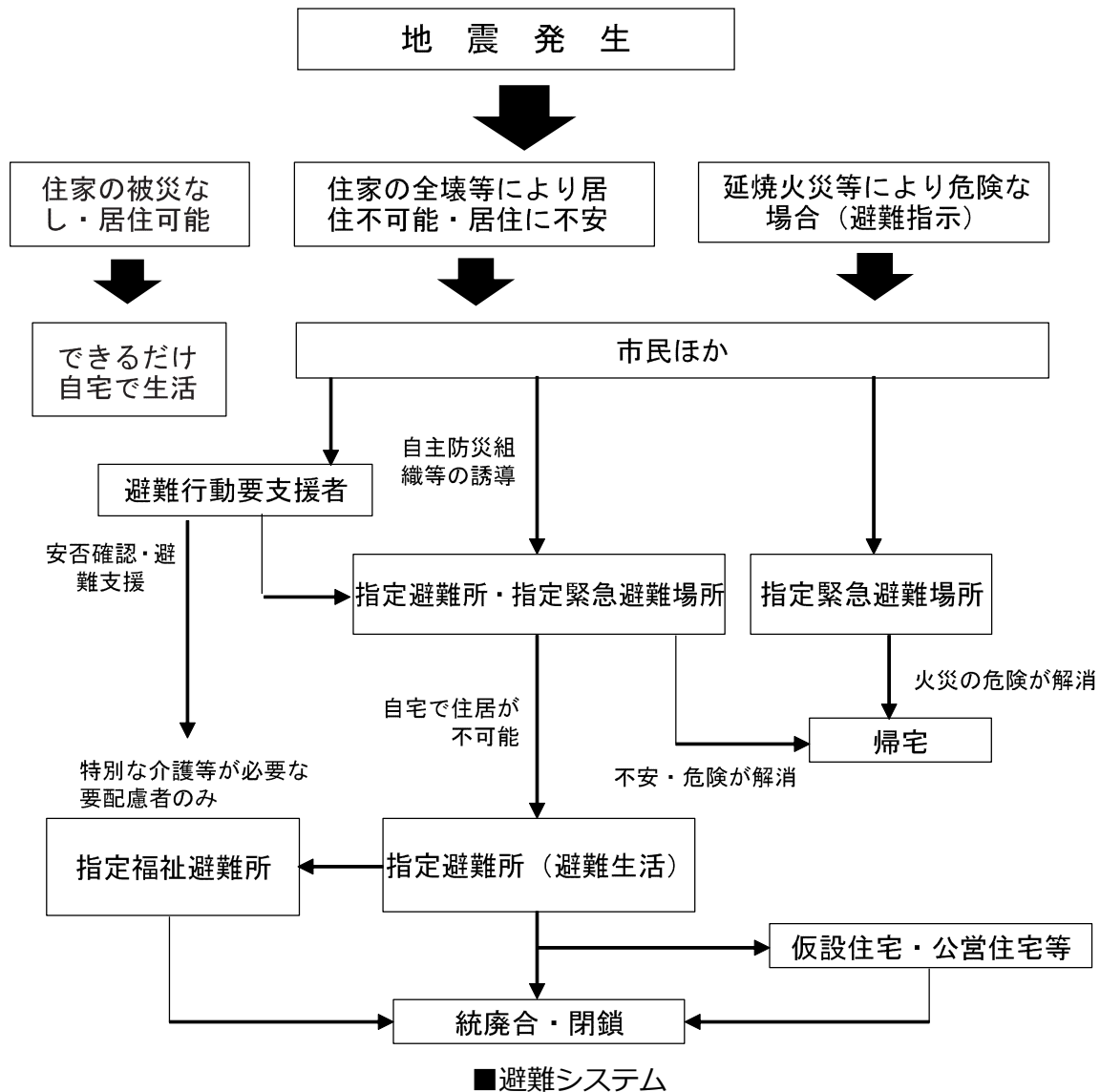
また、市は、法により避難情報を発令する権限が与えられている一方、避難しなかったことにより被害を受けるのは本人自身であること等の理由により、この避難情報に強制力は伴っていない。これは、一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるという考え方に立っていることを示している。

そのため、市民等は自治会自主防災組織等が中心となって、自助・共助により避難することを原則とし、市はその支援を行う。

2. 避難活動

自治会自主防災組織は、地域の住民の安否を確認し、指定避難所等に誘導する。特に、高齢者、障がい者等の要配慮者は、民生委員・児童委員等と連携して安否を確認し、避難の支援を行う。

各施設においては、施設の管理者が入所者・利用者の安全を確保し、施設内での保護あるいは最寄りの指定避難所等に誘導する。



3. 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の開場

市は、外部からの受援を前提に、早期に指定避難所の応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定の実施体制が整うまでの間、原則として、施設管理者又は直行職員が安全点検を実施する。

安全点検実施後、指定避難所の施設管理者又は直行職員は災害対策本部長の指示により、指定避難所を開場する。

(2) 指定避難所の初動対応

指定避難所では、避難所運営マニュアルや、避難所等における新型コロナウイルス感染症への対応方針に基づき、原則として、避難所運営委員会を中心に避難者自身で、避難者の把握、利用施設への案内、トイレの使用制限、備蓄食料・飲料水の供給等初動対応を行う。

指定避難所の職員等は、自治会自主防災組織等の初動対応の支援を行うとともに、地域防災無線等を用いて市避難所中継本部に施設安全点検結果、開場の可否・避難者数・必要な物資等の状況報告を行う。

(3) 指定避難所の開設

市は、避難所中継本部で集約した指定避難所の状況及び被害の状況、今後の展開等を総合的に判断し、開設する指定避難所を選定する。

また、開設する指定避難所を決定後、原則として千葉県防災情報システムを通じ、千葉県に報告するとともに、同システムのＬアラート連携機能により、報道機関等に伝達する。

4. 避難情報の発令

市長は、延焼火災や有害物質の漏出あるいは津波情報発令により市民に危険が迫った時には、避難情報を発令し、避難対象地域、避難先、避難経路、理由等を明らかにして防災行政用無線、広報車等により伝達する。

自治会自主防災組織、消防団員、警察は、安全な地域へ避難誘導する。

■避難情報の発令権者及び要件

発令権者	避難のための立退きの指示を行う要件	根拠法令
市長	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第 60 条第 1 項
知事	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第 60 条第 5 項
警察官	○市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき	災害対策基本法第 61 条
	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第 4 条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第 94 条
知事又は知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条
	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第 25 条
水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条

5. 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件

設定権者	設定の要件	根拠法令
市長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第 63 条
知事	○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第 73 条
消防長、消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき	消防法第 23 条の 2
消防吏員又は消防団員	○火災の現場において、消防警戒区域を設定	消防法第 28 条
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ○市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第 63 条
	○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第 23 条の 2
	○消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法第 28 条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき	災害対策基本法第 63 条

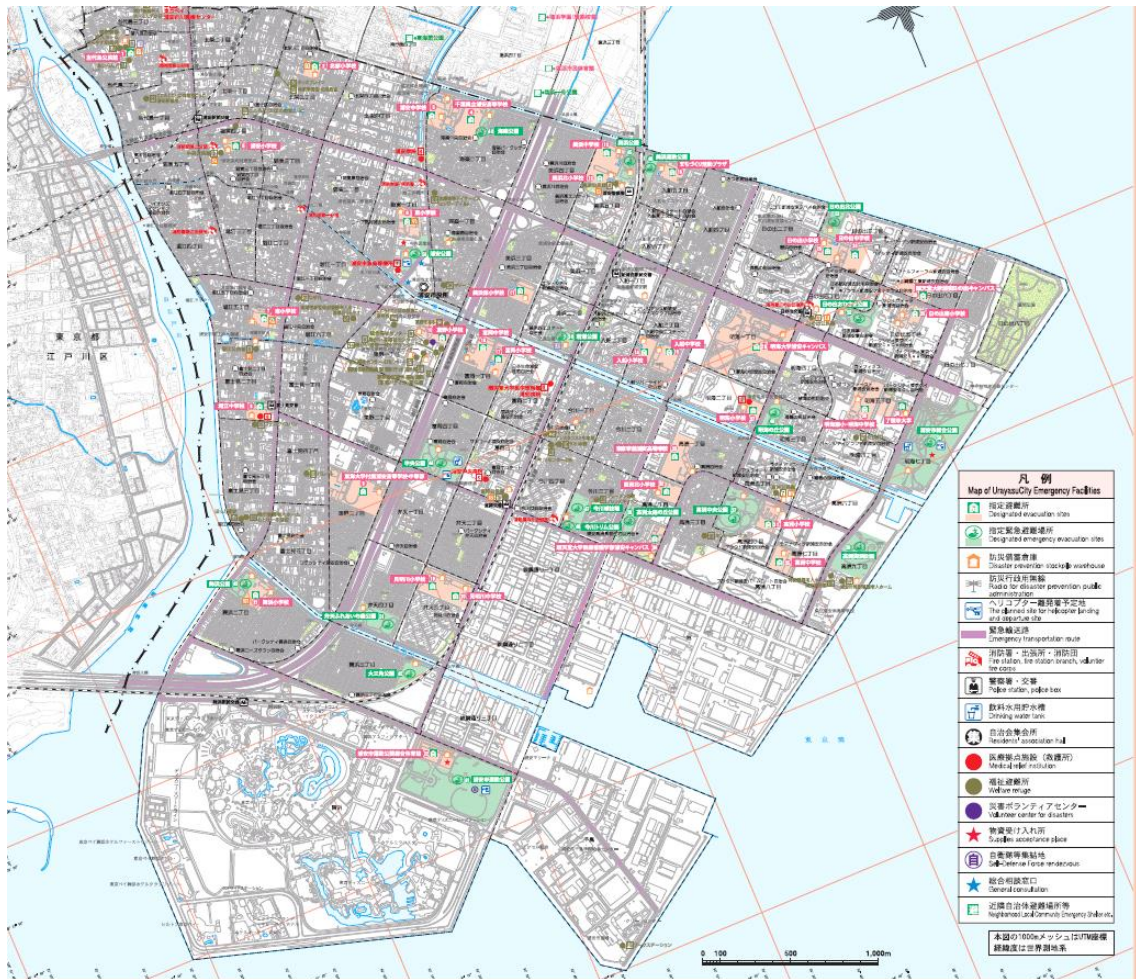
6. 指定避難所以外の避難者の把握

市は、自治会自主防災組織等からの報告により、在宅避難者等、指定避難所以外に避難した被災者を把握する。

また、市外に自力で避難した被災者を把握するため、避難者から市に所在を連絡するよう広報活動を行う。

7. 車中泊避難者への支援

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。



※指定避難所等のうち避難生活ができる建物がある施設を「指定避難所」とする。

■指定避難所等位置図

第2 指定避難所の運営

1. 指定避難所の運営の原則

指定避難所の運営は、自治会自主防災組織等を中心とした避難者自らが行うことを原則とする。避難者は各指定避難所の避難所開設・運営マニュアルに基づき避難所運営委員会を組織し、自主的な管理運営を行う。市は、避難所中継本部を設置し、運営の支援を行う。

運営にあたっては、できるだけ女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

なお、災害対策本部設置時における学校施設の利用については、指定避難所として利用する各学校長は災害対策本部長の指示に従い、必要なスペース等を活用するものとする。

2. 指定避難所の管理

避難所運営委員会等は、施設管理者、指定避難所直行職員とともに避難に使用するスペースを指定する。

市は、避難所中継本部と各指定避難所の連絡体制を確立し、指定避難所直行職員等を通じて避難世帯数、必要物資、要配慮者への対応等を含む運営状況を把握し、必要な支援を行う。

また、各種生活支援情報や被災・復旧の状況について、情報提供を行う。

なお、災害救助法が適用される指定避難所の開設期間は地震発生の日から7日以内であるが、被災状況により長期化する場合は、応急仮設住宅等の供給までの間、支援を継続する。

一方、避難者が減少した場合は適時、指定避難所の統廃合を行う。

■指定避難所で設置する施設・設備

①居住関係		
○就寝・生活場所	○休憩場所	○学習場所
○更衣室	○調理・配膳場所	○洗濯場所、物干場所
○洗面場所	○仮設トイレ	○仮設入浴場所
○要配慮者専用の居住場所	など	
②運営関係		
○救護スペース	○物資保管場所、配給場所	○運営事務所など
③駐輪・駐車場所		
④設備		
○テレビ	○洗濯機	○畳、パーティション
○仮設風呂、シャワー	○仮設トイレ	○暖房機器
○扇風機等の冷房機器	○特設公衆電話	○情報掲示板
○炊き出しのための調理設備や器具 など		

3. 指定避難所における生活支援

市は、関係機関と連携して、飲料水の供給、栄養バランスのとれた適温の食事・物資の供給、巡回医療による健康管理、入浴等の支援を行う。

なお、支援にあたっては、被災者のプライバシー及び安全の確保とともに、女性の避難者への配慮を行う。

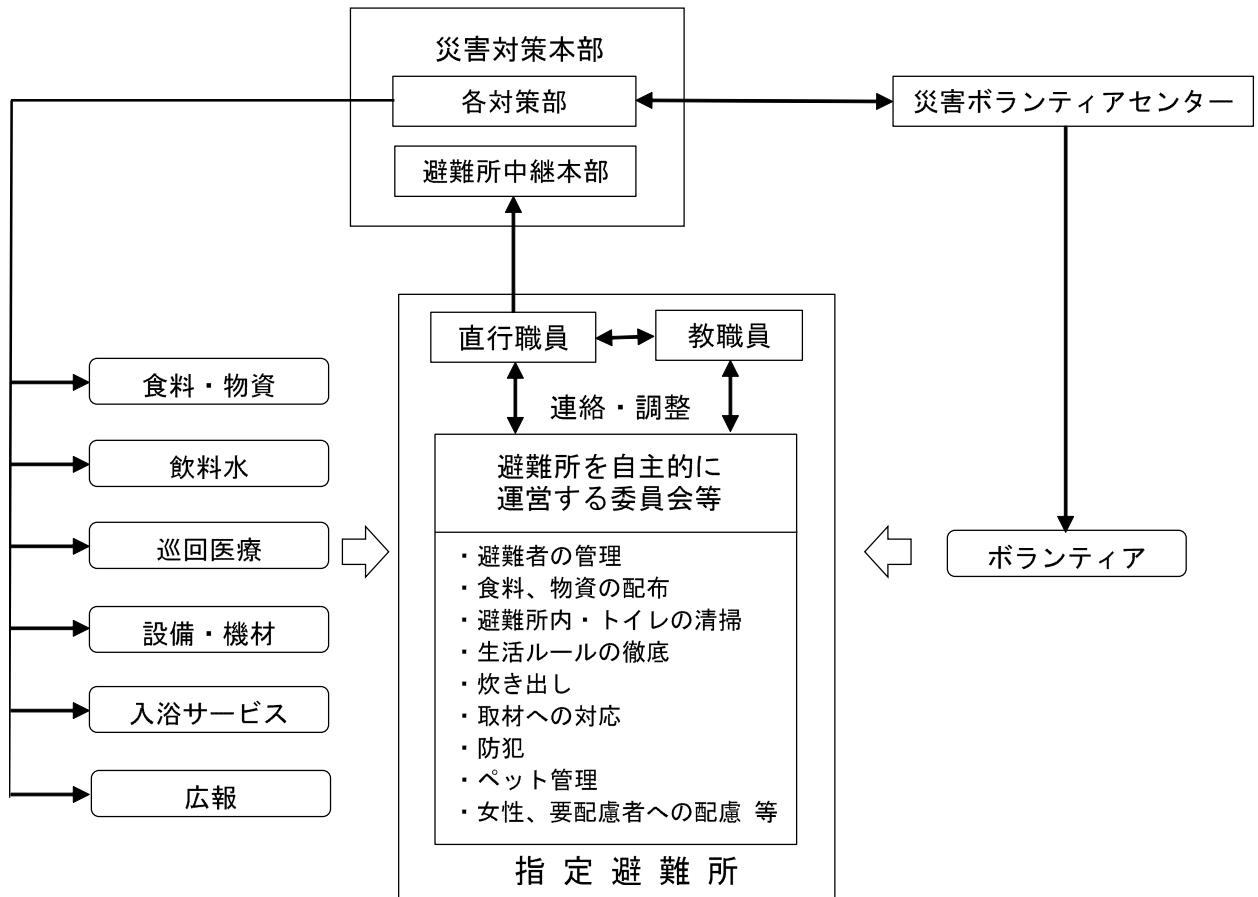
また、市は、住民票の有無に関わらず、避難者を適切に受け入れることとする。

■女性への配慮事項

○女性専用の相談窓口	○女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置
○女性専用の物資配布	○防犯対策

4. ペットへの対応

同行避難したペットの飼養は、飼い主が給餌、ケージへの収容等を適正に行う。避難所運営委員会等は、ペットの飼育所として生活場所とは異なる場所（校庭の一角等）にペット専用スペースを指定し、ルールを定めて自己責任での飼育を促す。



■指定避難所運営の概要

5. 要配慮者への配慮

(1) 指定避難所での配慮

市は、避難所生活における要配慮者の負担を軽減するために、指定避難所内に専用スペース、間仕切りや車いす等を設置するとともに、福祉関係のボランティアによる介護を要請する。

(2) 指定福祉避難所の開設

市は、自宅での生活が困難な要配慮者及び、指定避難所で生活する要配慮者のうち、避難生活に特別の配慮を要する高齢者や認知症の人、障がい者等を支援するため、指定福祉避難所を開設し受け入れる。

また、必要がある場合は、協定に基づいて民間サービス事業所等に受け入れを要請する。

第3 広域避難

市は、市域の被害が広範囲にわたり、避難所に被災者を収容できない場合は、被災地外への避難を千葉県に要請するほか、居住者等の生命または身体を保護するため、県外広域避難を緊急的かつ迅速に実施する必要があるが生じた場合、市長は他の都道府県内の市町村長に対し、県外への広域避難の協議を検討する。

なお、市は被災者の保護のため緊急の運送が必要となった場合は、千葉県知事に被災者の運送

を要請し、千葉県知事は運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を要請するものとする。

また、他市町村が被災し、千葉県等を通じて避難者の受け入れ要請があった場合、公共施設、公営住宅、民間住宅の借り上げ等による滞在施設の確保、食料・物資等の供給、福祉、教育、就業等の支援を行う。

第12節 津波対策

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 津波避難計画	総括対策部	(株)ジェイコム千葉、エクセル航空(株)

● 自助・共助の役割

市民	・津波情報の発表時は、河川、海岸から離れ安全な場所に避難する。
事業所	・津波情報の発表時は、従業員等を河川、海岸から離れた安全な場所に避難させる。
自治会 自主防災組織等	・津波情報の発表時は、河川、海岸沿いの地区は、河川・海岸から離れ、安全な場所への避難を呼びかける。

－対策の基本方針・目標－

1. 市民等は、気象庁から津波情報が発表された場合は、河川・海岸沿いから離れ、安全な場所に待避する。
2. 市は、気象庁からの津波情報等を確知後速やかに参集し、防災行政用無線、市防災アプリ、Xなどで避難対象区域に避難指示（緊急）を発令する。
3. 市消防本部及び警察等は、予想される津波の規模や到達時間を考慮し、退避基準を設定したうえで、海岸及び河岸付近にいるものに対して退避するよう呼びかけを行う。

第1 津波避難計画

1. 津波避難の原則

津波避難は、千葉県津波避難計画策定指針に基づき、一人ひとりが迅速かつ主体的に出来る限り海岸及び河岸からより遠く、より安全な場所を目指して避難することや、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを基本原則とする。

2. 津波情報の伝達

市は、気象庁から、津波予報区の「東京湾内湾」に津波警報が発表された場合は、全国瞬時警報システム（J-Alert）により、市の防災行政用無線で自動的に津波予報を放送する。

■津波情報の発表基準と津波の高さ予想の区分

津波情報の分類	津波高さ予想の区分	発表基準	発表する津波の高さ	
			数値表現	定性的表現
大津波警報 (特別警報)	10 m～ 5 m～ 10 m 3 m～ 5 m	10 m＜予想高さ 5 m＜予想高さ≤ 10 m 3 m＜予想高さ≤ 5 m	10 m超 10 m 5 m	巨大
津波警報	1 m～ 3 m	1 m＜予想高さ≤ 3 m	3 m	高い
津波注意報	0.2 m～ 1 m	0.2 m≤予想高さ≤ 1 m	1 m	(表記しない)
津波予報	0.2m未満	予想高さ＞0.2	—	(表記しない)

3. 避難指示等

市は、気象庁から「東京湾内湾」に津波注意報が発令された場合、海岸及び河岸付近にいる住民等は直ちに待避し、急いで安全な場所に避難するよう指示をする。
津波警報が発令された場合は、あらゆる情報等を積極的に収集し、それらを総合的に判断し、避難対象地域に対して避難指示を発令する。

また、大津波警報が発令された場合は、市域全域に対して避難指示を発令する。

なお、避難指示の解除は、気象庁が津波情報の解除を発表した時点を原則として、海面監視等の状況を総合的に判断し、発令する。

4. 吐口ゲート等の操作

市は、津波情報の発表時に必要に応じて、吐口ゲート等を適切に操作できる体制を確保する。

また、水位計により常時監視体制を取り、津波情報の発表にかかわらず、機側で警戒潮位を越えると判断されるときは、吐口ゲート等を操作する。

5. その他の措置

(1) 情報収集

市は、気象庁の津波情報からだけでなく、防災カメラ、高所カメラ等により、安全が確保された場所から海面の監視を行う。

(2) 職員の参集体制

第3章第1節第2 職員の参集・配備に定める配備基準による。

第13節 生活救援

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 飲料水の供給	物資供給対策部、避難対策部	千葉県企業局
第2 食料の供給	物資供給対策部、避難対策部	農林水産省関東農政局、農林水産省農産局、協定締結先スーパー等
第3 物資の供給	物資供給対策部、避難対策部	農林水産省関東農政局、農林水産省農産局、協定締結先スーパー等
第4 救援物資の供給	物資供給対策部、避難対策部	社会福祉協議会

● 自助・共助の役割

市民	・ 飲料水、食料、物資の家庭内備蓄を活用する。 ・ 避難所生活において自宅の物資、容器等を持ち出して活用する。
事業所	・ 飲料水、食料、物資の事業所内備蓄を活用する。
自治会 自主防災組織等	・ 給水拠点で被災住民への給水を行う。 ・ 避難所等における食料、物資の配布、自主的な炊き出しを行う。 ・ 自宅生活者へ食料、物資を配布するための支援を行う。

－ 対策の基本方針・目標 －

1. 地震発生から3日間は、市民の家庭内備蓄や買い置き of 食料・飲料水・物資でまかなうことを原則とする。ただし、家屋の全壊等により家庭から持ち出すことができない市民には、市の備蓄を充当する。
2. 市は、千葉県企業局等の応援を受けて病院等の重要施設に優先給水を行う。
3. 地震発生から4日目以降には、指定避難所を拠点とし、スーパーとの協定等に基づいて調達した食料・物資、全国からの救援物資を被災者に供給する体制を整え、適時広報を実施する。
4. 全国からの救援物資は、公共施設等に受け入れ所を設置し、ボランティアや民間事業者の協力を得て受け入れと配給を行う。

第1 飲料水の供給

1. 初動期の給水

地震発生直後から3日間は、給水体制を整備することが困難なため、市民等は、家庭内・事業所内の備蓄及び集合住宅等の緊急遮断弁付きの受水槽の飲料水を活用することを原則とする。

市は、千葉県企業局と連携して優先給水を行うとともに、断水等により飲料水が確保できない市民等を対象に一人1日3リットル・3日間分の給水を目標に、給水体制を整備する。

2. 優先給水

市は、千葉県企業局の協力により、病院等の重要施設を優先して応急給水を実施する。

3. 給水活動

給水活動の実施は、在宅避難者への給水を含め、原則として避難所運営委員会等を中心とした避難者自身が、自助・共助により実施する。

(1) 需要の把握

市は給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため需要の把握を行う。把握する内容は、断水地区の範囲、断水人口・世帯数、避難所及び避難者数とする。

(2) 給水拠点の設置

市は、千葉県企業局と連携し、被災状況と需要を踏まえ、指定避難所（給水所）及び耐震性貯水槽等（応急給水槽）の中から給水拠点を選定し、設置する。

(3) 給水量

1人あたりの給水量は、1日3リットルを基本とするが、給水可能量から判断して決定する。

また、需要に応じて順次給水量を拡大する。

■給水量の目標

項目	経過日数			
	災害発生～3日	4日～10日	11日～21日	22日～復旧まで
目標応急給水量	3リットル/人・日	20リットル/人・日	100リットル/人・日	250リットル/人・日
主な給水方法	避難所受水槽	給水車 配水幹線付近の 仮設給水栓	配水支線上の仮設 給水栓	仮配管からの各戸 給水

(4) 給水活動

市は、千葉県企業局から給水車等による応急給水の支援を受け、給水活動体制を整備する。

給水拠点での給水は、原則として自治会自主防災組織等を中心に自助・共助により、被災

者が自ら持参した容器に給水を行う。

自宅で生活を継続する要配慮者については、自治会自主防災組織等の支援者が給水活動を実施する。

市は、千葉県企業局と連携し、応急給水用資器材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。

また、給水活動についての情報は、市防災アプリ、市公式ホームページ、メール等で配信する。

第2 食料の供給

1. 初動期の食料の供給

災害発生直後3日間は食料の調達・輸送が困難なため、家庭内備蓄を充当することを原則とする。

家屋等の倒壊、焼失等で食料を確保できない市民等に対しては、避難所運営委員会等を中心に指定避難所等の備蓄食料を提供する。

2. 食料の確保

(1) 食料の確保

市は、家屋等の倒壊、焼失等で食料を確保できない市民等の災害発生後当日分の食料として、指定避難所等の備蓄食料を活用する。

また、2日目以降、指定避難所を拠点として必要物資の総数を試算し、救援物資受入所の設置及び指定避難所への供給体制を整備する。

必要数試算後は、協定を締結したスーパー等の協定業者や救援物資等を活用して食料を確保する。

確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。その際、できる限り要配慮者や乳幼児への配慮を行う。協定業者や救援物資でも不足する場合は、自衛隊に給食支援を要請する。

(2) 政府所有米穀の調達

市は、政府所有米穀の調達を要する場合、必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。

(3) 炊き出し

炊き出しは、自治会自主防災組織等を中心とした自助・共助による自主的な活動とする。

市は、自治会自主防災組織等が炊き出しを希望する場合、必要な食材等を確保し提供する。

3. 食料の供給

市は、食料の供給にあたり受援を受ける場合、原則として指定避難所までの輸送を依頼する。供給側で輸送が困難な場合は、輸送業者に要請する。

また、在宅避難者を含む被災者への食料の配布は指定避難所で行うこととし、市は避難所運営委員会等に食料を引き渡し、配布を一任する。

なお、食料の供給についての情報は、市防災アプリ、市公式ホームページ、メール等で配信する。

■食料の支給対象者

- 指定避難所に避難した者
- 家屋等の倒壊、焼失等で食料が確保できない者
- 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者
- 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
- 災害応急対策活動従事者

第3 物資の供給

1. 家庭内備蓄等の活用

地震発生直後は、家庭内備蓄や家庭から持ち出すことができる生活関連物資を活用することを原則とする。

ただし、家屋等の倒壊、焼失等で生活必需品を確保できない市民等に対して、市の備蓄物資を提供する。

2. 物資の確保・供給

市は、協定を締結したスーパー等の協定業者や救援物資等を活用して物資確保・供給する。

配布の方法は、食料の供給と同様とする。

また、必要に応じて救援物資受入所を設置し、物流体制を整備する。

第4 救援物資の供給

1. 救援物資の要請

災害発生時は、市単独では食料等生活必需品の確保が困難なため、必要数を試算したうえで千葉県、協定自治体、報道機関等を通じ、全国に救援物資の供給を要請する。

その際、必要なものだけ受け入れるよう努めるとともに、受け入れられない物資についてもリストを作成し、公表するよう努める。

2. 救援物資の受け入れ

(1) 救援物資の受付

救援物資の受け入れは、企業、自治体、団体等からの多量な物資のみの受け入れを原則とする。

(2) 救援物資の管理

市は、道路の被災状況から市内の数力所に救援物資受入所を設置し、ボランティア等の協力を得て、受け入れ、整理、供給を行う。

また、物資が大量な場合は、民間の物流業者に業務を委託する。

■救援物資受入所

- 第1次：中央図書館、総合体育館、総合公園、集合事務所、浦安公園、文化会館
- 第2次：民間物流倉庫

第14節 清掃・環境対策

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 廃棄物の処理	環境衛生対策部	浦安市一般廃棄物収集運搬委託業者、浦安市一般廃棄物処理業許可業者、浦安建設業協力会
第2 トイレ対策	環境衛生対策部、都市対策部	浦安市一般廃棄物処理業許可業者、し尿収集運搬業者
第3 ペット・放浪動物対策	環境衛生対策部	市川浦安地域獣医師会、千葉県動物愛護センター、千葉県動物保護管理協会
第4 環境対策	環境衛生対策部	千葉県（大気保全課・水質保全課・循環型社会推進課）、千葉県環境研究センター、千葉県葛南土木事務所、千葉県海上保安部

● 自助・共助の役割

市民	・ごみを仮置場へ搬出する。 ・自宅のトイレを活用した、し尿の処理を行う。 ・同行避難したペットの給餌、し尿の処理、ケージへの収容等の自己管理を行う。
事業所	・ごみを仮置場へ搬出する。
自治会 自主防災組織等	・仮置場の見回りをを行う。 ・備蓄の仮設トイレを設置する。 ・仮設トイレの清掃等を管理する。

－対策の基本方針・目標－

1. 市は、3日以内に災害廃棄物処理実行計画を策定し、指定避難所の生ごみ、医療廃棄物の収集を優先的に行う。
2. 倒壊した家屋等のがれき処理は、可能な限り分別を徹底し、受け入れ・処理する。
3. 地震発生当初のトイレ対応は、指定避難所において、避難所運営委員会を中心に避難者自ら市の備蓄トイレを設置・清掃することとする。また、市は災害協定に基づき調達した仮設トイレを順次拡充し、し尿の収集運搬処理体制をとる。
4. ペットは、飼い主による同行避難・自己管理を原則とし、避難所建物内には持ち込むことを禁止する。市は、個人での対応に限界がある場合に備えて、獣医師会等に要請し、支援体制並びに放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備する。
5. 市は、地震による危険物施設の被災に伴う二次災害の防止や解体にともなうアスベストの飛散防止措置をとる。

第1 廃棄物の処理

1. 被災建築物の解体・撤去

被災建築物の解体・撤去は、原則として所有者が行う。

市は、安全確保や緊急対応を必要とする箇所について解体・撤去を行う。

2. 生活ごみの処理

市は、避難所生活や一般家庭から出されたごみについて、クリーンセンターの稼働状況等を確認し、災害廃棄物処理実行計画を策定して処理にあたる。

特に、避難所の生ごみ、救護所や医療施設等の感染性医療廃棄物等の処理を最優先で行う。

3. 災害廃棄物の処理

市は、被災建築物の解体及び撤去による災害廃棄物等について、国の災害廃棄物対策指針及び千葉県の災害廃棄物処理実行計画と整合を図りつつ、「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、千鳥地区等に仮置場を設置して処理する。

市民、自治会自主防災組織等は、可能な限り協力して地域のがれきを分別し、仮置場までの搬入を行う。

仮置場設置に伴い、仮置場への分別・排出方法に関するガイドライン及び災害廃棄物の分別表を作成し、自治会自主防災組織等へ配布する。

また、自治会の環境部門の役員や廃棄物減量等推進員を通じて、市と自治会自主防災組織との協力体制を構築する。

市で対応が不可能な場合は、他市町村等の応援、民間事業者の協力を要請して処理を行う。特に、災害廃棄物のなかで再資源化できるものや可燃性のもの等、可能な限り分別することを徹底することとし、適切な処理方法を市民に広報する。なお、産業廃棄物に該当するものは、事業者の責任において処理する。

第2 トイレ対策

市は、水道施設や下水道施設が被災した場合、環境衛生の観点から、下水道使用制限や使用自粛の協力を市民等に要請するものとする。

また、被災地（下水道使用制限等を発令した地域）内の公園等の公共施設を中心に、速やかに仮設トイレを設置するとともに、適時巡回・清掃を行うことで、被災地の環境衛生に努めるものとする。

1. 仮設トイレ（備蓄）の活用

自治会自主防災組織等は、各指定避難所に備蓄されている仮設トイレ、マンホール型トイレを設置し、避難所運営委員会等を中心に避難者の自助・共助で管理・清掃を行う。

2. 仮設トイレの拡充

(1) 仮設トイレの拡充

市は、断水が長期にわたる場合、防犯面や水洗、便座消毒等衛生面に配慮した仮設トイレを協定業者から調達する。

指定避難所等への設置にあたっては、プライバシーの保護や防犯を考慮した男女別の区分を行うこととし、可能な限り要配慮者にも使いやすいトイレを確保することに留意する。

(2) 仮設トイレの清掃・消毒

市は、仮設トイレに必要なトイレットペーパー、清掃用具、消毒剤等を確保する。指定避難所におけるトイレの清掃・消毒は、避難所運営委員会等を中心に、避難者の自助・共助により行うことを原則とする。

3. 家庭での対策

住家に被害がないが断水のためにトイレが使用できない場合は、自宅トイレで携帯用トイレ（便袋）を使用し、汚物を凝固させてからごみとして処理する。

4. 収集運搬処理体制の確立

市は、し尿の収集運搬は委託業者・許可業者に要請する。委託・許可業者による収集運搬が困難な場合は、千葉県、他市町村等に応援を要請する。

第3 ペット・放浪動物対策

1. ペットの管理

ペットは、所有者が自己管理し、避難所建物内には持ち込まないことを原則とする。

市は、自宅や避難所グラウンド等に避難者自らが所有するケージを置き、給餌も自己責任で行うように広報する。

また、市川浦安地域獣医師会、動物愛護団体等により動物救済本部等の支援体制が確立した場合は、それらの支援を受けられるようにする。

2. 放浪動物の保護

市は、飼い主の被災、飼育施設の破損等により逃げ出した動物が発生した場合は、市内を巡回し捕獲にあたり、動物救済本部あるいは受入施設を設置し、一時的に保護する。

第4 環境対策

1. 河川、大気の汚染防止

市は、地震により有害物質を取り扱う施設が被災し、有害物質の漏出により河川や大気が汚染することを防ぐため、有害物質を取り扱う事業所等の管理者、国、千葉県、関係機関と連携して状況把握及びモニタリングを実施する。

有害物質が漏出した場合は、原因者が対策を実施するが、市でも千葉県、国、関係機関と連携して被災状況を把握し、原因者への回収・拡大防止の要請、原因調査や二次災害の防止を指導する。市民に危険が及ぶ場合は、避難措置をとるとともに、広報車、防災行政用無線、緊急情報携帯サービス等で周知を図る。

2. アスベスト対策

市は、建築物の解体工事によって生じる粉塵やアスベストの飛散を防止するために、建築物の所有者や解体業者に対し、飛散防止措置を指導する。

第15節 行方不明者の搜索・遺体処理・火葬

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 行方不明者の搜索	消防対策部	浦安警察署、自衛隊
第2 遺体の安置	被災者対策部、環境衛生対策部	浦安警察署、浦安市医師会、浦安市歯科医師会、自衛隊
第3 遺体の埋葬	被災者対策部、環境衛生対策部	浦安警察署、浦安市医師会、浦安市歯科医師会、自衛隊

● 自助・共助の役割

市民	・行方不明者の搜索に協力する。
事業所	・行方不明者の搜索に協力する。
自治会 自主防災組織等	・行方不明者の搜索に協力する。 ・現場から遺体安置所までの搬送に協力する。

－ 対策の基本方針・目標 －

1. 市は公共施設に遺体処理施設を開設し、警察による検視、医師による検案、遺体の安置等の総合的な対応体制を構築する。
2. 市は、遺体安置のための棺、納棺用品、遺体搬送の車両等を全国から確保する。
3. 市は、遺体の検案後遺族に遺体を引き渡し、原則として浦安市斎場で火葬を行う。それが困難な場合、千葉県に広域火葬を要請する。

第1 行方不明者の搜索

1. 行方不明者情報の収集

市は、警察・自衛隊と連携し、行方不明者の搜索を実施する。
 浦安警察署は、行方不明届受理及び情報入手に努め、行方不明者の搜索を実施する。
 また、市は、千葉県が策定した「災害時における安否不明者の氏名情報等に係る公表方針」に基づき、必要に応じて、千葉県に氏名情報等を提供する。

2. 搜索活動

市は、浦安警察署、自衛隊その他の関係機関及び自治会自主防災組織等と連携し、搜索を実施する。

第2 遺体の安置

1. 遺体の安置

市は、中央武道館、青少年交流活動センターを候補として遺体処理施設（遺体収容所、検視場所、遺体安置所）を設置し、市職員から管理者を指名・配置するとともに関係機関と連携・分担して必要な資機材を確保する。

なお、前記施設が使用できない場合又は不足する場合、各市立中学校武道場から選定し、遺体処理施設を設置する。

救出現場及び救護所等で死亡が確認された遺体は、公用車等で遺体処理施設に搬送する。

2. 遺体の処理

市は、災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に、遺体処理施設を設置し、警察・医師会・歯科医師会の協力により、遺体の処理を実施する。

遺体処理施設では、浦安警察署が遺体の検視を行った後、医師会、歯科医師会が検案を行う。被害状況により市で処理不可能な場合は、千葉県広域火葬計画に基づき、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

処理が終了した遺体は、浦安警察署が所定の手続きを経て遺族へ引き渡すものとし、市はこれに協力する。

第3 遺体の埋葬

埋葬は原則として遺体を火葬に付すことにより実施する。

市は、災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行う。

遺体の火葬は浦安市斎場で行うが、ライフラインの状況により稼働しない場合や処理能力を超える場合は、市が千葉県に広域火葬を要請する。

なお、身元不明な場合は、浦安警察署と連携して身元確認に努めるとともに、市が遺骨・遺品を保管する。

第16節 緊急輸送

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 車両による輸送	物資供給対策部	市内運送会社、千葉県石油商業協同組合浦安支部、千葉県トラック協会、浦安警察署
第2 航空輸送・海上輸送	物資供給対策部	自衛隊、協定締結先機関・団体

● 自助・共助の役割

市民	－
事業所	－
自治会 自主防災組織等	－

－ 対策の基本方針・目標 －

1. 地震発生当日に協定事業者により車両の確保及び輸送の協力を要請するとともに、緊急通行車両の確認を行い、輸送体制を確立する。
2. 3時間以内にヘリポートとなる公園等の被害状況を把握し、地震発生当日にヘリポートを設置する。
3. 市内の河川にかかる橋が通行不可能な場合は、協定事業者等に要請して船舶による輸送を行う。

第1 車両による輸送

1. 車両の確保・管理

災害発生時には、傷病者の搬送、食料・物資の輸送等に車両が必要になる。

市は、市有車両の他に必要なトラック等の車両の確保及び輸送の協力を協定事業者に要請する。さらに必要な場合は、千葉県を通じて千葉県トラック協会に要請し、物資供給対策部で総合調整と配車等の一元管理を行う。

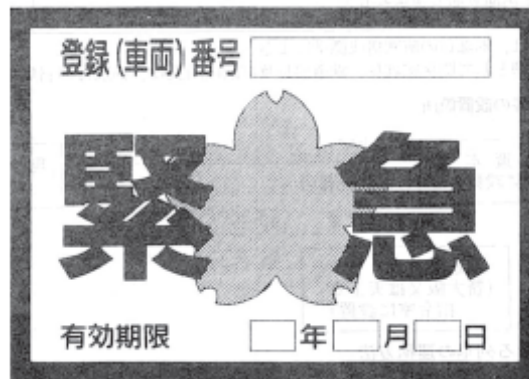
また、関係機関の復旧工事車両や協定事業者の支援車両についても必要な措置を行う。

2. 燃料の確保

市は、燃料を千葉県石油商業協同組合浦安支部との協定に基づき確保する。

3. 緊急通行車両の確認

市は、災害対策で使用する車両について、知事又は公安委員会に緊急通行車両であることの確認を求め、「標章」及び「確認証明書」の交付を受ける。この「標章」は車両の前面に掲示し、「確認証明書」は車両に携帯する。



■緊急通行車両の標章

第2 航空輸送・海上輸送

道路の被害及び交通の混乱等により陸上における輸送が困難な場合は、ヘリコプター、船舶による輸送を行う。

1. 航空輸送

(1) ヘリコプターの確保

市は、緊急的な輸送を必要とする場合は、ヘリコプターによる輸送をエクセル航空（株）及び千葉県等に要請する。

(2) 臨時ヘリポートの設置

市は、ヘリポートを開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、エクセル航空（株）及び自衛隊とともに開設準備を行う。

また、安全確保として離発着場所の確保と立入制限のために必要な職員を配置する。

■ヘリポート設置予定地

○第1次

浦安公園（緊急搬送用）、中央公園野球場（救急搬送用）、運動公園野球場

○第2次

高洲海浜公園、総合公園

2. 海上輸送

市は、橋梁が通行できない場合は、浦安遊漁船協同組合に船舶による輸送を要請する。

また、市は「災害時における千葉県有地の使用に関する協定」に基づき、救援物資を海上輸送で受け入れるための拠点として港地区緊急用船着場を使用する。

第17節 ライフライン対策

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 道路・橋梁	都市対策部	千葉県国道事務所、千葉県葛南土木事務所、首都高速道路(株)、(株)オリエンタルランド、浦安建設業協力会、浦安市緑化事業協同組合
第2 河川・堤防	都市対策部	江戸川河川事務所、千葉県葛南土木事務所、浦安建設業協力会
第3 上水道	都市対策部	千葉県企業局、市川水道事務所葛南支所
第4 下水道	都市対策部	浦安建設業協力会、千葉県江戸川下水道事務所、千葉県江戸川第2終末処理場
第5 電気	都市対策部	東京電力パワーグリッド(株)
第6 ガス	都市対策部	京葉瓦斯(株)
第7 電話	都市対策部	NTT東日本(株)、NTTドコモビジネス(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、その他携帯通信会社、(株)ジェイコム千葉、ソフトバンク(株)
第8 鉄道	都市対策部	東日本旅客鉄道(株)、東京地下鉄(株)、京成バス千葉ウエスト(株)

● 自助・共助の役割

市民	・自宅付近における道路上の障害物を除去する
事業所	・事業所付近における道路上の障害物を除去する。
自治会 自主防災組織等	・地域における道路上の障害物を除去する。

－対策の基本方針・目標－

1. 千葉県企業局は、生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。
2. 市は、地震発生直後から下水道(汚水)使用の制限を周知するとともに、早急な応急復旧を目指して被害調査及び復旧工事を行う。
3. 東京電力パワーグリッド株式会社は、電力復旧にあたり、市から示された重要施設について十分に配慮し、電力の復旧を進める。
4. 京葉瓦斯株式会社は、ガスの供給にあたり、被害の程度に応じてブロック毎に停止する。さらに被害地区においてはガス機器の使用上の注意等の広報に努める。
5. NTT東日本株式会社は、重要通信のそ通を確保するため、通話の制限等を行う。また、被災者の安否確認に供するため災害伝言ダイヤルや指定避難所への特設公衆電話の設置等を行う。
6. 鉄道事業者は、乗客等の避難誘導を行い、安全を確保する。

7. 市は、緊急輸送路について関係機関と連携し、3日以内の調査点検、仮補修、障害物の除去を行う。7日以内には、市内全域の道路の被害調査を行い、3か月を目途に仮復旧を行う。
8. 市は、24時間以内に河川施設の被害状況を把握し、必要な措置をとる。河川の増水により浸水の危険がある場合は、避難情報を発令し、安全な場所に誘導する。

道路やライフライン施設の本格復旧には、被災地への大量の資器材の搬入・ストックが不可欠であり、限られた道路や空地の利用を調整しながら段階的に進めていく必要がある。市は、都市対策部を中心に関係する対策部やライフライン関係機関による復旧手順と道路・空地の利用計画から全体の復旧作業スケジュールを調整して復旧計画を策定し、これを実行するものとする。

第1 道路・橋梁

1. 道路及び橋梁の点検

市は、災害発生直後に、緊急輸送路、重要物流道路、代替補完路及び避難路に指定されている道路及び橋梁の点検を行い、通行止め等の措置により交通の安全を確保する。被災箇所は、浦安建設業協力会の協力により啓開（障害物の除去）、仮補修を行う。その後、市内全域の道路、橋梁の被害調査と仮復旧を行う。

2. 障害物の除去

市は、緊急輸送路、重要物流道路、代替補完路及び避難路上に倒壊建物等の障害物がある場合は、撤去を行う。

国道、県道、高速道路についても、各道路の管理者が、道路の点検及び応急復旧対策を行い、緊急輸送道路を優先して交通の確保を行う。

自治会自主防災組織、事業所は、住宅地内の道路等身近な場所における噴砂の除去をできる限り行う。

また、街路樹が障害となる場合は、浦安市緑化事業協同組合の協力により撤去を行う。

3. 放置車両対策

市は、法第76条の6の規定に基づき、あらかじめ区間を指定して、緊急通行車両の妨げとなる車両の運転手等に対し、移動を命令する。運転手等の不在時は、やむを得ない限度で対象車両の破損を容認し、道路管理者等が自ら車両を移動する。

なお、区間を指定する場合は、原則として千葉県公安委員会に必要事項を通知し、区間指定後は速やかに周知を行う。

4. 土地の一時使用

道路管理者等は、やむを得ない場合、法第76条の6第4項の規定に基づき、他人の土地の一時使用、その他の障害物の処分を実施することができる。

第2 河川・堤防

市は、護岸堤防、水門、排水機場等の施設の被害調査を行い、管理者である千葉県に報告し、応急措置を実施するものとする。

また、2次災害として大雨等による増水により施設の破損箇所から浸水する可能性がある場合は、応急措置をするとともに、危険区域の住民に避難情報を伝達し、安全な場所に誘導するものとする。

第3 上水道

千葉県企業局は、災害発生時において生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努めるため、事前に応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行うものとする。

また、被害状況を把握して、一日も早く管路による平常給水を回復するために「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を得て応急復旧を行うものとする。

第4 下水道

市は、災害発生後にポンプ場の被害状況調査、施設点検を実施し、機能の支障及び二次災害の恐れがあるものについては緊急防止活動を行うものとする。

また、江戸川第二終末処理場においては、千葉県においてポンプ場と同様の措置が行われる。その後、下水道管の被災調査及び応急復旧工事を路線の重要度に応じて行う。市民に対しては、下水道の使用制限、使用可能時期及び地区の周知を行うものとする。

第5 電気

東京電力パワーグリッド(株)は、災害発生時には需要やサービス及び治安維持上、原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により送電することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合は、送電を停止し、関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機するものとする。

復旧は、病院や交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁、避難所等の重要な施設に対して可能な限りの配慮を行う。

感電事故や漏電による出火を防止するため、広報車による巡回のほか報道機関等に協力を要請するものとする。

■地震発生時の安全対策

- ①切れた電線やたれ下がった電線には絶対に触らないこと。
- ②使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。
- ③外へ避難するときは、ブレーカーを必ず切ること。
- ④電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。
- ⑤建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

1. 停電への対応

市は、市内で停電が発生した場合は、東京電力パワーグリッド(株)等の関係機関と連携して発生状況・被害の状況を収集し、市民からの問い合わせに対応する。

また、市は、東京電力パワーグリッド(株)と協議の上、早期の停電復旧が必要と認めるときは、市内の電力復旧を優先すべき重要施設に対して電源車の配備を検討する。

■電力復旧を優先すべき重要施設

- 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等
- 指定避難所として開設している施設
- 災害対応の中核機能となる市災害対策本部等が存在する施設

第6 ガス

京葉瓦斯(株)は、災害時には供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロックごとに供給を停止し、二次災害の発生防止を図るとともに、他の地域と切り離してガス供給停止の範囲を極小化するよう努めるものとする。

また、ガスによる二次災害の防止、市民等の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報するものとする。

■地震発生時の広報

- ①地震発生時には
 - ガス栓を全部閉めること。
 - ガスメータのそばにあるメーターガス栓を閉めること。
 - ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。
この場合には、ガス栓・メーターガス栓を閉め、直ちにガス会社に連絡すること。
 - 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。
- ②マイコンメーターが作動してガスが出ない場合。
 - メーターガス栓を開ける。
 - メーターの左上にある復帰ボタンのキャップ(黒)を左に回して外す。
 - 復帰ボタンを奥までしっかり押して手をはなす。(一瞬赤ランプが点灯し、再び点滅)
 - 約3分待つ。3分経過後に、赤ランプの点滅が消えていれば、ガスが使用可能となる。(この3分間は漏えい検査をしているため、ガスを使用しないこと。)
- ③供給を停止した場合
 - ガス栓を開いてもガスがでない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターガス栓を閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。
 - ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

第7 電話

通信事業者は、重要通信のそ通を確保するため、応急回線の作成、電気通信事業法に基づいた利用制限等の措置をとる。地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供するものとする。

また、避難場所に被災者が利用する特設公衆電話の設置、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸し出しを行うものとする。

■ 第8 鉄道

東日本旅客鉄道（株）及び東京地下鉄（株）は、地震計の数値に応じて列車の停止・速度規制等を行い、巡回点検を実施するものとする。駅の乗降客は、駅の被害状況等によりあらかじめ定めてある臨時避難場所又は一時滞在施設に誘導し避難させる。また、列車の乗客は、列車が駅間に停止している場合は、体制を整えた後に隣接駅等に誘導するものとする。

第18節 建築物対策

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 被災建築物の応急危険度判定	都市対策部	千葉県（被災建築物応急危険度判定支援本部）
第2 被災宅地危険度判定	都市対策部	—
第3 仮設住宅の供給・住宅の応急修理	都市対策部	千葉県（県土整備部住宅課）、千葉県まちづくり公社、千葉県宅地建物取引業協会市川支部、都市再生機構
第4 公営住宅の建設等	都市対策部	千葉県（県土整備部住宅課）、千葉県まちづくり公社、千葉県宅地建物取引業協会市川支部、都市再生機構

● 自助・共助の役割

市民	・ 自宅の危険度判定、家屋の被害調査への立ち会い等に協力する。
事業所	—
自治会 自主防災組織等	・ 応急仮設住宅でのコミュニティの形成及び自治活動を行う。

－ 対策の基本方針・目標 －

1. 市は、余震等による二次災害防止を目的とした周知を行うために、速やかに被災状況を把握し、的確に応急危険度判定を実施する。
2. 市は、応急危険度判定終了後、速やかに家屋被害調査を開始し、概ね40日間程度で1次調査を終了し、り災証明の発行ができるようにする。
3. 市は、7日以内に応急仮設住宅の建設候補地の建設可能順位を決定し、20日目までに仮設住宅の必要戸数等を決定し着工できるようにする。
4. 市は、震発生2日目から住宅相談を行い、住宅の応急修理、公営住宅等の斡旋等、住居に関する支援を行う。

第1 被災建築物の応急危険度判定

市は、余震等により、被災した建物等が二次災害等を引き起こすことを防止するため、建築物の応急危険度判定を実施するものとする。

(1) 実施概要

余震等による被災建物の倒壊及び落下等による二次災害防止を目的として、地震後の被害調査結果により、必要に応じて判定実施本部を設置し、計画的に応急危険度判定を実施する。

- ①速やかに判定実施計画を策定し、判定に必要な資機材や判定拠点の準備を行う。
- ②被災建築物応急危険度判定士の派遣を千葉県に要請するとともに、受け入れ体制を整える。

③判定実施の際は、住民に対して判定実施区域、判定の趣旨、作業概要等を防災行政用無線、チラシ等により周知を図る。

④判定は危険、要注意、調査済の3区分で行い、判定結果については、被災建築物に表示する。

第2 被災宅地危険度判定

市は、大規模な地震等により、被災した宅地に適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに円滑な復旧に資するため、被災宅地危険度判定を実施するものとする。

(1) 実施概要

被災宅地の危険度判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づいて行う。宅地が被災した場合もステッカーで表示する。

施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第3 仮設住宅の供給・住宅の応急修理

市は、地震により住宅が被災し、自力では住宅の確保ができなくなった市民に対し、応急仮設住宅の供給あるいは住宅の応急修理の支援を行うものとする。災害救助法を適用するような大規模な被害が発生した場合は、千葉県が仮設住宅を建設するものとする。

1. 仮設住宅の供給

(1) 用地確保

市は、候補地から利用状況やライフラインの復旧見込み等に基づき用地を確保する。

(2) 需要の把握

市は、被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握し、必要戸数を決定する。

(3) 建設

「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき仮設住宅を建設する。

(4) 民間賃貸住宅等の借り上げ

市は、応急仮設住宅を十分確保できない場合は、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として提供する。

2. 住宅の応急修理

市は、二次災害の恐れがある住宅について、災害救助法に基づく応急修理を実施する。

また、災害救助法の適用にならない住宅についても、必要に応じて雨対策としてビニールシートの配布、応急修理業者の斡旋等応急修理の支援を行う。

第4 公営住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き室の活用を図るものとする。

1. 公営住宅の建設等

市は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況等に応じて、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

2. 公営住宅の空き家の活用

市は、公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

また、関係機関や千葉県と協議し、円滑な入居に努める。

第19節 公共施設対策

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 公共施設の初動対策	物資供給対策部、被災者対策部、避難対策部	(公社) 浦安市シルバー人材センター、(株) 関東コミュニティー、(公財) うらやす財団
第2 公共施設の復旧対策	物資供給対策部、被災者対策部、避難対策部	浦安建設協同組合、浦安市経常建設共同企業体、浦安電気工事協同組合、東京電力パワーグリッド(株)、京葉瓦斯(株)、電気保安事業社、千葉県企業局、NTT東日本(株)、(株) ジェイコム千葉
第3 公共建築物の利用調整	物資供給対策部、被災者対策部、避難対策部	—

● 自助・共助の役割

市民	—
事業所	—
自治会 自主防災組織等	—

－ 対策の基本方針・目標 －

1. 市の公共施設では、利用者の安否確認、避難誘導、傷病者の救護所への搬送等を行い、利用者の安全確保を行う。
2. 全公共施設は、防災対策上の重要度に応じてⅠ類～Ⅲ類に区分し、Ⅰ類は2日以内、Ⅱ類は4日以内、Ⅲ類は6日以内に応急措置及び復旧の手配を行う。その際、応急危険度判定の実施と整合を図る。

第1 公共施設の初動対策

各公共施設の管理者は、応急危険度判定士など建築の専門家が到着する前に、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」(内閣府)に基づき、早急に建物の安全を確認したうえで、「建物内で待機」「建物から退避」を判断するものとする。

その後、利用者等の安否を確認し、最寄りの指定避難所に誘導あるいは施設内で待機する。施設利用者が未成年者の場合、原則保護者の引き取りがあるまで施設内で保護するものとする。

第2 公共施設の復旧対策

市は、公共施設を重要度によってⅠ類～Ⅲ類に区分し、応急危険度判定及びライフラインの損傷程度等の被害調査を実施する。被災した公共施設は施設の重要度に応じて応急措置及び復旧作業を行うものとする。

■点検対象施設の区分

Ⅰ類	避難所、福祉避難所
Ⅱ類	Ⅰ類以外の公共建築物で防災上重要な施設（庁舎、消防本部・出張所、健康センター、排水機場等）
Ⅲ類	Ⅱ類以外の公共建築物で防災上の拠点あるいは有効な避難施設になる施設（斎場、保育園、幼稚園、中央武道館等）

第3 公共建築物の利用調整

市は、各公共施設管理者の報告及び応急危険度判定の実施状況を踏まえ、公共施設の利用調整を行うものとする。

第20節 応急教育等対策

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 学校等における初動対策	避難対策部、 援護対策部	千葉県葛南教育事務所
第2 社会教育施設等における初動対策	避難対策部、 援護対策部	うらやす財団
第3 応急教育	避難対策部、 援護対策部	千葉県葛南教育事務所
第4 応急保育	避難対策部、 援護対策部	私立保育園、幼稚園

● 自助・共助の役割

市民	—
事業所	—
自治会 自主防災組織等	—

－ 対策の基本方針・目標 －

1. 保育園・幼稚園・認定こども園、学校等では、園児・児童・生徒の安全を確保し、保護する。
2. 社会教育施設・スポーツ施設・青少年施設では、利用者の安全を確保し、未成年者は保護者の引き取りがあるまで、各施設にて保護する。
3. 小中学校では、早期に授業を再開できるよう教育場所や学用品の確保、避難スペースと教育スペースとの調整等の準備を行う。
4. 保育園・認定こども園では、被害によって保育を必要とする乳幼児に対して緊急保育を行う。その後、早期に保育園・認定こども園を再開できるよう施設の復旧や、保育用の資機材等の確保を行う。また、幼稚園についても、早期に再開できるよう同様の対応を行う。

第1 学校等における初動対策

1. 園児・児童生徒の保護

学校長及び園長は、応急危険度判定士など建築の専門家が到着する前に、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」（内閣府）に基づき、早急に建物の安全を確認したうえで、「建物内で待機」「建物から退避」を判断する。

その後、園児・児童生徒の安全を確保し保護者の引き取りがあるまで学校等で保護する。保護者へはあらかじめ定めた方法等により園児・児童生徒の安否情報を伝達する。就業時間外に地震が発生した場合は、教職員・園児・児童生徒の安否を確認する。

2. 被害状況の報告

学校長及び園長は、園児・児童生徒の状況、施設の被害状況等を把握し、避難対策部及び援護対策部に報告する。

3. 避難者の受け入れ

学校長等指定避難所の管理者は、施設点検の実施や、避難所運営委員会を中心とした避難所運営の支援を行う。

第2 社会教育施設等における初動対策

社会教育施設等の管理者は、応急危険度判定士など建築の専門家が到着する前に、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」（内閣府）に基づき、早急に建物の安全を確認したうえで、「建物内で待機」「建物から退避」を判断するものとする。

その後、施設利用者の安全を確保し帰宅の措置を行う。利用者が未成年者の場合は、当該施設あるいは近隣の避難所等安全な場所で保護し、保護者に引き渡すものとする。

第3 応急教育

1. 応急教育の実施

市は、応急教育対策推進会議を設置し、応急教育計画を作成する。

学校は、早期に学校教育を再開する。施設が被災した場合は、校舎等の危険の除去、学用品の調達、避難所運営委員会等と授業場所の調整を行い、早期再開を目指す。

授業再開にあたっては、児童生徒数、指導者数を考慮し必要に応じた臨時学級編制をするとともに、精神的ケアや生活指導等を中心に心身の安定に配慮した教育内容とし、可能な限り平常時の授業体制へ移行できるようにする。

2. 学用品の給与

市は、災害により学用品を失った児童・生徒等に対し、必要な教材、学用品を給与する。

3. 児童生徒の支援

県立高等学校等は、生徒の保護者等の住家が被災した場合は、授業料の減免、奨学金の貸付・返還猶予の措置を行う。

第4 応急保育

1. 幼児の保護

園長は、保育時間中に地震が発生した場合は、各保育所等で園児の安全を確保し、保護者の引き取りがあるまで施設内で保護する。保護者へは浦安市の重要なお知らせメールサービスや市のSNSの活用、災害用伝言ダイヤル等により安否情報を伝達する。

2. 緊急保育

園長は、施設の被害を把握し、保育の早期再開を目指して復旧を行う。

また、地震被害によって保護者が不明、死亡等のため保育に欠ける乳幼児に対して、緊急保育を幼稚園と連携して行う。

第21節 災害ボランティア活動

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 ボランティアの受入体制の確立	援護対策部	社会福祉協議会、報道機関
第2 ボランティア要請	援護対策部	社会福祉協議会
第3 ボランティア活動	援護対策部	社会福祉協議会

● 自助・共助の役割

市民	・ボランティア活動に参加する。
事業所	・ボランティア活動に参加する。
自治会 自主防災組織等	・住民を地域で支え、被害軽減のために初期消火、救出救護、避難誘導などの活動を行う。

－対策の基本方針・目標－

1. 市は、公式ホームページや報道機関等を通じて、ボランティア活動への協力を要請する。また、必要に応じて専門ボランティアの派遣等を行う。
2. 市は、社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請する。
3. 社会福祉協議会は、市からの要請を受けた場合、直ちに災害ボランティアセンターを立ち上げ、センターの運営を開始する。
4. 市は、災害ボランティアセンターの運営やボランティア活動が円滑に行われるよう支援を行う。

第1 ボランティアの受入体制の確立

災害発生後、早い時期からボランティアへの協力依頼が市に届くことが予想される。このことから、早期に災害ボランティアセンターの設置を社会福祉協議会に要請するとともに、市は設置にかかる支援を行う。

■ ボランティアの活動分野

専門分野	○ 救護所での医療、看護 ○ 被災建築物の応急危険度判定 ○ 外国語の通訳、情報提供 ○ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報 ○ 被災者への心理治療 ○ 高齢者や障がい者等要配慮者の看護、情報提供 ○ その他専門的知識、技能を要する活動等
一般分野	○ 避難所の運営 ○ 炊き出し、食料、生活物資等の配布 ○ 救援物資や義援品の仕分け、輸送 ○ 高齢者や障がい者等要配慮者の介護 ○ 清掃 ○ その他被災地における軽作業等

第2 ボランティア要請

市は、市公式ホームページや X などを活用しボランティアの要請を行うとともに、報道機関を通じてその呼びかけを行う。また社会福祉協議会は千葉県社会福祉協議会に対し、同様の要請を行う。

第3 ボランティア活動

1. ボランティアの受付及び活動地派遣等

(1) ボランティアの受付および活動地派遣等

災害ボランティアセンターは、ボランティアを募集、受付・登録、保険加入等の手続きを行う。

(2) 市によるボランティア活動支援

市は、災害ボランティアセンターの運営などを行う場所や資機材の提供を行う。

(3) ボランティアの活動地への派遣支援

災害ボランティアセンターは、活動地までの移動方法や食料等の調達方法および活動時の状況などの情報提供を行う。

2. 市が行う災害ボランティアセンターへの支援

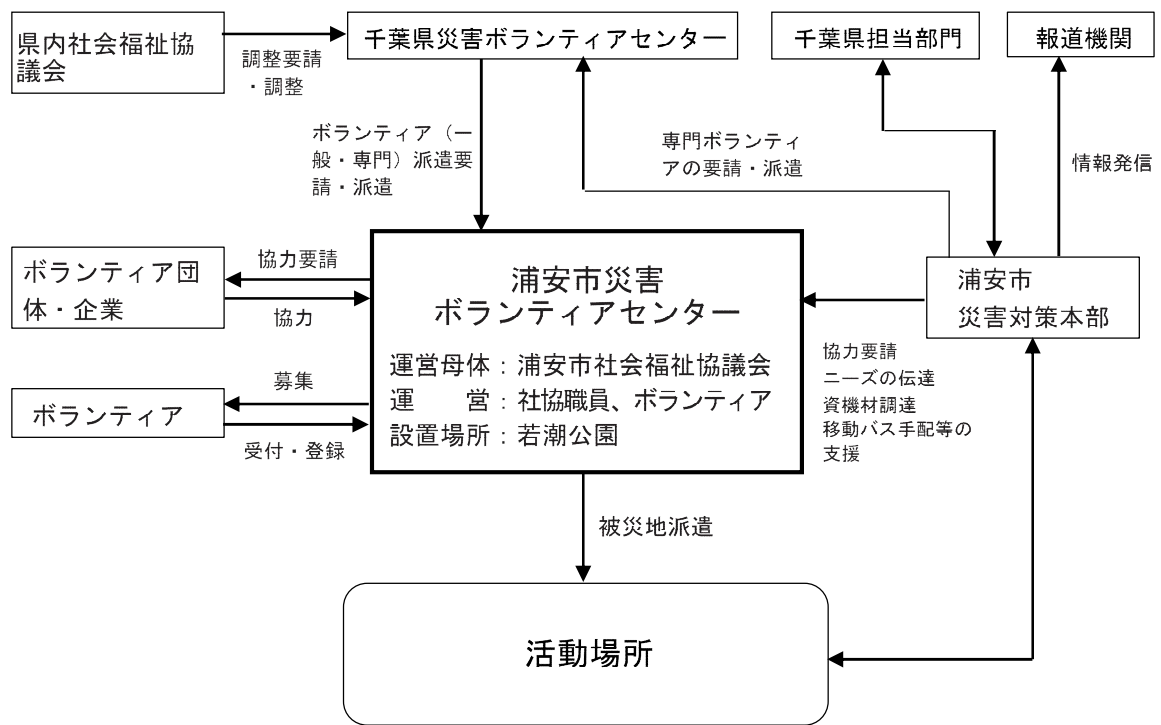
市は、災害ボランティアセンターの運営やボランティア活動が円滑に行われるよう、センターの設置場所の確保、資機材の提供等の支援を行う。また、情報の共有・伝達等のための連絡調整を行う体制を確立する。

■ ボランティア活動への支援等

- 災害ボランティアセンター設置場所の確保
- 資機材の確保（テント、机、椅子等）
- 活動現場までの移動バス等の確保（被災の状況等に応じて対応）
- 情報の共有・伝達等の連絡体制の確立

浦安市地域防災計画

第4章 災害応急・復旧計画(震災編)



■ボランティア活動までの手順

第22節 要配慮者への支援

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 避難行動要支援者への避難支援	援護対策部、被災者対策部	自治会自主防災組織、浦安市民生委員児童委員協議会、民間サービス事業所等
第2 要配慮者利用施設の対策	援護対策部、避難対策部	民間サービス事業所等
第3 外国人への支援対策	被災者対策部	市国際交流協会、市国際センター、(財)自治体国際化協会等
第4 乳幼児等への支援対策	援護対策部	—

● 自助・共助の役割

市民	・地域における自治会自主防災組織、民生委員・児童委員等による要配慮者の安否確認、避難支援等に協力する。
事業所	・地域における自治会自主防災組織、民生委員・児童委員等による要配慮者の安否確認、避難支援等に協力する。
自治会 自主防災組織等	・地域の要配慮者の安否確認、避難支援を行う。 ・避難所での要配慮者の見守り、生活の支援を行う。 ・仮設住宅での要配慮者の見守り、生活の支援を行う。

－ 対策の基本方針・目標 －

1. 自治会自主防災組織、民生委員・児童委員等は、在宅避難行動要支援者の被害状況を把握し、必要な場合は医療相談を行える機関や福祉施設への移送を行う。
なお、自治会自主防災組織、民生委員・児童委員等がこれを行えない場合、あるいは手助けが必要な場合は、市民、事業所が協力して行う。
2. 避難行動要支援者の避難は、原則として、個別避難計画で定められた自治会自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者が誘導する。
3. 指定避難所では、生活環境に配慮するとともに、特に障がい者等特別な配慮が必要な方の避難生活を支援する。

第1 避難行動要支援者への避難支援

自治会自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者は、地域の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認及び避難支援を行うものとする。

避難支援等関係者は、まず自らの安全を確保した上で、可能な範囲で支援活動を行うものとし、避難行動要支援者に対し、災害状況によっては、支援を受けることができない可能性があることを平時から周知して理解を得るよう努める。

1. 避難行動要支援者の安否確認

自治会自主防災組織等の避難支援等関係者は個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の安否確認を行い、避難が必要な場合は、指定避難所までの避難支援を行う。

また、市は、避難誘導において緊急を要する場合は、関係機関への支援要請を行う。

さらに、避難後特に支援が必要な場合は、専門家による医療相談や福祉施設等への移送等支援体制を確保する。

2. 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供不同意者の安否確認

市は、災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、法第49条の11第3項及び同法同条の15第3項に基づき、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。

3. 指定避難所での支援

市は、避難所運営委員会と連携し、指定避難所において要配慮者専用のスペースの設置、使いやすい仮設トイレの設置、福祉ボランティア等専門ボランティアによる支援を行う。

また、関係団体、民間業者等から車いす・補そう具等要配慮者の生活に必要な物資等を確保し供給する。

4. 指定福祉避難所の設置

市は、避難行動要支援者名簿や被災者台帳を活用し、要配慮者の状況を把握するとともに、要配慮者支援の必要性を検討・判断し、指定福祉避難所の安全確認・受入可否を確認のうえ、指定福祉避難所を開設する。

なお、指定福祉避難所の運営は要配慮者の家族、地域の福祉関係者、施設管理者等が中心となっていく。

第2 要配慮者利用施設の対策

要配慮者利用施設の管理者は、施設の被災状況を点検し、被災の状況に応じ、他の安全な避難所もしくは指定福祉避難所へ避難誘導するものとする。この場合、避難先の施設の管理者と協力し、それらの要配慮者が避難生活を継続するために必要な食料、生活・介護物資等を確保し供給を行うものとする。

また、必要がある場合は、協定等に基づいて民間サービス事業所に受け入れを要請するものとする。

なお、要配慮者の中に傷病者がいる場合は、その状況に応じて、救護所等に誘導・移送する等の処置を行うものとする。

第3 外国人への支援対策

1. 支援体制の構築

市は、多言語での情報提供及び指定避難所における外国人ケアを円滑に行うため、市国際交流協会、市国際センター、(財)自治体国際化協会等の関係機関と連携し、支援体制を整備する。

2. 具体的支援対策

市は、(仮)災害時外国人支援センターを設置するほか、住民基本台帳等を活用し、安否・動向確認を行うとともに、多言語による情報発信を行う。

第4 乳幼児等への支援対策

市は、住民基本台帳、被災者台帳等を活用し、第4章第20節第4 応急保育に定める緊急保育等の実施等、乳幼児等へ必要な支援を検討し、支援体制を整備するものとする。

第23節 帰宅困難者への支援

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 帰宅困難者への支援	被災者対策部 避難対策部	東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京成バス千葉ウエスト（株）、明海大学、順天堂大学、各高等学校、私立保育園・幼稚園、駅周辺大型商業施設
第2 TDR対策	被災者対策部	(株)オリエンタルランド

● 自助・共助の役割

市民	－
事業所	・事業所内の備蓄食料、飲料水を活用する。 ・従業員、利用者等の一斉帰宅を抑制するため事業所内で待機させる。
自治会 自主防災組織等	－

－ 対策の基本方針・目標 －

- 市は、災害発生直後に周辺地域の被害情報、交通の状況等を把握し、東日本旅客鉄道（株）・東京地下鉄（株）の駅員と連携して帰宅支援情報を提供する他、滞留者が発生する大学、高等学校、商業施設等にも帰宅支援情報を連絡する。
- TDRの帰宅困難者対策を含む応急対策は、原則として（株）オリエンタルランドが実施する。市は、（株）オリエンタルランドからの要請に基づいて医療救護班の派遣等の支援を行う。また、安否確認等の問い合わせに対応する。

第1 帰宅困難者への支援

市は、災害発生後に市内に流入してくる帰宅困難者（特に各駅周辺滞留者）に対して適切な情報提供と休息の場を提供することで、被災した市街地に大量の人が溢れ、各種応急対策活動に混乱が生じることを防止するものとする。

1. 事業所等の対応

(1) 事業所、学校及び大規模集客施設等における施設内待機

事業所、学校及び大規模集客施設等は、施設の被害状況を確認するとともに、市や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認したうえで、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

その際、帰宅困難者が路上に溢れて混乱が生じることを防止するため、むやみに帰宅を促すことのないよう留意する。

(2) 駅での対応

東日本旅客鉄道（株）及び東京地下鉄（株）は、管理する施設の安全を確認し、市から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。また、市、浦安警察、一時滞在施設と情報を共有し、利用者に鉄道運行・復旧情報、一時滞在施設の開設状況等の情報提供を行う。

2. 一斉呼びかけ・情報提供

市は、千葉県及び近隣市区と連携し、市民、事業所、学校、帰宅困難者・滞留者及び大規模集客施設等に対して防災行政用無線、メール、エリアメール、X等を活用して、むやみに行動を開始せず職場や学校等の施設内に留まるよう呼びかけを行う。

3. 帰宅困難者・滞留者の把握

市は、各駅及び浦安警察署との情報交換を行い、駅周辺滞留者の状況及び帰宅支援対象道路その他の幹線道路を通して市内を通過していく帰宅困難者の状況を把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

また、その際、防災カメラ、防犯カメラ等のICT技術を活用する。

4. 一時滞在施設の開設

(1) 市の対応

市は、一時滞在施設の施設管理者に対し、施設の被災状況や安全性を確認のうえ、開設を要請する。

また、一時滞在施設の開設状況を集約し、千葉県に報告するとともに、各駅周辺滞留者、各駅事業者、浦安警察、事業所、学校及び大規模集客施設に情報提供を行う。

なお、一時滞在施設の収容力が不足する場合は、必要に応じて指定避難所等、公共施設での受け入れを行う。

(2) 一時滞在施設の対応

一時滞在施設の施設管理者は、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）を参考に、状況に応じて可能な範囲で以下の支援を行う。また、必要に応じて受入者へ施設運営の協力を要請する。

- 施設の安全点検後、市に連絡し、帰宅困難者を受け入れる。

- 水や食料、毛布などの支援物資を配布する。

- トイレやごみ処理などの施設の衛生管理を行う。

- 周辺の被害状況や道路・鉄道の運行状況などの情報収集及び施設滞在者への情報提供を行う。

(3) 一時滞在施設への誘導

原則として、事業所、学校及び大規模集客施設等並びに鉄道事業者、市、警察が連携し、帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導する。

5. 災害時帰宅支援ステーション

市は、都心から千葉方面へ向かう帰宅困難者対策として、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等、災害時帰宅困難支援ステーション協定を締結している事業者に対し、九都県市と連携して支援の要請を行う。

6. 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

市は、関係機関と連携し、自力での徒歩が困難な特別搬送者の臨時バスやタクシー等による搬送手段の確保に努める。

第2 TDR対策

大規模集客施設のうち、東京ディズニーリゾートは、浦安市災害対策基本条例に基づき作成した防災計画により、帰宅困難者対策を含む応急対策を実施するものとする。

市は、支援窓口を設置し、東京ディズニーリゾートの被害状況や帰宅困難者の発生状況を把握するとともに、支援要請に基づいて傷病者に対する救護のため医療チームの派遣等を行うものとする。

また、鉄道の運行状況、交通規制の実施状況等の情報共有に努めるとともに、一斉帰宅行動抑制及び市外からの安否確認等について連携した対応を行うものとする。

第24節 市民生活安定への支援

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 市民生活への支援	被害調査対策部 援護対策部 被災者対策部	社会福祉協議会、金融機関、船橋県税事務所、市川税務署、ハローワーク市川、日本放送協会、京葉瓦斯(株)、東京電力パワーグリッド(株)、NTT東日本(株)、千葉県企業局、浦安郵便局
第2 地域経済への支援	被災者対策部	—

● 自助・共助の役割

市民	—
事業所	—
自治会 自主防災組織等	—

第1 市民生活への支援

発災直後の揺れや火災などの被害から生命を守った後は、その生命をしっかり繋いで、早期に生活再建へと結びつけ、震災前の生活や都市を取り戻すことが重要である。そのために、市は、被災者台帳を活用し、避難所の安全化や生活物資の発災直後の被害から当面の暮らしを守る対策、り災証明手続き及び応急仮設住宅への入居を迅速化するなど被災者の生活再建のための対策をすすめるものとする。

1. 被災者相談

(1) 総合相談窓口の設置

市は、地震発生後2日目までに被災者相談のための総合相談窓口を設置し、被災建築物、医療、仮設住宅、り災証明書等、生活支援のための各種申し込みや相談を受け付ける。総合相談窓口には、各対策部から担当要員を配置し、迅速な対応ができるようにする。

また、法律相談のための弁護士、外国語アドバイザー、ライフライン機関から要員の派遣を要請する他、男女別の相談や要配慮者等に配慮した相談等、幅広い相談に対応できるように配慮する。

(2) 災害コールセンターの設置

市は、一般電話での通話が可能な場合、市民等からの問い合わせに円滑かつ的確に対応するため、災害コールセンターを設置する。

2. り災証明の発行

(1) 家屋の被害調査

市は、家屋の被害状況を把握するとともに被災者にり災証明書を発行するために、市内の全家屋を対象に被害調査を行う。

なお、調査要員については市職員その他、他市町村からの応援職員、応急危険度判定士に要請する。

また、被害調査は被害認定基準に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らないの区分とし、外観調査（1次調査）を行う。

(2) り災証明書の発行

市は、家屋の被害調査の結果を基礎台帳にまとめ、総合相談窓口において被災者からの申請により、り災証明書を発行する。調査内容に不服がある場合は、調査依頼により2次調査を行う。

また、火災によるり災証明書の発行も総合相談窓口であわせて行う。

3. 義援金品の受付けと配布

本市への義援金を受入れる受付窓口を設置し、市に送付された義援金及び日本赤十字社等を通じて配分された義援金を保管する。

また、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して配分計画を立案する。千葉県に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

4. 税の徴収猶予・減免

市は、被災した納税義務者等に対する市税の納税緩和措置として、地方税法及び浦安市税条例に基づいて、期間の延長、徴収猶予及び減免等、それぞれの事態に応じて適切な措置を検討する。

5. 災害弔慰金等の支給

市は、被災した市民が速やかに再起できるよう、災害弔慰金の支給等に関する法律及び千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、被災者に対して、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに災害見舞金品の支給、災害援護資金の貸付等を実施する。

6. 被災者生活再建支援金の支給

市は、本市域、千葉県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けたものに対し、千葉県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建と被災地の速やかな復興を図る。

7. その他の被災者の自立に対する支援

市は、その他の支援として、職業相談、生活保護法の適用への対応、介護保険料の減免措置、公共料金の特例措置等を図り、被災者の生活の確保に努める。

また、災害救助法適用時には、郵便局では郵便物の無料送配や為替貯金・簡易保険の解約等の所要手続の簡略化の措置が講じられる。また公共放送受信料の免除についても検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

■被災者への支援策

支 援 策	担 当	概 要
災害弔慰金の支給	市	自然災害により死亡した住民の遺族に支給する。
災害障害見舞金の支給	市	自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に著しい障害がある住民に対して支給する。
被災者生活再建支援金の支給	市	自然災害により被災した住民に対し自立した生活を支援するために支援金を支給する。
災害援護資金の貸付	市	自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために貸付けを行う。
生活福祉資金	社会福祉協議会	災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して貸付ける。なお、災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象としない。
住宅復興資金の融資	金融機関	災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備等を行えるよう資金を融資する。
国税・県税・市税の減免等	市、県税事務所、税務署	災害により被災した納税義務者等に対し、申告等の期限の延長、徴収猶予、減免及び納入義務の免除等を行う。
介護保険における措置	市	災害により被災した被保険者に対し、介護保険料及び介護サービス利用料の減免等を行う。
職業のあっせん等	ハローワーク市川	災害により離職を余儀なくされた者に対し、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談、失業給付に関する特例措置等を行う。
公共料金の特例措置	ライフライン機関	各公共機関は、被害を受けた住民の生活を支援するため公共料金等の支払いについて特例措置をとる場合がある。
郵政事業における措置	郵便局	災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、葉書の無償交付、郵便物等の料金免除等を実施する。
公共放送受信料の免除	日本放送協会	災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

■第2 地域経済への支援

公共施設の復旧等によって都市機能が一応の復旧をした後も、多くの産業活動は低迷が続くことが予想される。

被災生活が落ち着きを見せ、応急対応が一段落した時点で、産業活動を早期に活性化していくために、農林業者や中小企業を対象にした災害復旧助成事業等の適用を実施するものとする。

1. 中小企業への融資資金

金融機関等は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等について広報等の支援策を行う。

■支援策の例

中小企業への 支援	○一般金融機関、政府系金融機関の融資 ○中小企業近代化資金等の貸付 ○信用保証協会による融資の保証 等
--------------	--

2. 農林・水産業者への融資資金

市は、農林・水産業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

3. 雇用の維持に向けた事業者への支援

千葉県は、雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。

また、雇用調整助成金等の特例的な運用について、厚生労働省への要請を行う。

第25節 生活関連施設の復旧

市は、国及び千葉県と連携して災害の再発を予防し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行う等将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

市が行う災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、法令の定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

■法律により一部負担又は補助する復旧事業

法 律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用の一部
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者支援施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法等	土砂災害防止対策

第26節 激甚災害の指定

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 基本方針	援護対策部、 総括対策部	千葉県（危機管理政策課、防災対策課）
第2 激甚災害指定の手続	援護対策部、 総括対策部	千葉県（危機管理政策課、防災対策課）

● 自助・共助の役割

市民	—
事業所	—
自治会 自主防災組織等	—

第1 基本方針

災害による被害の規模が甚大な場合、災害復旧を実施するためには膨大な時間がかかる。

市は、災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施されるため、特別な財政措置が行われるよう、早期に激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律の指定を受けるため、被害状況調査等を行うものとする。

第2 激甚災害指定の手続

1. 情報の収集

各対策部は速やかに激甚災害指定の手続を進めるため、発災直後から迅速かつ正確な被害情報の把握及び整理を行い、総括対策部に報告する。

2. 情報の整理

総括対策部は、各対策部からの報告を整理し、本市全域としての災害状況を整理する。

3. 千葉県への報告

総括対策部は、整理した災害状況を速やかに千葉県に報告するとともに、千葉県が実施する激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

また、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、千葉県各部局に提出する。

第5章

災害応急・復旧計画(風水害等編)

災害対策の推移と事前防災行動計画

1. タイムラインの概要

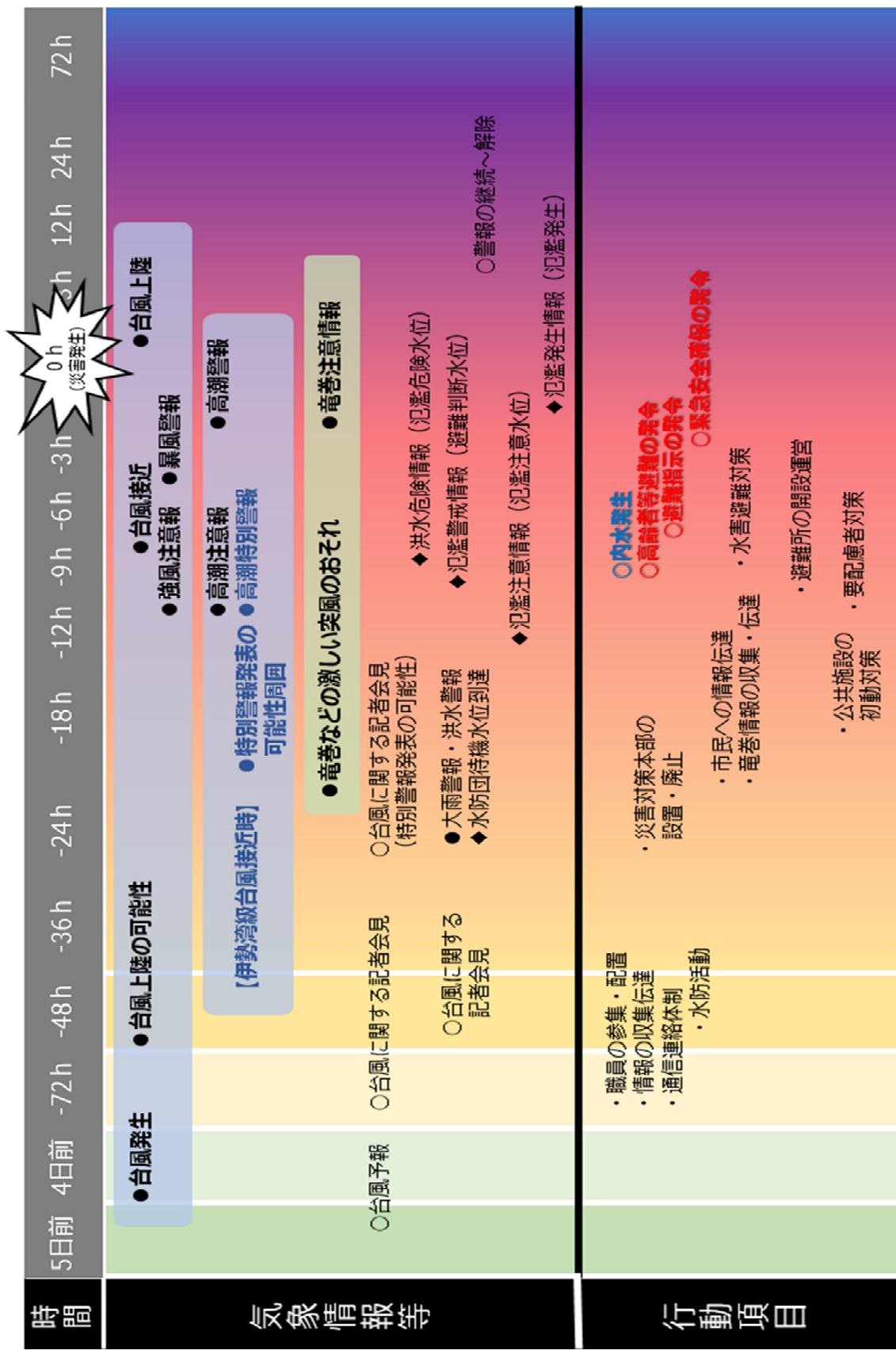
風水害は、台風接近時などの災害が発生するおそれがある時に、発生までの時間的な猶予が得られることが突発災害である地震との大きな違いとなる。このため、風水害の対応においては、この時間を活かし、災害が発生するまでに「命を守る行動（避難・減災）」について対応し完了させることで、被害を軽減させることが出来ると考えられる。

これら減災のための一連の行動を、災害の発生から遡っていつ頃から実施すれば良いのかを整理し示したものを「タイムライン」という。

2. 風水害時対応へのタイムライン適用の考え方

風水害への対応は、地震と違い対応の実施時期が必ずしも災害発生後とは限らない。次ページの「タイムラインの概念図」（例）は、上段に気象予警報等、下段に応急対策計画の中で、概ね災害発生前に行動を開始する必要があると考えられる対応行動を開始する時間帯となる位置に記載している。時間あるいはきっかけとなる気象予警報等を上段で確認し、下段でその時間帯あるいは気象予警報等をもとに開始する必要がある対応行動を認識することで、減災につながる対応に努めるものとする。

なお、タイムラインは、前述の通り災害発生までの猶予で実施する対応行動の時系列的整理が最大の特徴であることから、風水害等編で取り扱う災害事象の中でも、発生までの時間経過がなく突発的なものは含まれない。但し「風害」については、事象の発生は突発であるものの、気象予警報が対象としている目安時間が示されていることから、注意喚起の情報伝達のきっかけとして、概念図（例）に記載する。



浦安市地域防災計画

第 5 章 災害応急・復旧計画(風水害等編)

第1節 事前行動計画 ※浦安市水防計画

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 気象注意報・警報等の収集伝達	総括対策部 都市対策部	江戸川河川事務所・千葉県葛南土木事務所
第2 国土交通省及び千葉県知事が行う洪水予報・水防警報等	総括対策部 都市対策部	江戸川河川事務所・千葉県葛南土木事務所
第3 気象注意報・警報	総括対策部 都市対策部	銚子地方気象台
第4 通信手段の確保	総括対策部	千葉県（防災対策課）
第5 千葉県への災害報告	総括対策部 消防対策部	千葉県（防災対策課）
第6 公共施設の防災施策	総括対策部	—
第7 市民等への情報伝達	総括対策部	市川記者会・浦安新聞・市川よみうり新聞社・ （株）ジェイコム千葉・国際交流ボランティア

● 自助・共助の役割

市民	—
事業所	—
自治会 自主防災組織等	M C A無線等を活用して、地域の被害情報を市本部に伝達するよう努める。

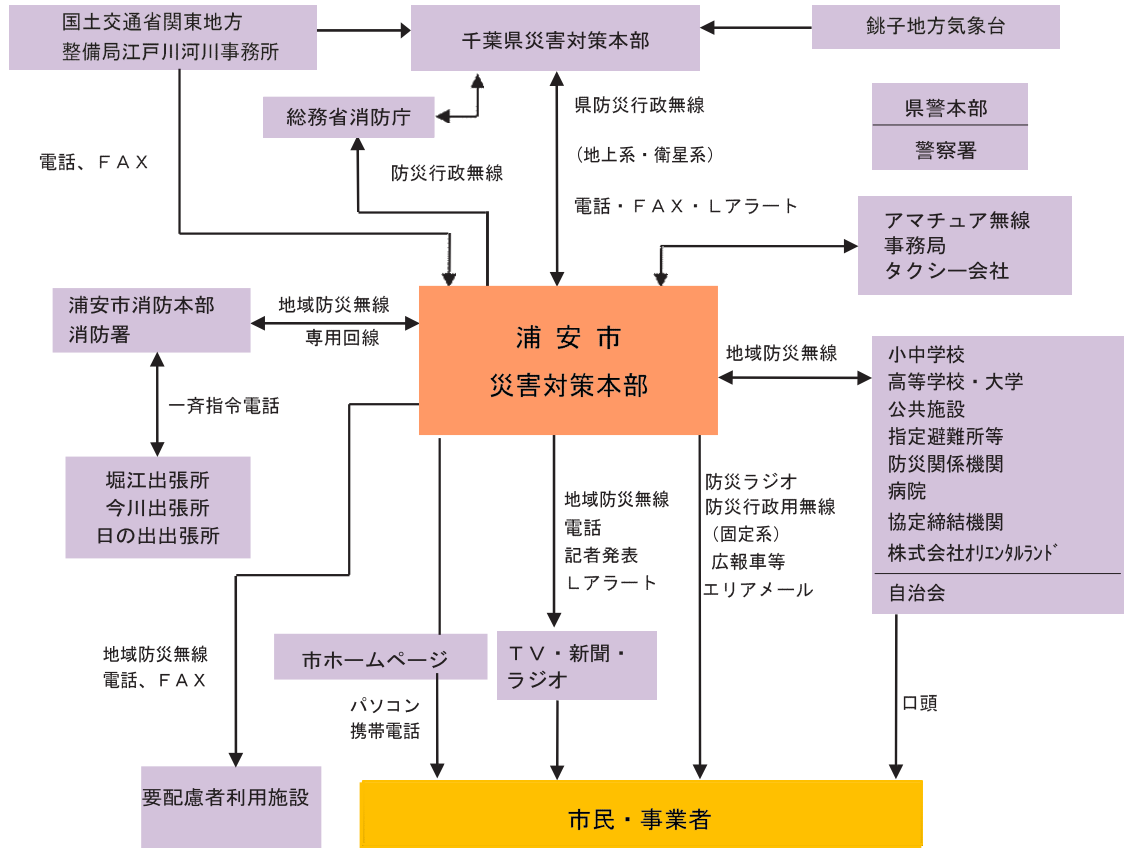
－ 対策の基本方針・目標 －

1. 風水害等による被害の把握のため、職員によるパトロールの他、消防本部への通報、市内のアマチュア無線、タクシー無線を活用した情報収集を行う。
2. 河川等の水位情報は、江戸川については、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所、旧江戸川については、千葉県葛南土木事務所から電話・FAXで伝達される。
3. 災害対策本部から市民への情報は、防災行政用無線、地域防災無線、広報車、CATVなどのメディアも活用する体制をとる。
4. 要配慮者施設等の避難活動に配慮を必要とする施設には、電話等により避難情報を提供する。

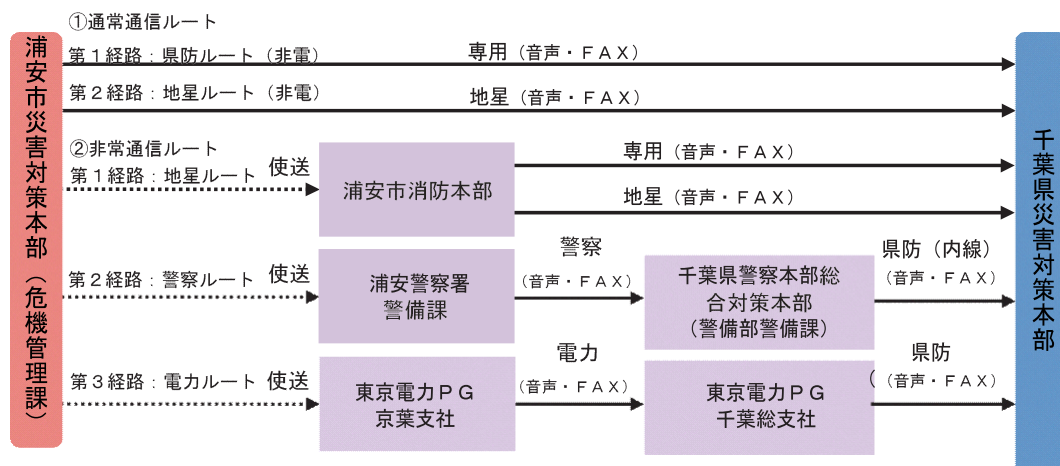
第1 気象注意報・警報等の収集伝達

1. 伝達系統

市は、災害の発生が予想される際には、江戸川河川事務所・千葉県葛南土木事務所・銚子地方気象台と緊密な連絡をとり、情報を交換して常に的確な情報の把握に努めるとともに、管内の雨量水位等の正確な資料を観測者から迅速に入手する。なお、本市と江戸川河川事務所及び銚子地方気象台においてはホットライン体制を構築しているため、ホットラインを活用し、緊密に連携するものとする。



■伝達系統（情報ネットワーク）



■通信が途絶した場合の非常通信ルート

第2 国土交通省及び千葉県知事が行う洪水予報・水防警報等

1. 洪水予報

(1) 関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通大臣が水位流量を示して洪水の予報を行う。

本市に関係する洪水予報には、江戸川洪水予報があり、市及び市民等はこの予報を有効に利用し、効果的な水防活動や避難行動の検討に努めるものとする。

(2) 洪水予報の種類

氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）、氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）、氾濫注意情報解除がある。

(3) 洪水予報の発表基準

■洪水予報

レベル	発表基準	洪水予報の課題 (種類)
5	氾濫の発生（レベル5） (氾濫水の予報)	江戸川氾濫発生情報 (洪水警報)
4 (危険)	氾濫危険水位（レベル4）に到達	江戸川氾濫危険情報 (洪水警報)
3 (警戒)	一定時間後に氾濫危険水位（レベル4）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（レベル3）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	江戸川氾濫警戒情報 (洪水警報)
2 (注意)	氾濫注意水位（レベル2）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	江戸川氾濫注意情報 (洪水注意報)
1		

2. 水防警報

水防警報は、千葉県知事が指定する河川に洪水による被害の発生が予想される場合において、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、千葉県知事が発表する。千葉県及び水防管理団体は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに、伝達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。

■水防警報

河川・海岸名	観測所名	水防団待機 (通報) 水位	氾濫注意 (警戒) 水位	氾濫危険 (特別警戒) 水位
旧江戸川	堀江	2.60 m	2.90 m	-
浦安海岸・市川海岸	市川市湊	2.60 m	2.90 m	-

※水位は、A. P.

第3 気象注意報・警報

注意報は大雨や強風等の気象現象によって災害が発生するおそれがある場合に発表され、警報は重大な災害が発生するおそれがある場合に発表される。

1. 注意報・警報、特別警報の種類、発表基準

気象注意報・警報、特別警報の種類と発表基準は、資料編に示すとおりとする。

2. 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報を補足する情報として、気象庁が天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北東部、北西部、南部など）で発表する。

なお、情報の有効期間は、発表から1時間である。

3. 記録的短時間大雨情報

大雨警報中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量で100mm）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表される。

4. 気象庁が単独で行う水防活動用警報等

水防法第10条第1項及び気象業務法第14条の2に基づく洪水又は高潮の予報、警報の種類及び警報文は資料編のとおりとする。

5. 線状降水帯に関する各種情報

大雨による大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている場合、「線状降水帯」というキーワードを用いて、顕著な大雨に関する気象情報（府県気象情報の一種）が発表される。また、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から気象情報において「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。

なお、「顕著な大雨に関する気象情報」は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

第4 通信手段の確保

市と千葉県や防災関係機関との情報収集・伝達は、電話や地域防災無線を活用して行う。なお、水害の発生が予想されるときや発生のおそれがあるときには情報が錯綜し、市民等の避難に混乱が起こることが予想される。そのため、市は、平常時にあらかじめ定めておいた情報共有態勢により、各種情報の収集・共有を行うものとする。

※対策内容は、災害応急・復旧計画【震災編】 第1節「千葉県、防災関係機関との連絡体制」に準拠する。

第5 千葉県への災害報告

市は、市内において市民や防災関係機関からの異常現象や被害情報の通報を受けたときは、千葉県防災情報システム等を用いて千葉県に災害報告を行う。

※対策の内容は、災害応急・復旧計画【震災編】 第2節「千葉県、防災関係機関との連絡体制」に準拠する。

第6 公共施設の防災施策

市は、災害の発生が予想される場合、公共施設の点検等の安全対策を実施するものとする。

第7 市民等への情報伝達

市は、防災行政用無線、市防災アプリ、市公式ホームページ、メール配信、X、LINE、電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス、ケーブルテレビ、広報車等の手段を活用して、市民等へ正確な情報を伝達する。

※対策の内容は、災害応急・復旧計画【震災編】 第3節「市民への情報伝達」に準拠する。

第2節 水害避難対策 ※浦安市水防計画

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 避難行動の原則	総括対策部	—
第2 待避所等の開設・運営	総括対策部 避難対策部 援護対策部	—
第3 避難に関する情報	総括対策部	江戸川河川事務所・千葉県葛南土木事務所・銚子地方気象台
第4 避難情報の発令	総括対策部	—
第5 避難情報の伝達	総括対策部	千葉県（防災対策課）・（株）ジェイコム千葉
第6 避難情報の解除	総括対策部	千葉県（防災対策課） 浦安警察署

● 自助・共助の役割

市民	気象庁等が発表する防災気象情報及び市が発令する避難情報に留意し、避難情報が発令された場合、躊躇なく命を守る避難行動をとる。
事業所	気象庁等が発表する防災気象情報及び市が発令する避難情報に留意し、避難情報が発令された場合、躊躇なく命を守る避難行動をとる。
自治会 自主防災組織等	気象庁等が発表する防災気象情報及び市が発令する避難情報に留意し、避難情報が発令された場合、躊躇なく命を守る避難行動をとる。 地域の要配慮者、住民等の安否確認及び避難誘導を行う。

－ 対策の基本方針・目標 －

1. 市は、「自らの命は自らが守る」という考えのもと、災害の状況に応じて「立退き避難」に限らず、自宅での安全確保が可能な場合は「在宅避難」を実施することや「近隣の安全な場所への避難」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を市民がとれるよう努めるものとする。
2. 市は、避難情報を発令するにあたり、対象地域等の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。
3. 市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。
4. 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、高齢者等避難が発令された場合、避難確保計画に基づき、迅速に利用者を避難させるものとする。

第1 避難行動の原則

避難情報の対象とする避難行動については、「自らの命は自らが守る」という考えのもと、以下の行動を避難行動としている。市民・施設管理者等は、ハザードマップ等を基に、避難情報が発令されたときの避難行動をあらかじめ考えておく必要がある。なお、親戚や友人の家等の自主的な避難場所へと立退き避難する場合には、それらの安全性をハザードマップ等であらかじめ確認しておくとともに、その場所までの移動時間を考慮して自ら避難行動開始のタイミングを考えておく必要がある。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味を理解しておく必要がある。

(1) 立退き避難

「緊急避難場所」、「近隣の安全な場所・建物等」、「市外の親戚、知人宅や宿泊施設」への立退き避難

(2) 屋内安全確保

その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

(3) 緊急安全確保

自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等への緊急的な移動

第2 待避所等の開設・運営

市は、気象情報、水位情報等から避難情報の発令の可能性を検討し、状況に応じて以下の待避所等を適切に開設するものとする。

1. 待避所

(1) 待避所の開設

市は、次の①又は②の状況が発生する等、待避所の開設が必要と認められる場合、待避所を開設する。

① 気象警報が発表され、市が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき

② 住民からの避難に関する問い合わせが多数寄せられている

また、避難指示等を発令する場合、待避所の増設を検討する。

(2) 待避所の運営

原則として待避所の運営は浦安市待避所開設・運営マニュアルを踏まえ、市が行う。

(3) ペット対策の整備

市は、ペットと一緒に避難する「同行避難」を認める待避所をあらかじめ定める。

同行避難したペットの飼養は、飼い主が給餌、ケージへの収容等を適正に行う。市は、ペットの飼育所として避難者とは異なるペット専用スペースを指定し、ルールを定めて自己責任での飼育を促す。

2. 指定避難所

(1) 指定避難所の開設

市は、被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して指定避難所を開設し受入れ保護する。

(2) 指定避難所の運営

原則として、避難所運営マニュアルをもとに自治会自主防災組織を中心とした避難者自身が指定避難所の運営を行う。

(3) ペット対策の整備

指定避難所への避難はペット同行避難を原則とする。同行避難したペットの飼養は、飼い主が給餌、ケージへの収容等を適正に行う。避難所運営委員会等は、ペットの飼育所として生活場所とは異なる場所（校庭の一角等）にペット専用スペースを指定し、ルールを定めて自己責任での飼育を促す。

第3 避難に関する情報

国（国土交通省・気象庁）県及び市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進するものとする。

■ 5段階の警戒レベルを用いた避難情報

警戒レベル	発令される情報ととるべき行動	防災気象情報（国、県が発表）
5	緊急安全確保 ^{※1} 命の危険、直ちに安全確保	<u>警戒レベル5 相当情報</u> 氾濫発生情報、大雨特別警報等
4	避難指示 危険な場所から全員避難	<u>警戒レベル4 相当情報</u> 氾濫危険情報、土砂災害警戒情報等
3	高齢者等避難 ^{※2} 危険な場所から高齢者等は避難	<u>警戒レベル3 相当情報</u> 氾濫警戒情報 洪水警報 等
2	<u>注意報</u> 避難する際の行動を確認	—
1	<u>早期注意情報(警報級の可能性)</u> ^{※3} 最新の防災気象情報に注意するなど、 災害への心構えを高める	—

警戒レベル1・2は気象庁が、警戒レベル3・4・5は市が発令します。情報は警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。

※1 市が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングである。

※3 早期注意情報（警報級の可能性）の発表は、大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合のみ。

第 4 避難情報の発令

避難情報の発令に際には、避難場所等を開設している事を原則とするものとする。

1. 避難情報発令の実施者

避難情報を発すべき権限のある者は、各法律によって次のように定められているが、市長を中心として、相互に連携をとりながら実施するものとする。

■避難情報の発令権者及び要件

発令権者	避難のための立退きの指示を行う要件	根拠法令
市長	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第 60 条第 1 項
知事	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第 60 条第 5 項
警察官	○市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき	災害対策基本法 第 61 条
	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第 4 条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第 94 条
知事又は知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条
	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第 25 条
水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条

2. 避難情報発令の流れ

ア 都市対策部は、水位状況や堤防等の河川施設の状況等を常時監視するとともに、必要に応じてパトロールを強化し、危険な箇所を発見した場合には、速やかに総括対策部に報告する。

イ 総括対策部は、災害の危険性がある区域等のうち、避難の必要が認められる地域を選定し、市長に報告する。

ウ 市長は、避難の必要が認められる地域の市民等に対して避難情報を発令する。

エ 避難情報を発令する場合には、対象地域の市民等に伝達・周知するとともに避難行動要支援者に対して、円滑かつ迅速な避難ができるよう伝達・周知を徹底する。

3. 避難情報の発令基準

避難情報は、「浦安市避難情報の判断・伝達マニュアル」の判断基準に基づき、気象情報や現場の状況等により、避難場所への立退き避難や自宅での上層等に避難する屋内での待避等について十分に加味し、総合的に判断して発令する。

第5 避難情報の伝達

市が発令した避難情報は、以下の方法により市民等に伝達する。

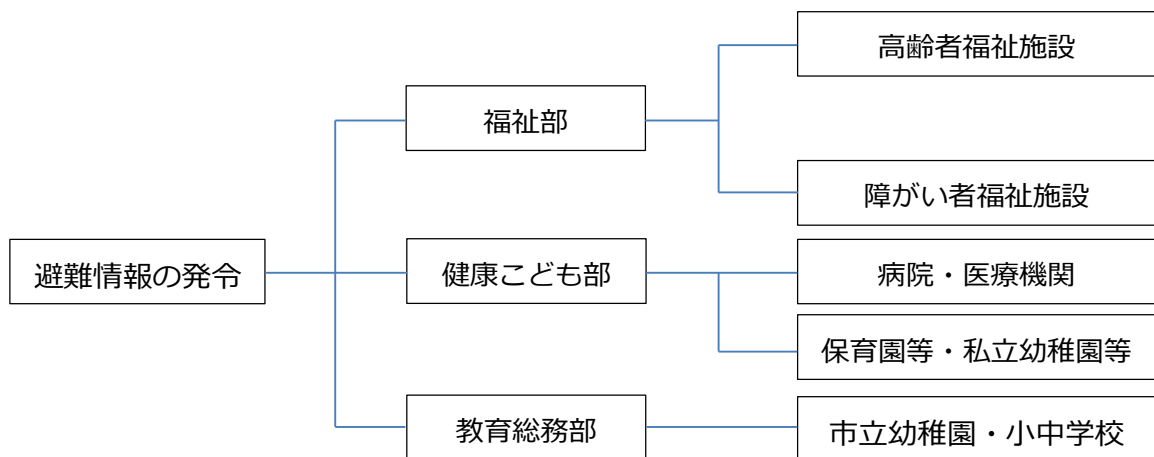
1. 市民等への伝達

市は、防災行政用無線、市防災アプリ、市公式ホームページ、メール配信、X、LINE、電話・FAX による災害時緊急情報配信サービス、ケーブルテレビ、広報車等の手段を活用して、市民等へ正確な情報を伝達する。

2. 要配慮者への伝達

要配慮者は避難に時間がかかる場合や、一人では避難できない場合がある。そのため、一般の人より、避難情報は迅速かつ確実に受け取れる連絡体制を整備し、以下の方法により伝達する。

- ① 避難情報の伝達は、あらかじめ定めておいた病院・福祉施設の代表に FAX にて通知する。
- ② 市公共施設には、防災行政無線を用いて伝達する。
- ③ 特に重要だと認める場合は、電話により伝達を行う。
- ④ 何らかの手段で情報伝達を受けたものは、その内容を各関係者に伝達する。この際、避難情報未取得者が出ないように、確実な伝達を心がける。



■要配慮者への情報伝達経路

3. 地下施設への警戒情報の伝達

大型店舗等の地下施設を有する施設へは、電話等によって警戒を伝達する。また、一般住宅等については、防災行政用無線、広報車等にて警戒を呼びかける。

■ 第6 避難情報の解除

避難情報を発令した地域に避難の必要がなくなったときには、市長は、警察機関等との協議の上、避難情報を解除し、その旨を公示するとともに知事に対する報告を行う。

第3節 水害対策（応急計画） ※浦安市水防計画

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 水防活動	都市対策部	江戸川河川事務所 千葉県葛南土木事務所
第2 救出・救護	消防対策部	浦安警察署
第3 災害救助法の適用手続き	総括対策部 物資供給対策部 救援対策部	—
第4 医療活動	医療救護対策部・ 消防対策部	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、浦安中央病院、浦安病院、タムス浦安病院、千葉県柔道整復師会市川・浦安支部、千葉県助産師会、エクセル航空
第5 避難所の開設・運営	避難対策部、援 護対策部、医療 救護対策部、環 境衛生対策部	社会福祉協議会、自衛隊、NTT東日本（株）
第6 交通路の確保	被災者対策部、 都市対策部	浦安警察署
第7 要配慮者対策（在宅）	援護対策部、被 災者対策部	自治会自主防災組織、浦安市民生委員児童委員協議会、民間サービス事業所等
第8 応援要請	総括対策部 物資供給対策部	自衛隊・千葉県（防災対策課）
第9 広域避難	総括対策部、避難 対策部、援護対策 部、物資供給対策 部、都市対策部	千葉県（防災対策課）・東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）
第10 行方不明者の捜索・遺 体処理・火葬	被災者対策部 環境衛生対策部 援護対策部 消防対策部	浦安警察署・浦安市医師会・浦安市歯科医師会・自衛隊
第11 生活救援	物 資 供 給 対 策 部、避難対策部	農林水産省関東農政局、農林水産省農産局、協定締結先スーパー等、千葉県企業局市川水道事務所葛南支所、社会福祉協議会
第12 建築物対策	都市対策部	千葉県（被災建築物応急危険度判定支援本部）
第13 清掃・環境対策	環境衛生対策部 都市政策部	浦安市一般廃棄物収集運搬委託業者、浦安市一般廃棄物処理業許可業者、浦安建設業協力会、し尿収集運搬業者
第14 ライフライン対策	都市対策部	千葉県国道事務所、千葉県葛南土木事務所、首都高速道路（株）、（株）オリエンタルランド、浦安建設業協力会、浦安市緑化事業協同組合、千葉県企業局市川水道事務所葛南支所、
第15 市民生活安定への支	被害調査対策部	社会福祉協議会、金融機関、船橋県税事務所、

援	援護対策部 被災者対策部	市川税務署、ハローワーク市川、日本放送協会、京葉瓦斯(株)、東京電力パワーグリッド(株)、NTT東日本(株)、千葉県企業局、浦安郵便局
---	-----------------	---

● 自助・共助の役割

市民	—
事業所	—
自治会 自主防災組織等	—

第1 水防活動

1. 水防作業

短時間強雨や集中豪雨により浸水被害が発生するおそれのある場合は、現場における活動のため庁内に排水対策本部を設置し、消防本部と連携して護岸堤防、水門等の警戒・巡視、排水機場の操作、ポンプによる排水、土のう積み等の水防作業を行う。

また、江戸川の増水による洪水、旧江戸川、浦安海岸における高潮が発生した場合は、流域の水防管理団体等と連携して水防活動及び危険区域への避難情報等の伝達を行う。

なお、洪水、津波、又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

2. 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所において、市は、警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずる。

3. 水防協力団体の指定

市は、水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力などの業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等の団体を水防協力団体として指定する。

第2 救出・救護

1. 警察の活動

(1) 救出・救護班の編成

警察は、避難誘導にあたる部隊のほかに、浸水想定区域内の市民に対し、避難を呼びかける部隊を編成する。

(2) 被害実態の確認及び部隊活動

災害発生後、時間が経過し、市内への浸水が止まってから、救出部隊による救出・救護活動を行う。

2. 消防の活動

(1) 情報収集

避難情報が発令された際には、防災関係機関との連絡を密にし、情報収集に努める。また、災害の発生状況、水防活動状況等については、関係機関と情報共有を図る。

(2) 救出・救護

災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行い、救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。

救出にあたっては、救出した傷病者のうち重篤者、重症者、中等症者は救急車で病院に救急搬送する。それ以外の軽症者は市民、自治会自主防災組織により救護所に搬送する。

第3 災害救助法の適用手続き

市は、市域で大規模な災害が発生するおそれがあり、多数の者の避難の実施の調整が必要となる等、他市町村や関係機関との総合調整が必要となる場合において、国が災害対策本部を設置した場合、災害救助法適用の手続き開始を検討するものとする。

1. 災害が発生するおそれがある段階での救助の種類

災害が発生するおそれがある段階での救助の種類は、次のとおりである。

- 避難所の供与
- 避難行動要支援者等の輸送

※対策の内容は【震災編】応急・復旧計画 第4節「災害救助法の適用手続き」に準拠する。

第4 医療活動

1. 初動医療体制

市は、災害発生時から地域医療の復旧に至るまで、救護所の設置をはじめとした市民等に対する医療救護活動を行うため、医療救護対策部を設置する。

医療救護対策部は、千葉県災害医療本部、災害拠点病院等の医療機関、医師会等の関係団体と綿密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第9節「応急医療救護活動」に準拠する。

第5 避難所の開設・運営

市は、浸水等により自宅に居住することが困難な市民に対し、避難所を開設する。

指定避難所の運営は、自治会自主防災組織等を中心とした避難者自らが行うことを原則とする。

※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第11節「避難対策」に準拠する。

第6 交通路の確保

浦安警察署は、浸水の状況等を勘案して交通規制を行う。

市は、緊急輸送路、重要物流道路、代替補完路上に障害物がある場合は、撤去を行う。

国道、県道、高速道路についても、各道路の管理者が、道路の点検及び応急復旧対策を行い、緊急輸送道路を優先して交通の確保を行う。

※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第10節「警備・交通規制」、第17節「ライフライン対策」に準拠する。

第7 要配慮者対策（在宅）

高齢者等避難が発令された場合、次の対応を行う。

(1) 在宅要配慮者の支援

自治会自主防災組織等の避難支援者は、個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の安否確認及び避難支援を行う。

※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第22節「要配慮者への支援」に準拠する。

(2) 要配慮者利用施設の対策

要配慮者利用施設の管理者は、施設の被災状況を点検し、被災の状況に応じ、他の安全な避難所もしくは指定福祉避難所へ避難誘導を行う。

※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第22節「要配慮者への支援」に準拠する。

(3) 園児等への支援

市立幼稚園・認定こども園及び市立保育園は、気象情報等から水害の危険が予測される場合、できるだけ早期に園児を保護者に引き渡す。引き渡しができない園児は、保護者に引き渡すまで保護を行う。

私立保育園、私立幼稚園についても、市は同様の対応を園に要請する。

※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第22節「要配慮者への支援」に準拠する。

第8 応援要請

市のみでは、応急復旧対策の実施が困難な場合は、千葉県・他市町村への応援協力・派遣要請、自衛隊の災害派遣、災害ボランティアなどの要請を行い対処する。

※※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第5節「受援体制（人的支援）」、第6節「受援体制（物的支援）」、第7節「関係機関への応援・派遣要請」に準拠する。

第9 広域避難

市は、市域の被害が広範囲にわたると予想される場合や発災後、市域外への避難を緊急的かつ迅速に実施する必要がある場合は、被災地外への広域避難を検討する。

※対策の内容は、災害応急・復旧計画【震災編】 第11節「避難対策」に準拠する。

第10 行方不明者の搜索・遺体処理・火葬

行方不明者が発生した場合、市は、警察、自衛隊と連携して搜索及び遺体の収容を行う。遺体は警察による検視、医師による検案等を経て、遺族に引き渡す。

※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第15節「行方不明者の搜索・遺体処理・火葬」に準拠する。

第11 生活救援

市民及び事業所は、避難の際は家庭及び事業所内備蓄を活用するものとする。

市は、浸水のため住家を失った避難生活者に対し、飲料水・食料・物資等を供給する。救援物資受入れ所が浸水等により使用できない場合は、代替施設を確保する。

※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第13節「生活救援」に準拠する。

第12 建築物対策

1. 応急仮設住宅の供給

市は、住居を失った被災者のために応急仮設住宅を設置する。災害救助法が適用された場合は、千葉県が実施する。

※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第18節「建築物対策」に準拠する。

2. 被災住宅の応急修理

市は、住宅の被害の状況に応じ、自らの資力では応急修理ができない被災者に対し、住宅の応急修理を支援する。

3. 公営住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き室の活用を図るものとする。

※対策の内容は、災害応急・復旧計画【震災編】第18節「建築物対策」に準拠する。

第13 清掃・環境対策

1. 廃棄物の処理

市は、3日以内に災害廃棄物処理実行計画を策定し、指定避難所の生ごみ、医療廃棄物の収集を優先的に行う。

※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第14節「清掃・環境対策」に準拠する。

2. トイレ対策

市は、浸水により自宅トイレが使用できなくなった地区において、仮設トイレ等の災害用トイレを設置する。

※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第14節「清掃・環境対策」に準拠する。

第14 ライフライン対策

1. 鉄道

鉄道事業者は、運航基準等に基づき、速度規制または運転中止を行う。

※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第17節「ライフライン対策」に準拠する。

2. ライフライン

ライフライン事業者は、あらかじめ定められた計画に基づき、応急対応を実施する。

※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第17節「ライフライン対策」に準拠する。

3. 河川・内排水施設

河川管理者は、管内の河川施設を巡視、排水を行う。

※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第17節「ライフライン対策」に準拠する。

■ 第15 市民生活安定への支援

市、関係機関は、被災者の生活を支援するため生活相談、義援金等の配分、その他法令等に基づく支援を行う。

※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第24節「市民生活安定への支援」に準拠する。

第4節 風害対策

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 台風・竜巻情報の収集・伝達	総括対策部、都市対策部、消防対策部	千葉県防災対策課、銚子地方気象台、浦安警察署
第2 応急対策活動	総括対策部、環境衛生対策部、都市対策部、消防対策部	千葉県防災対策課、銚子地方気象台、浦安警察署、市消防団

● 自助・共助の役割

市民	気象情報に注意するとともに、不要不急な外出は避けるようにする。
事業所	気象情報や市、交通機関の発信する情報に留意し、従業員及び顧客等の安全確保に努める。
自治会 自主防災組織等	必要に応じて、近隣の災害時要援護者等への声かけに努める。

－ 対策の基本方針・目標 －

1. 大気が不安定な状態が続いた際は、気象情報や竜巻等の情報に留意し、竜巻の発生の可能性が高まった際には、速やかに市民や事業者、関係者等に対し注意喚起の情報を伝達する。
2. 災害発生後は、災害対策本部を設置し、震災編における応急対策計画に準じて、応急対策活動及び復旧活動を実施する。

第1 台風・竜巻情報の収集・伝達

1. 台風・竜巻情報発表時の情報収集

市は、台風の接近が予想される場合、倒木や塩害等の被害が予測されるため台風情報の収集に努める。

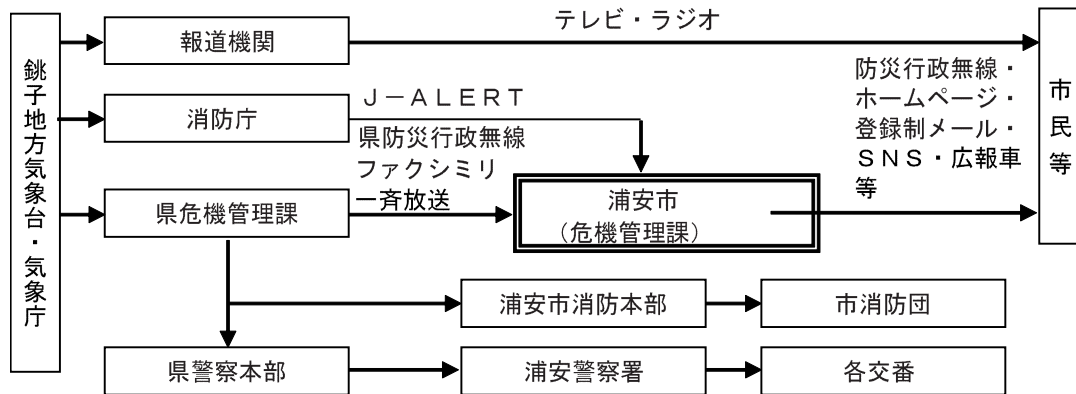
竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻等の激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北東部、北西部、南部など）で発表される。

このため、市は、千葉県内に竜巻注意情報が発表されたときは、竜巻の目撃情報の有無や気象庁ホームページの「竜巻発生確度ナウキャスト」で、竜巻等が発生する可能性がある地域等を監視する。

2. 伝達系統

市は、気象情報等の監視等により、市域内又は隣接市町で竜巻の発生の可能性が高まった際には、防災関係機関及び市民等に竜巻に関する情報を伝達するものとする。

市民等へ伝達するときは、頑丈な建物内に移動するなどの内容を伝達するものとする。



■本市に関する竜巻注意情報等の伝達系統

第2 応急対策活動

竜巻による被害発生後は、災害対策本部を設置し、震災編における応急対策計画に準じて、応急対策活動及び復旧活動を実施するものとする。

なお、発生後の応急対策活動及び復旧活動の概要を次に示す。

1. 初動期（発災直後～）

発災直後の初動期は、人命の救出・救助活動を最優先とする。また、県等への竜巻災害発生報告、被害の全体像の把握、市民への情報提供などを行う。

2. 応急対策期（概ね3時間後～）

応急対策期は、被災者の生活を確保するため、指定避難所の設置、応急物資の配付、応急危険度判定を行うとともに、道路・ライフラインの応急復旧などを行う。

3. 復旧期（概ね24時間後～）

復旧期は、被災者の生活支援・再建に向けた相談窓口の設置、住宅の被害認定調査、り災証明書の発行を行うとともに、支援制度の確立と情報提供を行う。

第5節 雪害対策

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 積雪情報の収集・伝達	総括対策部、 環境衛生対策 部、都市対策 部、消防対策 部	千葉県防災対策課、銚子地方気象台、浦安警察署
第2 応急対策活動	総括対策部・都 市対策部	—

● 自助・共助の役割

市民	気象情報に注意するとともに、不要不急な外出は避けるようにする。
事業所	気象情報や市、交通機関の発信する情報に留意し、従業員及び顧客等の安全確保に努める。
自治会 自主防災組織等	市の発信する情報を取得し、地域へ伝達するよう努める。

－ 対策の基本方針・目標 －

- 大雪警報等の気象情報に留意し、大雪による積雪の可能性が高まった際には、市民や事業者、関係機関等に対し速やかに注意喚起の情報を伝達する。
- 災害発生後は、あらかじめ定めている職員体制に従い体制を確立し、応急対策活動及び復旧活動を実施する。

第1 積雪情報の収集・伝達

1. 積雪に関する被害情報等の伝達

市は、積雪等による人的被害、建物被害、ライフライン被害、公共交通の運行状況等の情報を収集し、県、浦安警察署等の防災関係機関と連携した応急対策を実施する。

2. 市民等への広報

市は、雪害によるライフライン被害や公共交通機関の運行状況について、市防災アプリ、市ホームページ、重要なお知らせ配信サービス、X などにより市民等へ周知する。またあわせて、大雪時に市民・事業所等がとるべき行動を周知する。

■ 市民・事業所等の取るべき行動の例

- テレビやラジオなどで気象状況を確認する。
- 停電や断水に備え、非常持ち出し品及び防災用品・防災資機材などを準備する。
- 不要不急の外出は極力避ける。
- 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- 路上駐車をしない。
- 自宅・事業所の除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転倒・転落・交通事故の防止対策を講じるとともに、屋根雪の落下に注意する。

第2 応急対策活動

1. 道路機能の確保

市は、災害対応における拠点施設及び病院などの施設や、市民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。(状況に応じて各駅前広場等を対策に加える)

(1) 除雪

異常な積雪時には、緊急輸送路、重要物流道路、代替補完路の交通確保を最優先とし、浦安建設業協力会等への応援要請など機械及び人員を動員して集中的に除雪を行う。

除雪作業の実施にあたっては、職員の巡視による状況の把握を行い、除雪路線を決めた上で主要道路の橋りょう等の坂道などから作業を行う。

(2) 交通規制

浦安警察署、道路管理者（国、千葉県、浦安市、首都高速道路（株））は、交通安全確保を図り、また緊急輸送路等の交通を確保するため、互いに連携をとって交通規制を行う。

市は、緊急輸送路等の道路及び橋りょうの点検を行い必要な応急対策を行う。

2. 雪捨て場の確保

除雪した雪などの処理が必要となったときは、雪捨て場を選定・確保するとともに、浦安建設業協力会等へ雪の運搬等の応援を要請する。

3. ライフライン等の応急・復旧対策

ライフライン事業者は、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。また、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

市は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

第6節 火山災害対策

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 被害情報の収集・伝達	総括対策部、環境衛生対策部、都市対策部	—
第2 応急対策活動	総括対策部、環境衛生対策部、都市対策部	—

● 自助・共助の役割

市民	・ やむを得ず外出する際はマスクを装着する等の健康を守る対策をとる。 ・ 敷地内の降灰の除去を行う。
事業所	・ 降灰情報や市、交通機関の発信する情報に留意し、従業員及び顧客等の安全確保に努める。 ・ 敷地内の降灰の除去を行う。
自治会 自主防災組織等	・ 市の発信する情報を取得し、地域へ伝達するよう努める。

－ 対策の基本方針・目標 －

1. 市は、道路除灰作業計画を作成し、浦安建設業協力会等の協力を得て除灰作業を実施する。
2. 除灰作業の実施にあたっては、職員の巡視による状況の把握を行い、道路の路側線（白線）が目視出来ない、歩行者や車両の通行に支障をきたすと想定される場合に、路線を決めた上で必要な降灰除去等の作業を行う。
3. 除灰等は緊急輸送路、重要物流道路、代替補完路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して行う。（状況に応じて各駅前広場等を対策に加える）なお、応援が必要な場合は、県へ応援を要請する。

第1 被害情報の収集・伝達

市は、降灰による被害発生時に円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

1. 降灰に関する情報の収集・伝達

市は、富士山に関する噴火警報や降灰予報が発表されたとき、又は市域で降灰を確認した

ときは、降灰分布を把握し、防災行政無線、市防災アプリ、市ホームページ、重要なお知らせ配信サービス、X などにより、市民等へ周知する。

また、あわせて、降灰時に市民・事業者等にとるべき行動を周知する。

■降灰予報（気象庁が発表）

降灰量を、降灰の厚さによって「少量」「やや多量」及び「多量」の3階級に区分し発表する。降灰量階級表では、それぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び「とるべき対応行動」を示す。

■噴火警報・噴火警戒レベル（気象庁が発表）

名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5 (避難)
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	レベル4 (高齢者等避難)
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3 (入山規制)
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	レベル1 (活火山であることを留意)

<発表時期>

時 期	内 容
噴火前の情報 (降灰予報（定時）)	噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表
噴火直後の速報 (降灰予報（速報）)	噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を噴火後5～10分程度で速やかに発表
噴火後の詳細な予報 (降灰予報（詳細）)	噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20～30分程度で発表

＜階級表＞

名称	表現例			影響と取るべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1 mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える（慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める）	運転を控える（降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる）	碍子への火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1 mm ≤ 厚さ < 1 mm【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護（喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある）	徐行運転する（短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある。道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1 ～0.2 mmで鹿児島市は除灰作業を開始））	稲などの農作物が収穫できなくなる。 鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める（火山灰が衣服や身体に付着する。目に入ったときは痛みを伴う）	フロントガラスの除灰（火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある）	航空機の運航不可

（出典：気象庁ホームページ）

2. 被害情報等の伝達

市は、降灰による人的被害、建物被害、ライフライン被害、公共交通の運行状況等の情報を収集するとともに、必要に応じて、次の降灰調査項目を参考に降灰に関する情報を調査し、県、浦安警察署等の防災関係機関と連携した応急対策を実施する。

■降灰調査項目

- | | | |
|--------------|-----------|--------------|
| ○降灰の有無・堆積の状況 | ○時刻・降灰の強さ | ○構成粒子の種類・特徴等 |
| ○降灰量・降灰の厚さ | | |

3. 市民等への広報

市は、富士山の噴火に伴う降灰を確認したときは、降灰によるライフライン被害や公共交通状況等について、市防災アプリ、市ホームページ、重要なお知らせメール、X などにより市民等に周知する。

また、あわせて、降灰に対する市民・事業者の取るべき行動を周知する。

■市民・事業所等のとるべき行動例

- テレビやラジオなどで気象庁が発表する火山の噴火警報等を確認する。
- 市域及び周辺地域の降灰の予測状況を確認する。
- 停電や断水に備え、非常持ち出し品及び防災用品・防災資機材などを準備する。
- 家屋に火山灰が入らないように窓を閉め、洗濯物は外には干さないようにする。
- 降灰中は、外出を控える。なお、外出する場合は、マスクやゴーグル、帽子の着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのど、頭などを保護する。
- 降灰中は、自動車の運転を控える。なお、自動車を運転する場合は、降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し、視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。
- 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- 自宅・事業所前の生活道路・歩道等の降灰除去の協力を努める。また、近所（高齢者世帯など）の降灰除去の協力を努める。
- 家庭・事業所における降灰の処理方法に関する情報

第2 応急対策活動

1. 治安の維持及び交通安全の確保

降灰による被害発生時には、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想されるため、県、浦安警察署及び自治会自主防災組織等と連携し、市内の治安の維持の万全を期する。

また、降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、浦安警察署と連携し、道路交通の安全を確保するための応急対策を実施する。

2. 降灰の除去

(1) 降灰の除去

降灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者により行うものとする。

(2) 降灰の回収

各家庭から排出された降灰の回収は、市が実施するものとし、市は、降灰の収・処理計画を作成し、収集作業を実施する。

(3) 一時仮置場の設置等

市は、降灰の処分が必要となった時には、一時仮置場の設置を行うとともに、火山灰の利用、処分について検討する。

3. ライフライン等の応急・復旧対策

市及びライフライン事業者は、ライフライン等応急・復旧対策を雪害対策計画に準じて行うものとする。

4. 児童生徒の安全確保対策

市は、児童生徒の安全を確保するため、必要な対策を次のとおり実施する。

(1) 児童生徒の保護

ア 登校前に降灰があった場合

降灰により、児童生徒の登校に支障や危険があると判断した場合は、学校長の判断により児童生徒の身の安全を第一に考え、臨時休業措置をとり、保護者へ連絡を行う。

イ 在校中に降灰があった場合

降灰が確認された場合は、児童生徒を屋内に退避させることとし、できるだけ降灰が屋内に入らないよう窓を閉めるなどの対策を実施する。また、児童生徒の安全確保を行った後、学校長の判断により下校時刻の変更や臨時休業措置を行う。なお、当該措置を行う場合は事前に保護者へ連絡を行う。

ウ 下校時の対応

小学校では保護者へ引渡しを行う等各段階に応じた適切な対応をとり安全な下校に配慮する。なお、保護者へ引き渡しを行う場合は保護者へ連絡を行い、引渡しまでの間、学校で留め置くこととする。

(2) 臨時休業措置期間

原則として、降灰が継続している間は休校とする。ただし、降灰量がわずかである等、児童生徒の安全確保や学校活動に支障がない場合は、学校長の判断で教育活動の継続・再開を可能とする。

5. 健康被害対策

市は、市民の健康を維持するため、必要な対策を実施する。

(1) 健康被害防止活動

ア 健康被害防止のための周知

市は、量的降灰予報が発表される又は降灰が確認された場合は、降灰による健康被害を防止するため、市民に対して次の事項を周知する。

■健康被害の防止対策

- 外出をなるべく控え、帰宅時は、うがい、手洗い、洗顔等を行う。
- 呼吸器系の基礎疾患がある人は、気管支炎等の症状悪化のおそれがあるため、外出を極力控える。
- 外出時はマスク（マスクがない場合は、濡らしたハンカチ等）とゴーグル（ゴーグルがない場合は眼鏡等）を着装し、眼と呼吸器を保護する。
- 火山灰が、眼に入った場合は、決してこすらず、流水で洗い流す。また、降灰時はコンタクトレンズの装用を控える。

第7節 大規模事故災害対策

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 各災害共通の対策	総括対策部 都市対策部 環境対策部 消防対策部	—
第2 大規模火災対策	総括対策部 消防対策部	—
第3 危険物等災害対策	総括対策部 消防対策部	—
第4 海上災害対策	総括対策部 消防対策部	海上保安庁
第5 油等海上流出災害対策	総括対策部 消防対策部	海上保安庁
第6 航空機災害対策	総括対策部 環境対策部 消防対策部	国土交通省
第7 鉄道災害対策	総括対策部 消防対策部	東京地下鉄（株） 東日本旅客鉄道（株）
第8 道路災害対策	総括対策部 都市対策部 消防対策部	—
第9 放射性物質事故対策	総括対策部 環境対策部 消防対策部	—

● 自助・共助の役割

市民	—
事業所	—
自治会 自主防災組織等	—

－ 対策の基本方針・目標 －

1. 一刻も早く人命を救助し二次災害を防ぐこと（救出・救助・応急医療救護等）
2. 大規模事故の影響をくい止め、市民の安全を確保すること（消火・広報・避難等）
3. 被災した市民及び被災者家族等へ必要な支援を行うこと

第1 各災害共通の対策

1. 情報の収集・伝達

※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第2節「千葉県、防災関係機関との連絡体制」、第3節「市民への情報伝達」に準拠する。

2. 消火、救急救助活動

※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第7節「関係機関への応援・派遣要請」、第8節「消防、救急救助活動」に準拠する。

3. 医療救護

※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第9節「応急医療救護活動」に準拠する。

4. 交通規制

※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第10節「警備・交通規制」に準拠する。

5. 避難

※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第11節「避難対策」に準拠する。

6. 生活救援

※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第11節「避難対策」に準拠する。

第2 大規模火災対策

浦安市域において大規模な火災により多数の死傷者等の発生や多数の避難が必要となる災害が発生した場合に、迅速な消火、負傷者の救助、市民の避難をすることにより被害の軽減を図るものとする。

この計画の対象となる大規模火災は、次のとおりである。

- ① 多数の建物が延焼する火災
- ② 高層建築物等で火災が発生し、多数の救助が必要となるもの

第3 危険物等災害対策

浦安市域及びその周辺において、危険物の漏出、爆発、火災により、死傷者を伴う大規模な事故、又は市民の避難を必要とする事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救助し被害の軽減を図るものとする。

この計画の対象となる危険物等災害は、次のとおりである。

- ① 危険物の漏出、爆発、火災により、多数の人命の損失を伴うもの
- ② 危険物の漏出、爆発、火災により、市民に影響が及ぶもの
(危険物：石油類、化学薬品、火薬類、高圧ガス、毒物劇物等)

第4 海上災害対策

浦安市域に影響の及ぶ海域において、船舶等の衝突、転覆、火災、浸水等の事故が発生した場合に、多数の遭難者を迅速かつ適切に救助し被害の軽減を図るものとする。

この計画の対象となる海上災害は、次のとおりである。

- ① 釣り船、旅客船その他多数の人が乗船している船舶の海難事故で、多数の人命の損失を伴うもの
- ② 漁船の集団海難事故で、多数の人命の損失を伴うもの

第5 油等海上流出災害対策

浦安市域に影響の及ぶ海域において、流出した油等の拡散防止と回収を実施し、付近の船舶並びに沿岸の市民の安全を図るとともに、環境汚染を最小限に防ぐものとする。

この計画の対象となる油等海上流出災害は、次のとおりである。

「船舶等の接触、衝突、乗り上げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うもの」

1. 防除方針

流出した油等は、海上での防除を基本方針とし、海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努める。関係機関においては、流出油等の性状及び有害性の有無について把握し、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

2. 流出油の防除措置

漂着油により海岸等が汚染される場合は、原因者の要請により除去作業を実施する。また、必要に応じ回収油の保管場所を確保する。

多数のボランティアが参加する場合、浦安市社会福祉協議会は、市からの要請を受けた場合、災害ボランティアセンターを災害時体制に移行し運営を開始する。油回収者の健康管理については、市川健康福祉センター、医師会等と連携して対策を実施する。

3. 環境保全対策

水域等の環境調査を実施し情報を関係機関に報告する。悪臭の発生等により健康被害のおそれがある場合は、市川健康福祉センターと連携して健康相談に対応する。

また、海鳥、海生動物等に被害が発生した場合は、関係機関とともに保護に努める。環境への影響については長期にわたって監視を行う。

4. 補償対策

船舶油濁損害補償法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、直接的な被害、回収作業に要した費用等を船舶所有者に対し請求する。

第6 航空機災害対策

浦安市域及び浦安市が面する東京湾において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空機災害」という。）が発生した場合に、関係機関と連携して遭難者を迅速かつ適切に救助することにより被害の軽減を図るものとする。

この計画の対象となる航空機災害は、次のとおりである。

- ① 東京湾への航空機の墜落・炎上により、搭乗者等多数の人命の損失を伴うもの
- ② 市街地への航空機の墜落・炎上により、市民及び搭乗者等に多数の人命の損失を伴うもの

1. 防疫・清掃

情報等から、災害に係る航空機が国際線であることがわかった場合は、東京検疫所等と密接な連携を図りつつ、応急防疫対策を行う。また、災害現場の清掃は国、県等に協力を仰ぎながら、その他の災害廃棄物処理及び障害物除去と同様に行う。

2. 環境保全対策

航空機災害に伴う大気汚染有害物質の漏出により、大気が汚染することや海域等の水質汚濁を防ぐため、国、県、関係機関と連携して状況を把握するとともに、大気汚染監視等モニタリングを実施する。

第7 鉄道災害対策

浦安市域の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故又は火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救助し被害の軽減を図るものとする。

この計画の対象となる鉄道災害は、次のとおりである。

列車の衝突、脱線等の事故により、多数の人命の損失を伴うもの

第8 道路災害対策

浦安市域の高速道路及び国道等の道路において、車両の衝突、車両火災、道路構造物の破壊等により多数の死傷者を伴う交通事故等が発生した場合に、迅速に負傷者を救助する。

この計画の対象となる道路災害は、次のとおりである。

- ① 集団交通事故、道路構造物の破壊等により、多数の人命の損失を伴うもの
- ② 危険物積載車から危険物が流出し、市民等に影響が及ぶもの

第9 放射性物質事故対策

浦安市域には、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に規定される原子力事業所は存在しないが、医療機関等の放射性同位元素使用施設のほか、県内には核燃料物質を使用している事業所がある。また、隣接した県には原子力事業所があるほか、東京湾での原子力艦の航行、核燃料物質等運搬時の通過も想定される。

これらの状況の把握や法的規制の権限は、県、市にはないが、放射性物質事故の影響が甚大なことから予防対策、事故発生時の対策について、市のとるべき措置を定める。

浦安市で想定される放射性物質事故災害は、次のとおりである。

- ① 燃料核物質事業所における事故

燃料核物質事業所が存在しないため、影響はないものとする。

②燃料核物質の輸送中の事故

原子力発電所用低濃縮ウラン等の輸送車両の事故により格納容器が破損し、六フッ化ウランが露出する事態を想定する。この事故によって、付近の市民が避難を必要とする確率は大変低いが、事故現場から 15 mの立入禁止区域を設定し、100 mの範囲において重点的に防災対策を実施する。

③他県の事故による影響

原子力災害対策特別措置法の対象事業所は、神奈川県、茨城県に所在する。事故発生時の影響範囲は、最大でも 10 km以内としており直接的な影響はないと考えられるが、市民の不安を解消するため、放射線量の測定及び結果の周知等の対応を実施する。

④原子力艦の事故

東京湾における原子力艦事故は、保有する核燃料種類や量等が不明確である。国、県等の関係機関からの事故情報等の収集体制及び市民への広報体制等について検討する。

1. 情報の収集・連絡

(1) 情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業者は、放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、国及び県に連絡をする。

市は、通報を受けた場合は、消防、警察、道路管理者、県に報告する。また、発生状況・被害の状況を収集し、把握できた範囲から県その他関係機関に報告する。

市民に対しては、防災行政用無線、広報車、市防災アプリ、市ホームページ、メール配信、ソーシャルメディア等により広報活動を行う。

(2) 放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原子力災害対策特別措置法に規定される原子力防災管理者は、県内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象(原子力災害対策特別措置法 第 10 条第 1 項の規定により通報すべき事象) 発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに県、事故発生場所を管轄する市町村及び国の関係機関に通報する。

県は火災・災害等即報要領や原子力災害対策特別措置法に基づき、事故情報等を総務省消防庁に報告し、併せて、原子力災害対策特別措置法 第 7 条に規定する関係周辺市町村長にその旨を通報する。

市は、市内における事故の通報を受けた場合、又は市外であっても市に被害が及ぶと判断された場合、直ちに防災関係機関に伝達する。

(3) 県外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原子力災害対策特別措置法 第 15 条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル(平成 16 年 8 月 25 日中央防災会議主事会議申合せ)」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合、県は、国や事故の所在都道府県等から情報収集を迅速に行う。また市は、事故に関し、県及び防災関係機関からの情報収集に努める。

(4) 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報する。

2. 緊急時のモニタリング活動の実施

千葉県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所等の専門家の指導又は助言を得て、モニタリング活動を行う。

市は、必要に応じて、公園・集会所等のこどもが利用する施設を中心に空間放射線量の測定を行う。

3. 緊急被ばく医療対策

千葉県は、必要に応じ、国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行う。

4. 飲料水及び飲食物の摂取制限等

千葉県、市等は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染される、若しくは汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

■食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対 象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル／キログラム
牛乳	50 ベクレル／キログラム
乳児用食品	50 ベクレル／キログラム
一般食品	100 ベクレル／キログラム

5. 広域避難者の受け入れ

(1) 広域避難者の受入れ

千葉県から、他市町村からの避難者の受入れの協議を受けた場合、又は協定に基づき被災市町村から避難者の受入れの要請を受けた場合、市は同時被災等、受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れる。

(2) 住宅等の滞在施設の提供

市における公共施設等の受入体制を補完するため、市及び千葉県は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

6. 汚染された土壌等の除染等の措置

千葉県及び市は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等について、除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、千葉県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行う。

7. 風評被害対策

千葉県は、国、市等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより、風評被害の発生を抑制する。

第 6 章

災害復興計画

第1節 復興の基本的な考え方

大規模な被害が発生した時は、被害状況を把握したうえで、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる。応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施する。

復興に際しては、災害に強いより安全なまちづくりを目指すとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進める。

人びとがくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちたまちとなるよう復興に取り組む。

復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。

市民、事業者、市、千葉県、国など、多様な主体が「協働と連帯による都市づくり」を行う。

1. 生活復興

第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く災害前の状態に戻し、その安定を図ることである。心身や財産に回復し難いダメージを受け、災害前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。

個人や事業者は自らの責任において、あるいはともに助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。

自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。

また、被災した学校施設の復興に当たっては学校の復興とまちづくりの連携を推進し、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

2. 都市復興

いち早く従前のまちづくりの軌道に戻すとともに、以前に比べより一層の魅力創出をめざすため、次の点に留意して都市復興に取り組む。

○特に大きな被害を受けた地域のための復興に止まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。

○復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。

○市民、事業者、市、千葉県、国など多様な主体が「協働と連帯による都市づくり」を行う。

第 2 節 市の対応

● 対策項目と公助の担当機関

項 目	担 当	関係機関
第1 災害復興本部の設置	総括対策部	－
第2 災害復興計画の策定	総括対策部、 都市対策部	－

● 自助・共助の役割

市民	－
事業所	－
自治会 自主防災組織等	－

第 1 災害復興本部の設置

1. 復興体制

市長は、災害により被害を受けた地域が市内の相当の範囲に及び、かつ、災害からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、災害復興本部を設置する。

災害復興本部は、被災後の早い時期に設置するものとし、災害対策本部員により構成される災害復興本部会議において、災害復興基本方針及び災害復興計画を早期に策定することにより、災害復興後のまちのビジョン、市民生活ビジョン、災害復興計画の到達目標、事業指針等を市民に明確に示すとともに、具体的な災害復興事業を推進していく。

2. 基本方針の策定

災害復興本部の設置後、すみやかに市長、学識経験者、関係団体等により構成される浦安市災害復興検討会議を設置し、災害復興基本方針等を策定する。災害復興基本方針を策定した場合は、すみやかにその内容を市民に公表する。

第 2 災害復興計画の策定

1. 災害復興基本方針の策定

災害復興本部長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、災害発生後 2 週間以内を目途に、災害復興検討会議の審議を経て、「災害復興基本方針」を策定し、公表する。

災害復興基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。

- くらしの復興
- 都市の復興
- 住宅の復興
- 産業の復興

2. 災害復興計画の策定

災害復興本部長は災害復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、災害復興計画を策定する。

(1) 災害復興計画の視点

- 市が実施する復興施策に係る基本目標と体系を明らかにする。
- 市民の生活再建、生活の基盤であるまちの再生に必要な施策を掲載する。
- 繰り返し発生する大災害に備えたまちへの改善を目指した長期的視点に立つ。

(2) 災害復興計画の策定手順

- 災害復興本部長は、災害復興検討会議を招集し、計画の理念等の検討を依頼する。
- 災害復興本部長は、災害復興検討会議の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、震災後6か月を目途に、復興計画を策定し公表する。

第7章

南海トラフ地震に係る 周辺地域としての対応計画

第1節 計画の基本方針

第1 計画策定の趣旨

これまで、東海地震は国内で唯一予知の可能性のある地震とされ、本市では東海地震に係る周辺地域としての対応計画を定め、東海地震に備えてきたところである。

しかし、中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成29年9月26日公表）において、確度の高い地震予測は困難であるとの知見が示され、同年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたことから、新たな防災対応の検討が必要となった。その後、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」が公表されたことから、その内容に基づき対応計画を策定するものである。

第2 基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合においても、「地震発生可能性」と「防災対応の実施による日常生活や企業活動への影響」のバランスを考慮しつつ、一人一人が、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択する」という考え方が重要である。原則として社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持しながら、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応をとり市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。

なお、本市は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていないことから、計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。

第3 定義

この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に気象庁から発表される情報をいう。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

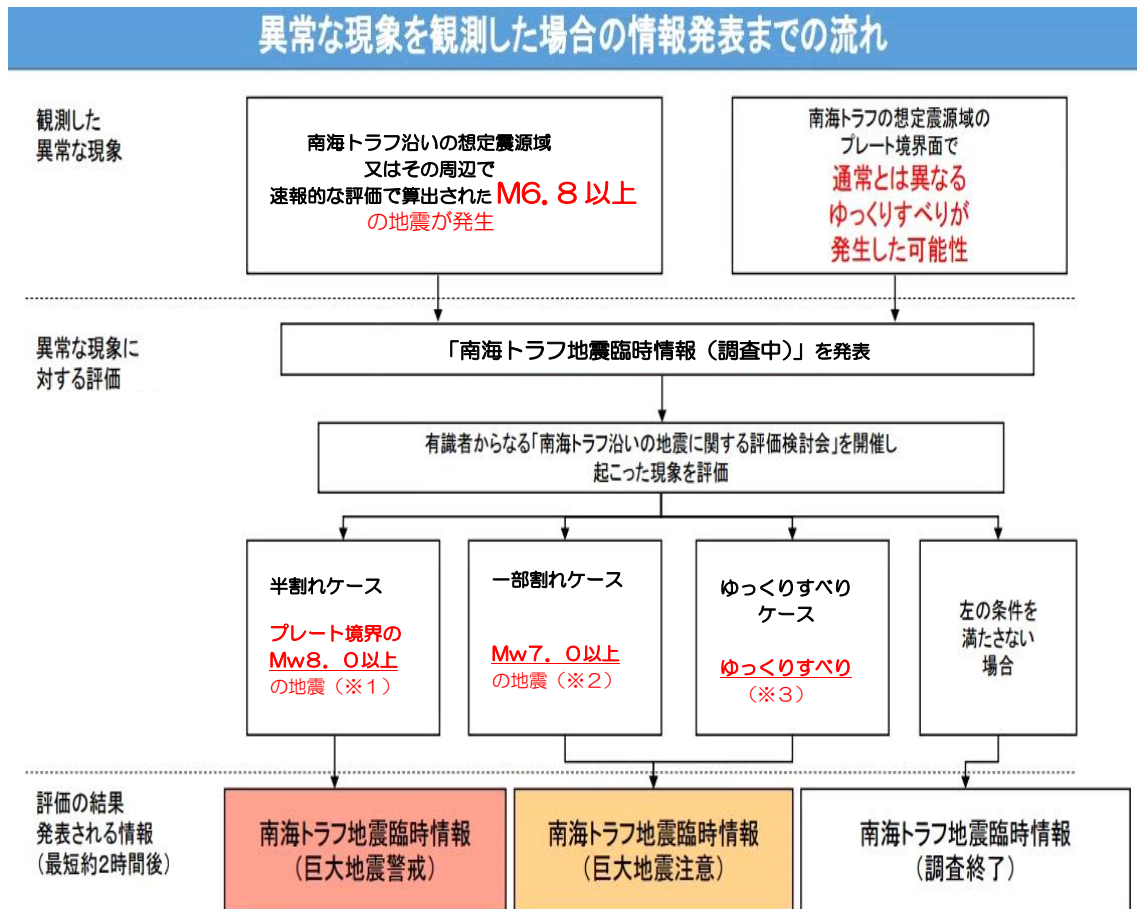
(4) 後発地震

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等の現象が発生した後に、発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。

第4 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは以下のとおりである。

■ 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



※1 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において Mw8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において Mw7.0 以上、Mw8.0 未満の地震が発生した場合、又は南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で Mw7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第2節 南海トラフ地震臨時情報と防災対策

■南海トラフ地震臨時情報と防災対策

情報名	発表する基準	市の防災対策
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	・南海トラフの想定震源域またはその周辺で速報的な評価で算出されたM6.8程度以上の地震が発生 ・南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性	危機管理課職員は連絡体制について確認をとる
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	・M7以上の地震※¹ ・ゆっくりすべり※²	情報収集体制に移行する
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	・プレート境界のM8以上の地震※³	情報収集体制に移行する
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	※ ¹ ～※ ³ の条件を満たさない場合	通常の体制に移行する

※¹ 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※² ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

※³ 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、本市及び関係機関は、次のような広報や混乱防止措置を実施する。

■南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応

項 目	担 当	対 応 処 置
防災体制	浦安市	○情報収集体制をとり、必要な動員配備を行う。
広報	浦安市	○防災行政用無線、市公式ホームページメール配信サービス等により南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、混乱防止について広報する。 ○市民等からの問い合わせに対応する。
	放送機関	○テレビ・ラジオにより注意報の内容、混乱防止について広報する。
	警察署	○住民・運転者のとるべき措置の広報をする。
混乱防止	東日本旅客鉄道（株）	○旅客に対し、防災対策推進地域内への旅行の中止を懇請する。
	東京地下鉄（株）	○旅客の安全を図るため、放送、掲示、入場制限、迂回誘導等により混乱防止措置をとる。
	N T T 東日本（株）	○防災関係機関等の通話は、最優先で疎通させる。 ○一般電話は利用制限を行う。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合は、本市及び関係機関は、次のような対策をとる。

項 目	担 当	対 応 措 置
防災体制	浦安市	○情報収集体制をとり、必要な動員配備を行う。
広報	浦安市	○防災行政用無線、市公式ホームページメール配信サービス等により南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、市民等のとるべき防災措置、混乱防止の対応措置を広報する。 ○市民等からの問い合わせに対応する。
	放送機関	○テレビ・ラジオにより南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、市民等のとるべき防災措置、混乱防止の対応措置を広報する。
	警察署	○広報車、航空機、拡声器等で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、住民運転者のとるべき措置、公共交通機関・道路交通・交通規制の状況等を広報する。
公共輸送	東日本旅客鉄道（株）	○旅客に対し、防災対策推進地域内への旅行の中止を懇諭する。
	東京地下鉄（株）	○旅客の安全を図るため、放送、掲示、入場制限、迂回誘導等により混乱防止措置をとる。
	バス、タクシー	○地域の実情に応じて可能な限り運行を確保する。
ライフライン	千葉県企業局市川水道事務所葛南支所、	○給水を継続する。 ○汲み置き等の広報をする。
	東京電力パワーグリッド（株）	○供給を継続する。
	京葉瓦斯（株）	○ガスの製造、供給を継続する。
	N T T 東日本（株）、 （株）N T T ドコモ	○防災関係機関の通話を確保する。 ○公衆電話からの通話を確保する。
学校、幼稚園、 保育園	浦安市、各学校、各園	○地域の実情に応じて可能な限り平常どおり運営を行う。 ○地震発生時の保護者への引き渡し、保護等について確認を行う。
病院	病院	○外来診療は可能な限り平常どおり行う。
社会教育施設	浦安市	○利用者に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容を広報する。